

第七十五回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第 十 三 号

昭和五十年四月十六日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 大野 明君

理事 菅波 茂君

理事 竹内 繁一君

理事 葉梨 信行君

理事 石母田 達君

理事 伊東 正義君

理事 瓦 力君

理事 田中 寛君

理事 羽生田 進君

理事 粟山 ひで君

理事 川俣健二郎君

理事 田邊 誠君

理事 寺前 巖君

理事 岡本 富夫君

出席國務大臣

厚生 大臣 田中 正巳君

出席政府委員

内閣法制局第四 別府 正夫君

部長 法務省入国管理 影井 梅夫君

局長 厚生省社会局長 翁 久次郎君

局長 厚生省児童家庭 上村 一君

局長 厚生省年金局長 曾根田 郁夫君

局長 社会保険庁年金 河野 義男君

局長 労働省労働基準 水谷 剛藏君

局長 労働省福祉部長 岩崎 隆造君

局長 労働省職業安定 岩崎 隆造君

局長 労働省職業安定 岩崎 隆造君

局長 労働省職業安定 岩崎 隆造君

局長 労働省職業安定 岩崎 隆造君

局長 労働省職業安定 岩崎 隆造君

局長 労働省職業安定 岩崎 隆造君

局長 労働省職業安定 岩崎 隆造君

局長 労働省職業安定 岩崎 隆造君

局長 労働省職業安定 岩崎 隆造君

局長 労働省職業安定 岩崎 隆造君

局長 労働省職業安定 岩崎 隆造君

労働省労働基準 局賃金福祉部企 川口 義明君
画課長
自治省財政局財 政課長 石原 信雄君
社会労働委員会 調査室長 濱中雄太郎君

委員の異動

四月十六日

辞任

島本 虎三君

田邊 誠君

同日

辞任

金丸 徳重君

下平 正一君

同日

補欠選任

田邊 誠君

島本 虎三君

同日

補欠選任

田邊 誠君

島本 虎三君

同日

補欠選任

田邊 誠君

島本 虎三君

同日

補欠選任

田邊 誠君

島本 虎三君

同日

補欠選任

田邊 誠君

島本 虎三君

同日

補欠選任

本日の会議に付した案件

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第二四号)

○大野委員長 これより会議を開きます。

国民年金法等の一部を改正する法律案を議題と

し、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。田中寛君。

○田中(寛)委員 国民年金制度が昭和三十四年に

法律的に発足いたしました以来、毎年制度の改

善、充実が図られてきておりますが、昭和五十年

度におきまして、福祉年金の大幅な引き上げを

初めとして、各種年金のスライドの実施時期の繰

り上げ等の措置が講ぜられましたことは政府の年

金制度に対する熱意のあらわれでありまして、私

どもは全面的に賛同をいたすものであります。特

に田中厚生大臣は、就任されて以来、前向き

の姿勢と積極的な発言をたびたびせられておるこ

とに對しましては深く敬意を表するものであり、大臣の所期の目的が達成せられることを私どもといたしましては強く念願するものであります。しかしながらその反面におきまして、最近の財政経済事情その他年金をめぐる環境の動向から考えますと若干不安がないわけでもございませんで、そういったことを含めながら若干の点についてお尋ねをしてみたいと考えております。

まず、お尋ねをする大前提といたしまして、最近の日本経済の高度成長の行き詰まりに伴いまして、財政的な事情から、年金を含めた福祉関係全体の予算といえますか、あるいは福祉政策の推進のテンポといえるものが従来のテンポを維持できるのかどうか、これまでは幸いにいたしまして、逐年予算的に制度のにも大幅な伸長と内容の改善が見られておりますが、今後におきまして、そういったこれまでのテンポ、趨勢というものが一体そのまゝ維持できるとお考えになつておられるかどうか、その点からまずお伺いをしたいと思います。

○田中(寛)大臣 先生御案内のとおり、従来のような極端な高度成長経済は望めなくなつた、あるいは望ましくないという今日の客観情勢の中にあって、安定成長、これは反面考えてみますると、やはり従来から見ると低成長という姿になることはもう否めないと思つてございます。この間にあって、今日国民的要望の強い社会保障関係費を一体どのようにして繰り込んでいくかということとは、相当ここで考えにやならぬ問題がいろいろあるということももう異論のないところだろうと思ひます。

そこで第一には、こうした低成長下において社会保障費を一体どのように国家の財政支出の中に持ってくるか、こういうことだろうと思ひます。これは大きな財政政策の問題になつてまいりますので、私厚生大臣の立場でこのようなことを申すことはいささか越権かと思ひますが、国民の間にも社会保障の水準をさらに向上させなければならぬという要望の強い今日、低成長下であるからといってこれをないがしろにすることはできないということだろうと思ひます。したがつて、私としてはできる限り、低成長下であっても国の財政支出の中において社会保障費のウェイトを高めていくような努力とPRをしなければならぬであらう、こう思つております。しかし、そうなつてまいりますと、やはり政策の厳しい選択といふものを――その政策のめたらす、持つておるとこの政策効果とのにらみ合いにおいて厳しい選択をしていかなければならぬということも事実だろうと思つております。

こうしたいろいろな観点から、今後政策を選択をしていくということが必要だろうと思ひますが、この後あるいは先生の方から御質問があらうかと思ひますが、私は、基本的には日本の社会保障は、医療保障はかなりの発展を見ておりますが、所得保障についてはどうもいまだおくれつてゐるというところでございまして、どちらかと申しますれば、こうした年金等の所得保障面に財源を投入をするという基本的な方向で進むべきものではないかと思つております。

○田中(寛)委員 大臣のおっしゃる通り政策の厳しい選択をしなければならぬ、そういう点から見て、医療保障に比べて所得保障が若干おくれつておるという御指摘は私も全く同感でございまして、ことに最近、福祉福祉と、何でもとにかく福祉であればというふうなことから対象範囲の拡大

等が行われてまいりましたけれども、事直に申しまして、福祉の悪平等といえますか、本来そのような対象にする必要のない者にまでどんどん拡大がされていく。そして逆に、福祉を最も必要とする階層に対する施策が十分に行われないといったような、そういうきらいのある点もあるのではないかと、さういふふうな見方も若干ないわけではございませんので、そういう点も含めて政策対象の厳しい選択ということからしていただくことはきわめて大切だ、こう思いますが、同時にまた、福祉の財源確保について何か発想の転換といえますか、そういうようなことが必要になってくるのではないかと、あるいはそういう点について大臣自身としてのお考えがありますかどうか。

実は私もまだ知事をしておりまして、これは全国知事会の提案で社会福祉税というものをひとつ創設してもらいたい、そのときは特に地方の社会福祉対策の財源として取り上げたわけですから、基本的な考え方としては、国の福祉財源といたしまして、そういうことが一体考えられないものかどうか、そういうこともございまして、それからさらに専門的な問題に入ってくれば、大臣もしばしば検討したいというお言葉は述べておられるようでありまして、当委員会の附帯決議にもはっきりと出されておりますように、たとえば年金の積み立て方式から賦課方式への切りかえというように、財源確保の面からどのようにお考えになるか、そういう点について御所見をまず具体的に伺ってみたいと思います。

○田中閣内大臣 前段の政策の選択についての先生の御意見は私も全く賛成であります。福祉なるがゆえに何でもかんでもこれを進めようというのと、深い反省も施策もなしにこれを進めようということについては、よほど今後考えてみなければならぬ。一例を挙げれば、世上よく言われているような負担能力を考えない無料化政策のごときものは、やはりこの際は慎重に反省してみる必要があるというふうに思います。あるいは負担能力の

ある者について、人気が取のために公費負担を投入するなどという一部の傾向に対しては、われわれはやはりそういうこともまた考え直さなければならぬというふうに思っているわけでありまして、

しかし、さればといって今後やはり社会保障は必要なものについては進めていかなければならぬということも事実でありますので、この財源の確保について一体どうするかということをごさいます。いま先生は目的税のようなことをいろいろおっしゃっておりますが、私はこれについてはなかなかそう簡単にはいきまいというふうに思っているわけでありまして、国民の福祉を求める声は相当に強いのですが、これに対する財政負担とか負担のあり方については、どうも十分な自覚がまだないというふうな思わなければならぬ一面もあるわけでありまして、果たしてこのような目的税というものが円滑に誕生ができるかどうか。今日のところ、このような目的税を起すということについてにわかにこれを明らかにするといったようなことについては私は私としてはまだ踏み切れない、やはり一般的な税財源の中でやっていく以外に方法がないんじゃないかというふうに思われるわけでありまして、

要は、今後ますます進めていかなければならぬこうした社会保障の財源について、国民のコンセンサスをどうやって求めていくかということが私は今後の課題だろうと思われるわけでありまして、このことはまた年金の財政方式についても言えるものではなからうかと私は思われるわけでありまして、賦課方式論というようにものを申し上げておきながら、反面、これについての協力の体制というものもが現実問題としてとれないということになつてはこれはもう問題にならないわけでありまして、で、こうした国民のコンセンサスをどういうふうな形で求めていくか、これは単なる、たとえば社会保険税のような目的税の関係のみならず、年金の財政方式についても同じように言えるのではないかと、これが今後のわれわれの悩みのだらう、

かように思っております。

まあ強いて申すならば、私は諸外国の例と比較をいたしまして社会保障費がわが国の場合非常に低い、給付が低いというようにいろいろ尋ねてみますと、ヨーロッパの先進諸外国との間で決定的な、つまりわが国の負担の低さを如実に示しているものは保険料負担でありまして、ヨーロッパの社会保険先進国に比べると、約三分の一ぐらしか保険料を払っておられないという事実がございまして、これはいろいろ調べてみると、まさしくその年金の成熟化の問題との関連があるようございまして、今後は保険料負担をどのようにして国民の理解と納得のもとに求めていくかというように、今後の一つの財源調達のあり方として大いに検討に値するものではないかと、かといふふうな思ひつらしてはおりますが、まだこの点については結論を得てはおりませんが、漢とした感じをお答え申し上げたわけでありまして、

○田中(寛)委員 私は社会保障税と仮称で申し上げたのですが、われわれが取り上げたときは、要するに超過所得税あるいは累進所得税の強化というように、これを考えておいたのですが、確かに一般的な税財政問題の中で考えていかなければならぬ問題でございまして、これだけを取り上げてすぐに大臣の所見を具体的に伺うことは無理があるというところは私もよく承知をいたしておりますが、この点につきましては、大蔵省主計官が出ておられるようですが、大蔵省側としてこの福祉財源についてこれからの見通しとかあるいはお考え、これはもちろんこれから全体の問題でございまして、からなかなかむずかしい点はあるかと思っておりますが、何かお考えがあれば、この際ちょっと伺っておきたいと思っております。

○梅澤説明員 ただいま田中議員御指摘の点でございまして、五十年年度の社会保障関係費の構成を見ますと、まず総体の約六割を占めているのが社会保険費に対する国庫負担でございまして、それを内容で分析いたしますと、医療と

年金でございまして、これが大体社会保障関係費の七割を占めておる。これが現在の日本の社会保障の財政構造であらうかと思ひます。

そこで問題は、その社会保障費なりあるいは年金、医療というのは、制度的な支出と申しますか、最近よく言われておる言葉で申し上げますと、最も基本的な硬直的な要因を性格として秘めておる歳出であらうと思ひつらしてはおりますが、いづれにいたしましても、そういうものも含めまして福祉に対する財政需要というのは今後ともふえる、あるいは増加する傾向にありますし、また充実にいたなければならぬ問題でありますけれども、反面、田中議員が御懸念になっておられますように、安定成長という経済基調のもとでは、今後、税の自然増収等に象徴的にあらわれますように、財源の調達という問題で非常に困難な局面が出てくるのではないかと、そういたしますと、不可避的に福祉の増進を図るとすれば、反面としてやはり国民の費用負担というものが避けられないのではないかと、いづれにいたしましても、社会保障の財源を調達する方式といたしましては租税が社会保険料か、いづれかになるわけでございますけれども、究極的にはこれは国民の費用負担の問題であるわけでございます。

そこで問題は、調達のための選択といたしまして、租税でいくのか社会保険料でいくのかという問題があるかと思ひます。御案内のとおり、財源の調達の問題につきましては三十七年に社会保障制度審議会の御答申がございまして、仮に一般租税財源で社会保障の各部門に財源配分をする場合のその優先順位は一体いかがであるかという問題が提起されて、基本的にはやはり第一順位というのは社会保障の根幹をなします救済政策と申しますか、生活保護の問題でございまして、公的扶助の面、これが第一順位であらう。第二順位は、低所得者層を中心としますいわゆる社会福祉という面。それから第三部門は、これは一般的な階層の問題でございまして、公衆衛生の問題でございまして、一般租税財源で負担する場合、

社会保険に対する部門というのは、むしろ一番劣後の部門ではないか。本来、社会保険の部門というのは保険料で賄いまして、どうしても保険料で賄い切れない場合、補完的に一般租税財源で賄う、そういう部門であろうというふうに提起されておるわけですが、冒頭に申し上げましたように、日本の社会保険の現在の財政構造は逆転しておりまして、社会保険に対する部門が一番金を食っている。これは、先ほど厚生大臣が明確にお述べになったように、今後社会保険料負担、これは国際水準等の比較から見ましてもいろいろ問題があるわけございまして、国民の各層の広い合意の上に立ちまして、これだけの福祉を達成するためにはこういう費用負担が必要である、その部門はやはり社会保険の部門に私は問題があるのではないかと、問題意識としてはそのように受けとめております。

○田中(党)委員 この問題は議論しておりますとなかなか尽きないわけでございますが、具体的な問題に早く入らしていただきたいので、一応問題を提起をした程度にとどめて、その次の前提的な問題をもう一つ伺っておきたいと思ひます。

それは今日このインフレの克服のために政府が全力を傾注しておられ、またそれ相当の成果も上げてきておられるお立場から申しますと、物価の上昇というものはいざだんだんと鎮静化し、正常な姿に落ちついてくるであろう、こういう見通しを持っておられると思うのであります。しかし、現実の動きを見ておりますと、年金制度の今後の改善、充実を図る上から申しまして、やはり慢性的なインフレといえますか、そういうものに十分耐え得るような仕組みを考へておかないといけません。そういう点から申しまして、五年に一回の財政再計算を實際は四年に短縮をしたりあるいは三年に短縮をしよう、こういうふうによつておられるわけでありまして、そしてまたその間は物価のスライドでつないでいくというふうなことをやっておられますが、そういうことだ

けで一体カバーできるのかどうかという点について、私どもも若干心配をしておるわけでありまして、

○委員長退席、竹内(衆)委員長代理着席
そういう点から申しまして、たとえばデンマークとかオランダのように半年に一回というふうなことは無理にいたしても、西独とかあるいはフランスなどがやっているように年に一回再計算をやるというふうなことは、事実問題としてどうしてもできないことではないでしょうか。

○曾根田政府委員 西ドイツの年一回の再計算について具体的内容を私よく存じ上げておりませんが、けれども、厚生年金あるいは国民年金につきまして制度の見直し、これは経済事情の変動が大きい場合にはできるだけタイムラグを短縮して行うことが望ましいことは当然のことでございますけれども、実際問題として、財政再計算ということになりますと、新しいデータの収集、それから再計算そのものの事務がやはり相当の時日を要する事務でございますので、従来からやっております五年ないし四年、これを今回は三年に短縮することにはいたしておりますが、どうもこの辺が精いっぱいではないかと、そして、その間はやはり現在の物価スライドで経済情勢の変動に対処していくという基本的仕組みを要すること自体はどうも非常にむずかしいような気がいたします。しかしながら、必ずしも再計算を待たぬで制度の手直しを要するような事項もございまして、そういう事項につきましては四年ないし五年を待たぬで必要の都度改正をする、そういう心構えで対処していきたいと思つております。

基本的に、先生御指摘の点は、やはり今後長期的に見ると物価の上昇というものは傾向としては避けられないので、それに対応した年金制度あるいは年金財政の仕組みを結局は長期的にどう考へていくかということに帰着するのではないかと、思ひますが、そういう点につきましては、大臣も少しばしば述べておられますように、将来の方向として現在の修正積み立て方式というものでいいのかどうか、これをどういうプログラムで賦課方式的

な形に近づけていくか。その間、財政方式だけの問題ではございせん、制度の仕組みもそれに応じたいいろいろな手直しが必要でございますので、そういうことによつて長期的には経済変動に対処していくことだろうと考えております。

○田中(党)委員 五十年度はスライドの実施時期を、特例として、厚生年金保険と船員保険は五十年の十一月を八月で、それから国民年金は五十年の十一月を五十年の九月で繰り上げられたわけですね。これを、これからのやり方として、これはやむを得ないとしても、今後、たとえばこういうスライドの実施時期を繰り上げるやり方というものを、もっと繰り上げられないかどうかという点ですね。大臣も、業務体制の整備との関連もあるけれども前向きに考えたいというふうなことを先般の当委員会でも発言しておられますが、これについてどういう具体的な検討なりあるいは準備が進められておるのか、見通しを伺いたいと思ひます。

○河野(義)政府委員 スライドの実施につきましては、事務処理体制を前提に置いて考えなければならぬ一面があるわけでございますが、五十年におきましては、先生いま御指摘がありましたように、三カ月ないし四カ月繰り上げて対応していこうということで進めております。しかし、今後さらにそのタイムラグを縮めるための事務処理体制をどうすれば対応できるかという問題でございまして、年金受給者は毎年加速度的にふえてまいっております。これらについて定時的に処理をしなければならぬわけでございますが、それと並行してスライドの実施時期を繰り上げるといふことはなかなか容易ではございせん。

まず第一にその事務処理体制として考へていかなければならないのは、現在年金の処理は機械で処理しておりますが、これらのコンピュータを取り扱う専門職員を養成して、教育訓練して、量、質ともに強化していかなければならぬわけでございますが、定員の増というものはなかなか容易でございせんが、年金の事務処理体制につきま

しては、五十年度におきましてはプログラマーを中心としたソフトウェアの部門の組織、定員の強化が認められたわけございまして、これらを中心として今後職員の教育訓練を進めていって、今後のそういうスライドの実施時期の繰り上げ等の要請に対しまして将来的には対応できるよう努力を進めていきたい、かように考へております。

○田中(党)委員 そういたしますと、来年度以降の問題になるかと思ひますが、スライドの実施時期の繰り上げはさらに早めることは可能なんですか。

○河野(義)政府委員 私どもはそれを目標に置きまして、そういう体制の強化に努力をいたすつもりでございます。

○田中(党)委員 そういうことであれば、できるだけそういう体制の整備を一日も早く図つていただきたい。ことに有沢懇談会などでは、機動的な業務体制の整備の強化ということを強く言っております。つまり、いついかなる事態に対してもすぐに対応できるような、そういう事務処理体制というものを指しておるかと思ひます。それが、そういう点も含めて、今後ひとつでできるだけの体制の整備を急いでいただきたい。そして、できるだけこのタイムラグを解消するという努力をしていただきたい。これは希望だけを申し上げておきます。

さて、以上二点にわたりまして前提的なことを伺つたわけでありまして、そういうことを前提にいたしまして、大臣にまず第一にお伺ひしたいと思ひますことは、大臣は、この年金の財政再計算を二年早めて来年度やるといふことを言っておられますとともに、その機会に、制度全般の見直しをひとつしてみたいという趣旨の発言がたしかあったかと思ひますが、一体、制度改善の主要点というふうなものをどこに置いて考へておられるのか承りたいと思ひます。

○田中(党)委員 二年早めて五十年度に財政再計算を行うことですが、問題は山積をしいるわけでありまして、しかし五十一年度にやれる

ものと、問題提起をいたしまして今後さらに検討を進めていくものと二つに分けた方がよろしいんじゃないかというふうに思うわけであります。少なくとも五十一年度にやらなければならぬと思つてゐることは、物価スライドによって押し切れたかた積み残しをどのようにして拾つていくかということ、五十一年度の一つの具体的な課題であらうというふうに思うわけであります。換言すれば、資金あるいは経済動向に対応して、物価スライドだけで押し切れないものをどう拾ひ上げていくかということについての検討が一つたろうと思ひます。いま一つは、年金各制度の間におけるいろいろなひずみあるいは欠陥等々、この後あるいは御質疑があらうかと思はれるような、各制度が分立しているために起こつてまいる受給者の不利等々をどの程度救済できるか、あるいは制度の中にあつて、今日の感覚で見ると給付の改善を必要とするものがあるかないかなどということについて検討をするというのが、具体的な来年やらなければならぬテーマの一つたろうと思ひます。

この間にあつて、年金の財政方式というもののどの程度再検討できるか、具体的に実施できるかということについて問題を洗い直してみたい、かように思つてゐるわけであります。この際、もちろん現在の修正積み立て方式における修正率の問題、あるいは俗に言われている賦課方式というものをどういうプロセスとどういう範囲でこれを導入していくか、五十一年度にその部分的なものができるかできないか、もしそれができないとすれば、今後においてそれをどのように進めていくかといったような問題をこの際検討をいたしたいというふうに思つてゐますが、後段の財政方式につきましても、だんだんいろいろなやつてみますと、どうも関係当事者の間の年金制度に対する深い理解と互譲の精神が欠けておつたのでは私ではできないということにならうと思はれるものですから、この方面の啓蒙について今後意欲的に努力をしなければならぬというふうに思つてゐ

る次第であります。

○田中(寛)委員 いまのは、五十一年度に大体実施を若干でもやるという目標で考えになつてゐる問題ですね。というのは、今後の検討課題として残すものと二つに分けられましたけれども、後者の問題はいま触れられたのですか。

○田中(寛)委員 いま申し上げたことは、五十一年度の財政再計算時において検討をすべきもののほとんど大部分を申し上げたわけでございまして、財政方式論についての問題は、検討課題として来年これをすべてセットできるといふふうには私どもは考えておりません。しかし、部分的にそのような考え方を導入できるかどうか、導入する場合、どういふ範囲とどういふプロセスでやるかといったようなことについて、なお今後いろいろと検討をいたし、努力を重ねていきたいというふうに思つてゐるわけであります。

○田中(寛)委員 ただいまこれからの五十一年度の実施を目標にした検討課題をお述べいただいたわけでありますが、その点についてお尋ねをする前に、これはひとつ大臣のお考えを伺いたいのですが、いまの年金の給付の水準ですね。これはILOの規定をしてゐる水準等から見ても、あるいは欧米諸国の水準から見ても、日本の場合は制度の仕組みとしてはかなり高い水準だといふふうに言われてゐるわけですが、しかしその反面、どうもヨーロッパの場合なんかは、こういう公的な年金のほかに、企業年金とかあるいは職域年金とか、これを補完する年金が相当発達してゐるといふこともありますし、それからILOの決めてゐるその四五%という基準は、これは言うなれば開発途上国なども含めておるので、どちらかと言へば最小限の基準だ、そういう点から見ると、経済大国と言われている日本のいま採用されてゐる制度の給付の水準といふものは必ずしも高いものじゃないといふような議論もございすけれども、これは一体どういふふうな受けとめておられるのでございましょうか。

○曾根田政府委員 先生御指摘のように、四十八年改正時の厚生年金の給付レベルは、一応男子の平均標準報酬の六〇%相当という水準であつたわけでございます。率直に言ひまして、水準としては相当な水準であるといふふうに私どもは考えております。ただし、実際の支給額は厚生年金の成熟化等の問題もございまして、資格期間の短い方などもおられるものですから、想定したそのレベルまで達しておりませんけれども、レベルとしては私は相当なものである。

そこで、基本的に、ILO等にもうたわれてゐる年金レベルといふものは一体どう考えるべきかといふことでございすけれども、これは結局は、負担との関係における国民の選択という問題にならうかと思ひますけれども、老後生活のすべてをこれで賄うといふことで、負担との見合ひでそういう合意が得られるならばそれはそれでよいのでありますけれども、老後生活と現役労働者の生活内容の相違、それからまた日本の実社会における扶養の実態、そういったことを総合的にやはり考える必要があると思つておりますが、私どももいたしましては、そういったものも諸要素を勘案して、なお四十八年度のレベルといふものは、国際的な見合ひにおきましても相応の水準であるといふふうに現段階では考えております。

○田中(寛)委員 具体的なことでありますが、厚生年金の水準と公務員の共済年金の水準との間に大きな格差があるといふことをよく聞くのですが、この点についてはどういふふうにお考えでございましょうか。

○曾根田政府委員 御指摘のように、公務員等の共済組合の場合は、年金の算出方法が、最終一年あるいは最終時の俸給の一定割合といふような算出方法でございすので、一般的に言ひますと、年金水準としてはまだ格差があることは事実でございます。また、もちろんそれぞれの制度における給付レベルといふものは、それぞれの制度の沿革等もございすますが、費用負担との見合ひにおいてもこれは定められておるわけでございまして、率直に言ひまして、公的年金としてのレベル、

これがいわゆるその厚生年金相当の全く公的年金だけの要素のものとして考えるならば、私どもは、共済組合はよその制度でございすのでとやかく言うのもどうかと思ひますけれども、いささか高いという感じは持つのでございすけれども、しかしその場合に、厚生年金と全く同じ意味での公的年金としてとらえていいのかわからぬ、たとえば民間企業におきましては、公的年金のほかに、先ほど先生御指摘ございましたけれども、全部ではございせんけれども、企業年金等が相当やはり普及いたしておりますので、そういった要素をどういふふうにかつておきたいか。まあふつと簡明切なれが恐縮でございすけれども、その辺でいささか公的年金的なものすべてであるといふ切れるのかどうか、そういうことも言えるのではないかと。

いずれにいたしましても、先ほど言ひましたようにそれぞれの職域における、それぞれのグループにおける沿革あるいはまた費用負担の見合ひ、そういったことでございすので、現実の格差があるといふことはやはりこれは認めないわけにございせんけれども、その格差が、直ちに厚生年金がすべてその水準まで引き上げなければならぬ水準であるかどうかについては、私はまだ問題があるといふふうにお考えをしております。

○田中(寛)委員 この格差が相当大きいのは事実ですね。そういう点で今後、こういう給付水準の格差の是正という点については、結局、厚生年金側の改善、改革として取り上げるほかはないんじゃないかと実は思つてゐるのですが、じゃ、ほかにも大分、公務員共済年金と比べての格差が目立つわけですね。

たとえば、厚生年金の場合には六十歳になつて老齢年金がもらえる。しかし、その年齢に達しなくてもさらに就職した場合、就職していわゆる在職中になつた場合には、支給についていろいろの制限がございす。共済の場合は、年齢も五十五歳で、そして何らの支給についての制限もないといふような点から比べますと、かなりこのア

ンバランスがあるように実は思われるわけですが、老後保障という点から申しまして、若干や問題はありますが、この点については、一体今後、どういふふうな考えで対処されるつもりか、お伺いをしたいと思います。

○曾根田政府委員 支給開始年齢あるいは在職老齢年金の共済組合との対比におけるお尋ねでございますが、これはもう当然のことでございますが、ここでお断りいたしておきますと、共済組合は、公的年金制度としては老齢年金を厳格に退職老齢年金としてとらえておりまして、したがって、共済組合というその職域にとどまっておる限りは、年齢が何歳になっても共済組合からの年金は支給されない。ただし、数から言いますと、そのような方は非常に少なく、一般的には五十五歳前後で役所をやめて民間の会社、団体に再就職する、そうしますと、少なくとも共済組合としては退職要件を満たすこととなりますので、実際には民間で働いておつて年金がもらえる。それとの対比で実は厚生年金が批判されておるわけでございますけれども、しかし厳密にはこれは制度が分立しておることからくる問題点でありまして、退職要件そのものは、共済年金の場合には非常に厳格に守っておるわけでございます。

しかしながら、そういう実態がございますので、厚生年金の場合も六十五歳以降には退職要件を問わないことにしたのでございますけれども、さらにその上に、六十歳以降でも一定の賃金以下の人には、そういう方の生活実態にかんがみまして一定の年金を差し上げるという仕組みをとって、この限度額についていろいろ問題がございますので、ただいま御審議をお願いしております改正法案でも、かなりの引き上げを行うことにいたしておりますが、この問題は、この取り扱いをどうするかというのは非常に大きな問題でございますけれども、結局は退職要件をどうするかという問題で、将来の年金財政、これは非常に長期的に考えなければなりませんので、まあ私どもの率直な気

持ちを言わせていただければ、六十五歳未満の在職老齢年金については、やはり現在の仕組みのように、一定の所得以下の人に差し上げるという仕組みでやむを得ないのではないかと、しかしながら、その限度額につきましては、実情に合うように、それぞれの改正の都度、実態に応じて改善を図っていくというのが現段階における私どもの考えでございますが、いずれにいたしましても、基本的な問題でございますので、なお来年度改正案の際の一つの重要な事項として検討させていただきたいというふうに考えております。

○田中(寛)委員 これはこの委員会でもいろいろ議論がされたようですが、公務員の場合は、五十五歳でやめて民間に就職すれば、共済年金と民間の給料とがまるまるもらえる。しかし民間の場合は、六十歳で大会社をやめてどこかの中小企業に就職する場合、その給料が四万八千円を超えていると、いわゆる五万円年金というのは全部六十五歳まではストップ、六十五歳を超えればもらえるようになるけれども、それは二割制限をかけられる。しかも、就職しているからまた厚生年金に入つて掛金を掛ける。月給はだんだん上がっていく。掛金がふえておれば当然にその年金額がふえなければいけないのに、それは六十五歳の支給のときのベースでそのままきつづけにされるというやうなことを聞くのですけれども、それは本当ですか。

○曾根田政府委員 六十五歳以上の方に支給する在職老齢年金につきましては、御指摘のように、六十五歳時点で老齢年金の受給資格期間を満たしている者につきましては、その時点でそれまでの期間、標準報酬に見合った年金額を差し上げまして、その後、最終的に再就職のところをやめられるまでは一応その水準で固定をいたしておりますが、仮に六十五歳で五万円なら五万円の年金を受ける人が、六十八歳なら六十八歳で最終的に働くのをやめて老後の生活に入られるという場合には、もちろんその六十八歳の時点でもう一度計算をし直しますから、その後の再就職の三年分の期

間、あるいはその標準報酬が年金額の上に反映されることになっておりますので、最終的にはきつづけというところはございません。

ただ毎年毎年やってもいいではないかという御意見も実はございます。しかし、これは非常に事務的に大量の事務量を要するものですから、どうも毎年毎年年金額の改定をするのはいかなるものであろうか、いまのところはそういうふうに考えております。

○田中(寛)委員 時間がございませんで、次へ移りたいと思います。

これまでの年金制度の改正は、給与水準の引き上げだとか、あるいはスライド制の実施だとか、そういうところを重点を置かれてきたためにあるいはやむを得なかったかと思いますが、先ほど大臣も、五十一年度の検討課題として、一般的に各年金制度が分離しておることからくるひずみだとか不利だとか、そういうものは正をひとつ取り上げたい、こういうお話でございましたので、多分その検討課題の中に入っているのだと思いますが、遺族年金とか障害年金の改善が従来どうもおくれておるような気がいたしますので、来年度の検討の中にはぜひ改善措置を織り込んで実現をしていただきたい、こう思うわけです。

特に具体的なポイントといたしましては、年金の仕組みがそれぞれ違うわけですから、通算にはいろいろむずかしい問題もあるのだと思っておりますけれども、受給権を漏れなく確保していくという点から申しまして、老齢年金でとられていたような通算措置を遺族、障害年金についても及ぼしていくということとはぜひやってもらいたいと思っております。いかがですか。

○曾根田政府委員 老齢年金と同じように、遺族、障害給付についても通算措置をやるべきではないかというお尋ねと思いますが、これにつきましては、前々から当委員会でも御答弁いたしておりますように、やはり来年度の一つの重要な課題として現在関係各省庁と協議を進めております。ただし、先生御指摘のように各制度、それぞれの給付につ

きましてそれぞれの資格要件あるいは遺族の範囲等あるいは廃疾表等の差異がございますので、完全な形でいわゆる通算ということとは、率直に言いますと来年度の問題としては、期待できないと思っております。やはり問題は年金権に結びつかない人を救うというのが第一義であらうかと思っておりますので、そういう方向で、できるだけ各省庁との間の協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○田中(寛)委員 次に、遺族年金についてのもう一つの要望といたしましては、遺族年金受給者の生活の実態あるいは年金受給の実態から見て、あるいはILOで決めている基準等から考えても、いまの老齢年金の五割という支給率はぜひ引き上げてもらいたい。またその最低保障額をこれまた引き上げるように格別の配慮をしてもらいたいと思うのですが、これについてはいかがですか。

○曾根田政府委員 やはり来年度の改正の重要な検討課題の一つと思っております。できるだけその方向で努力したいと思っておりますが、これも先ほどの通算措置と同じように、各公的年金に共通する問題でもございしますので、各省庁とも十分協議を進めて、その方向に努力したい。しかし、これにつきましては、やはりILOの条約にもございまして、すべての遺族を同じようにとらえるのかどうか、遺族の生活実態に応じて重点的に行うのかどうか、それからまた遺族給付の改善ということになりますと、現在の被用者の妻の国民年金への任意加入という問題を制度的にはどういふふうな将来考えるのか、そういうことも実は総合的に考えなければなりませんので、そういうことも念頭に置きつつ努力をいたしたいというふうに考えております。

○田中(寛)委員 たとえば八〇%というような要望も出ておりますが、その程度までの限度額の引き上げは考えられますか。

○曾根田政府委員 関係審議会では御検討をお願いいたしておりますので、具体的な数字の問題は差し控えていただきたいと思います。

○田中(寛)委員 それではその点はひとつ要望にとめておきます。

その次に伺いたいのは、老齢年金受給者が死ねば当然遺族年金をもらえるわけですね。それはいかに短期であっても、被保険者期間中の死亡であれば遺族年金は出せる。それにもかからずせっかく通算制度が認められておりながら、通算年金の受給者の死亡した場合には遺族年金は認められないというのはいかに片手落ちのように思うのですが、この点はいかがですか。

○豊根田政府委員 御指摘の点は、各方面から実はそのような要望を受けておりますので、先ほど申し上げました遺族年金の通算問題にかかわる関連問題といたしまして、関係省庁との間の現在の協議事項の一つとして協議を進めております。

○田中(寛)委員 時間がなくなりましたので、今後はひとつ遺族年金につきましても伺ってみたいと思います。

現在の年金の受給者の中では福祉年金の受給者が圧倒的に多い。そういう点から見て、福祉年金の一層の充実ということが強く要請され、また期待をされておられるわけですが、この点について先般の社労委員会だったですか、大臣は、たとえば老齢福祉年金、こし一十二万二千円に月額引き上げたのをさらに増額したり、あるいは実施時期を繰り上げることは相当困難であるというふうなお話があったように記憶をいたしておりますけれども、この福祉年金のさらに増額、実施時期の繰り上げ等につきましては相当広範な期待が寄せられておられるわけですね。そういう点から見まして、今後こういった福祉年金の改善、充実について、大臣の基本的なお考えをこの際ひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

その中で特に私が伺いたいのは、いままでは、毎年予算編成期に、政策的とか政治的な配慮から月額相当の金額の引き上げがなされたわけですね。これはつかみと言つて少し言い過ぎかもしれませんが、ある程度そういう政治的な配慮が働いて決められたのだと思うのですが、もしこれが今

後非常に困難だということになってくると、一万五千元とかあるいは二万円とか大分期待を持たれておりますので、これについて一体どういうふうになるつもりか、その辺のところを具体的に何かお答えをいただければありがたいと思ひます。

○田中(寛)委員 いま先生の方からいろいろ福年についてのお話がありました。実施時期の繰り上げ、これは今年度予算に関連する問題でございまして、今年度につきましてもいろいろ御要望もございしますが、何しろ七千五百円から一万二千円にするというふうなことにしているという努力をいたしまして、結局はできたのですけれども、この場合そういうふうな無理をかけたものでありますから、あのように十月実施ということになっておられるわけで、これをさらに繰り上げるということとは、今日のところ客観情勢上無理だ、困難であるというふうな遺憾ながら申し上げざるを得ないというふうに私は思っております。

今後の福祉年金の扱いでございますが、これについては前々から私皆さんに申し上げておるうちに、福祉年金というものの性格が、制度発足の当時と今日では微妙に変化をしておるということはもう否定すべくもない状況でございます。したがって、この福祉年金の今後の性格というものをごく一定の観念をいかにしようでございます。できるだけ生活に資することのできるようというふうな気持ちでいかなければならぬ。これはもう客観情勢がそうなるものですから、そういうふうな気持ちでいきたいと思います。御案内のとおり、福祉年金はこれまで一般会計のみに依存をいたしまして給付をいたしておたわけでございしますが、今日こ

こまで参りますと、一般会計のみに依存をいたすの国民的な要望を満たすというところは、私は実際上そう簡単なものではない。いわんや、冒頭議論のありましたいわゆる低成長経済下においてはこのような財源は言うべくして生み出したいというところは、もう国会議員のわれわれならみんなお互いに知つておるのだらうと思ひます。

そこで、一般会計でそれじゃもうこれから一文も上がらないかというところ、さうではないと私は思ひますけれども、しかし一般会計のみに依存するやり方では多くを期待できない。少なくとも国民的な要望に近づけることは私は困難だということに思ひますので、そのような国民の方々がまあまあというふうな給付をするためには、財源を他に求めなければいけないだろうというところであることは間違いないと思うわけであります。その財源をどのようにしてどういうところから求めるかが今後われわれの緊急の政策課題である。

しかしこの場合、こうしたような前の時代に国を築くために働いてきた人々に対して、やはり国民がそれぞれの人たちの老後保障のために協力をするという大衆的精神がなければ、このことは成り立たないというふうな私は思っております。自分たちのためにのみ年金の財源を積み立てるとか拠出をするといったような態度では私はこれは解決をしないというふうな思ひますので、それから、こうした国民的なコンセンサスを求めつつ、一般会計のみによらず広い視野でこの財源を求める方向について今後できるだけ努力をいたさなければならぬというふうな思ひで、せっかくなにもいろいろと努力をいたしている最中でございます。

○田中(寛)委員 若干質問を残しましたけれども、時間が参りましたのでこれで終わらさせていただきます。

○竹内(繁)委員長代理 吉田法晴君。

○吉田委員 年金法の改正案を審議するわけでありまして、先般、三月二十七日公労協を中心にしてゼネストが行われようとしたました。それに対して昨年度の処分を国鉄は留保されましたが、政府は全国一律最低賃金制度について考慮するといふ、これは政治的な約束がなされました。もし全国一律最低賃金制が真剣に話題になる、最低賃金制度審議会が審議をされ、野党案を報告をして、それを基礎にして討議をするということになりますと、七万円を目標にいたします野党案というものが現実的な日程にのぼってくるということを考

えなければならぬ。憲法に保障されておる健康にして文化的な最低生活というものはどういふものであるかということ、現状とそれから全国一律最低賃金制がねらってありますものとの間には相当の差があることは御承知のところでありまして、そこで、それは覚悟の上で政府においては全国一律最低賃金制というものを考慮するということになったのだと私は思ふのであります。思うのであります、その辺をお伺いしたいと思ふのであります。

それから、二年の終期るときに実現をされる最低賃金制についてはいま金額が決まっておりますが、平均というものは、考慮は払われていると考へるわけでありまして、それらの点が年金問題等にも影響をいたしますので、まずお尋ねいたします。

○水谷政府委員 ただいまの御質問であります、先般この委員会が労働大臣からお答え申し上げましたように、全国一律最低賃金制の問題につきましては今後中央最低賃金審議会が調査、審議を求めるといふことになったわけでございます。この問題の経緯について多少触れさせていただきます。二月十日に四団体から要求が出されまして、その段階では、四団体の要求といひますのは全国一律の問題と、それから最低賃金の決定基準の問題、これは生計費を基準にして決めるというふうな決定基準の問題、それから決定方式の問題、つまり委員会が決定するといひます、その三点に四団体で集約をいたしまして、労働四団体の統一要求という形で二月十日に政府に対して要求が出されたわけでありまして、それに基づきましてその後いろいろ折衝を重ねられまして、最終的には、三月二十六日に本委員会が大臣が答弁いたしました、先ほど申し上げましたようなことになったわけでございます。

そこで、先生の御指摘の七万円の問題でございますが、これは春闘共闘委員会あるいは総評等におかれましては、そういう金額を明示した要

求というものはかねがね出されておりましたけれども、今回の折衝の過程ではその金額の問題というものは、金額の問題には触れないといいますが、そういう形で公式折衝あるいは非公式折衝が行われたわけでございます。したがって公式的には全国一律最低賃金制の金額を幾らにするというようなことについては、何ら話し合われておりませんし、それから今後どういう金額に落ちつくであろうかというようにつきましても、私も現在何ら申し上げる材料も、もちろん持ち合わせておらないわけでございます。

それからもう一点は、二年先ということでございますが、これはこの委員会でも答弁した後に社会党と自由民主党との間で話し合われ、また労働大臣が当然その席に陪席いたしておたわけでございしますが、労働大臣といたしましてはそういう経緯があったということも十分尊重するといえますか、そういう経緯になっておりますので、二年という期限がはつきり切られたというようになものでもない。ただもちろん、二年という非常に強い御要望があったというのを肝に銘じて今後審議会に対して私どもは臨んでいかなければいけないというように考えております。

○吉田委員 答弁されましたように、論議の過程の中で七万円という金額が明示されていなかったということは事実かもしれません。しかし全国一律最低賃金制を求めて、これは昨年の暮れあたりから弱者救済という言葉で呼ばれました。具体的には老齢年金受給者だとかあるいは身体障害者だとかあるいは生活保護者だとかいう弱者が挙げられました。挙げましたが、それらのものを含んで、ことしの春闘の場合には全国一律最低賃金制という具体的な――これは世界的な標準から見しても劣らない水準を求めてのセネストであったことは御承知のとおりです。したがって、政府としてストライキを回避するためにだけこまかして言われたのだとは私は思いません。少なくとも政府の首脳が出、労働大臣も出て、こども答弁をされ

た。そうすると、いま生活保護基準なりあるいは失対賃金なりの四万円平均よりもはるかに上がることは御覚悟の上だろうと思えます。そういう意味での国際的な最低基準を上げる話だということに御覚悟になっておられることだと思ふのです。その辺を伺っておるわけですが、問題は、年金論議に関連をいたします最低生活の水準を上げるということに御覚悟になったかということをお尋ねしているわけですが、重ねて御答弁をお願いします。

○水谷政府委員 最低賃金の問題というのは非常にむずかしいといえますが、いろいろ論議のある問題でございます。私も通常一人前最賃とかあるいはそうでないとかいうような言い方をいたしておりますが、現行の最低賃金制度におきましては、賃金の極端に低廉な労働者といえますか、そういう人達について、これ以下の賃金では人を使つてはいけないという最低基準を決めるものである。したがって、その労働者が世帯の世帯主であるとかあるいは世帯主でないとかそういうことに関係なく、賃金の極端に低廉な労働者の賃金を引き上げるといえますか、そういうところに現在の最低賃金制度ではねらいを置いておるわけでございします。全国一律最低賃金制の要求がその要求から脱皮するといえますか、そういう含みを持つていて、というように、そのうち感取つてはおりますけれども、当面の問題といたしましては、その辺のどういふ最低賃金制度であるべきかという問題を含めまして、今後最低賃金審議会でも十分御論議をしていただくというようにいたしたいというふうに考えております。

○吉田委員 最賃論議をここで繰り返して長々とやるうとは思っていないのであります。最低賃金の役割は、あなたから説教をしていただかなくとも、私も心得ております。ただ、いまの職別、地域別の申し合わせによる最低賃金制度は労働者の賃金水準を上げるには役に立たぬと考えられるからこそ、全国一律最低賃金制というものが全労働者のストライキをかけて要求をされた。その水準が現行の最低賃金水準よりも上がることは当然

じゃないでしょうか。

ではもう一つ別の観点から伺いますが、福祉年金に関連をいたしまして、先ほどの田中厚生大臣と同僚議員との質疑を聞いておりましたが、私は去年の予算委員会の分科会の席上、前の齋藤厚生大臣との間にその福祉年金の目標額について論議をいたしました。そのときに引き合いに出しましたのは、おとしの選挙のときに自民党はボスターに五万円年金を約束すからでもやります。この選挙で約束をいたしますというポスターが張られました。これは御承知のとおりでございます。厚生大臣に聞きますと、おれは一律に福祉年金を五万円にするとは思っていなかった、こういう説明でございますけれども、選挙のときにはそういう説明はなされなかった。選挙を通じて自民党が御信任を得るならば五万円年金を差し上げます、その五万円年金は福祉年金は別ですと書いてなかった。しかし常識的に考えまして、年金が五万円という点からいいますと、いまの福祉年金の七千円とか一万二千円とかそういう水準じゃなくて、やはり年金として、老後に働けなくなってももらえる年金は五万円でなければならぬということを、自民党としてはあの選挙を通じてお約束になったものであると私は理解している。それに近づくにはどうされるかという論議をしたわけです。そこで福祉年金についても、これは審議会を通さなければならぬことだけれども、政府としては努力をいたしますと、去年の予算審議の際にこういう約束があった。

私はそうでなければならぬと思うのであります。ここに「今後の老人対策について提言」という、老人問題懇談会ですが、この願ふれはともかくといたしまして、政府で老人対策の審議を願つて提言を求められたのだらうと思ひます。それに「所得保障機能が十分に発揮されているとは必ずしもいいがたい面がある」と書いてあります。また「公的年金制度の二大支柱である厚生年金保険及び国民年金の面制度は、昨大幅な改善をみた。しかし、現行の年金制度には、云々と書いて

あつて、十分でないとい書いてあるわけでございします。これらの点について、大体あるべき年金の姿というものはどういふことを考えておられるのか、厚生大臣に承りたい。

○曾根田政府委員 あるべき水準というのは、結局は保険料負担との見合いにおけるレベルを国民的合意でどういふふう設定するかということにならうかと思ひますけれども、具体的な問題として考えますと、厚生年金の場合は四十八年改正におきましていわゆる五万円年金、この考え方は男子の労働者の平均標準報酬のおおむね六割程度という水準で関係者の合意を見たわけでございしますけれども、私は、この水準は日本の現状から見ましてかなりの水準であり、望ましい水準を一応は達成しているのではないかとどういふふうに考えております。

〔竹内(衆)委員長代理退席、菅波委員長代理着席〕

○吉田委員 現状の説明をされましたが、私は先ほど、老人問題懇談会での年金改善についての問題点あるいは方向と比較をしてお尋ねをしたわけでありました。財源問題その他は後で論議することにして、あるべき老人の生活保障水準というものはどういふうに考えておられますかということをお尋ねしたのであります。

○田中政府委員 あるべき老齢年金の姿、これはそのときの客観情勢によつて違つてございしますが、しかし、このことは理想の場合と現実の場合とは峻別して考えなければならぬと思ひます。年金については、一体いかなる財源をもつてこれに充てるかということについての問題とこれを切り離して考えることはできない、こう私は思つてございします。したがって、国民がこの種の年金に対して一体どの程度の理解を持って提出をするかということのにもらひ合ひにおいて考えられるべきものであらうと思ひますが、一応現在は平均賃金の六〇％程度でもって老齢年金の金額を設定しているわけであります。この水準というものは、私は今後ともこれを続けていくべ

きものであるというふうに思っております。

福祉年金につきましては問題は別でございますが、これについては、やはり本来望ましい案では、拠出制年金と同じような金額を支給するというのが理論的には望ましいかもしませんが、しかしこの財源の調達については別途の問題がございますので、遺憾ながらそのような理想にはほど遠い給付をせざるを得ないというのが現実の問題ではなからうかというふうに私は思っております。

○吉田委員 働いていては賃金の六割という問題は、日本ではそうであることは事実です。しかし私は、すでに六割という問題が問題になって、問われていると思います。それは後でいたしますが、先ほど申し上げたように、前の厚生大臣は選挙のときの責任を負って五万円年金に近づける努力をいたしましたという話をされたのですが、その後の答弁を聞いてみると、その話は一時のごまかしの話かという感じがするわけであります。いま手元に届いた速記録が違っておりますけれども、昨年の予算分科会で齋藤厚生大臣に尋ねたときには、はっきり約束されました。それについて、いまの厚生大臣はどういうぐあいにお考えになりますかということをお尋ねしている。

○曾根田政府委員 先生御指摘の、これは四十八年の六月の時点での社会労働委員会における質疑応答ではないかと思うのですが、確かにそのようなやりとりがございますけれども、拝見いたしますと、この当時はいわゆる五万円年金水準を内容とする年金の改正法案を提案いたしておいたわけでございますので、五万円の問題は法案の形で実は盛り込まれておりまして、そのやりとりの中で福祉年金の将来計画をどうかということがございまして、その中で、五十年一人で一万円、夫婦で二万円というようなやりとりがございすけれども、五万円自体は法案として提案しておいたのでも、ちょっとお尋ねの趣旨がよく、あるいはのみ込み違いかもしれませんが、手元にある議事録によりましてそういうことでございます。

○吉田委員 議事録をもって結めることができます。

せんからあれですが、この五万円年金についてのプログラムとそれから五万円のポストには福祉年金は別でございますとは書いてございせんせんでしたから、それは年金すべてについて五万円という約束をされたのではないかと。国民は少なくともそう理解をいたします。そこで、そのときは七千円から一万円のときの次の段階の予定であったと思いますが、五万円に向けて努力をいたしますという約束を齋藤厚生大臣がされたことは事実であります。いま速記録を持ってきてあれするわけにいきませんけれども。

そこで、それに対してお尋ねをしているわけでありすけれども、従来日本の社会政策がいわば慈善的な社会政策だとか、あるいは天井から涙だとか、こういうことが言われている。少なくとも日本の最低賃金といふかあるいは最低生活の保障はきわめて低いことからそういうことが起こってくるのだと思います。それからまた先ほど老人対策について引合いに出しましたけれども、これもそうだと思うのであります。そこで年金問題だけではない、先ほど引き合いに出しましたのは、全国一律最低賃金制がねらっておるものは、いままでのような最低賃金、最低生活の保障でなしに、その最低生活という水準は国際的な水準に変わらうとするのではないかと。これを尋ねたわけです。答えはあいまいでございまして、私はそう理解をいたします。

そこで、具体的な例として、せっかく来てもらいましたからあわせてお尋ねをいたしますけれども、いま生活保護基準は四万円をそこそこだと思ひます、これは級地によって違ひますけれども、それから失対賃金も大体そういうところだと思ひます。ところが、このインフレの中におけるたび重なる改定の中で、だんだん、働いて同じ水準をもちょうは下の失対賃金がむしろ実際には生活保護基準よりも下がっております。級地によりましては若干下がっております。そうすると、生活保護基準は十日ごと、それから失対賃金は毎日すけれども、もらつてそれで生活するのに、これは東京

部の老人の一人暮らしの場合に、去年ぐらいたったと思ひますが、金をもらつて日數分の乾めんを買つて、干しうどんを買つて、毎日最低食う主食だけは確保しておる。あと残つた金で毎日おかずを買つてそれで生活をしておる。それはどういふものを食つておるのか、表は出ておりませんでしただけでも、恐らく日に必要な三千カロリーをとれないぐらひの栄養であつたらうと思ひます。失対賃金について私どもの選挙区で聞きますと、一週間に魚を一通食いたいけれども、一週間に一通サンマが一切れ食えるかどうかという実態を表現をしております。そして、それによつて賃金をもらつて生活するにはどうしているかというところ、あるいは生活保護をもらつたり、あるいは届け出をしないやみ労働をやりましたり、実際には四苦八苦して食いつないでいるというのが実情であります。

いまの物価の中で、四万円をそこそこの賃金なりあるいは生活保護基準ではそうなることはおわかりだと思ひます。それはやはり改定すべき問題ではなからうか。これだけ国民所得が世界の第二位になつたとかなんとかいうことを言わなくとも、私は憲法に言われている精神から言わなくとも、少なくとも国際的に恥ずかしい最低生活の保障するところまで行くべきではないかと考えておつて、そのことが全国一律最低賃金制のねらうところであるならば、それについては厚生省、労働省とも、あるいは政府としても真剣に考えるべき問題ではなからうかと私は考えるのですが、どうでしょうか。担当の局長にお尋ねをいたします。

○岩崎政府委員 失業対策就労者の賃金につきましては、先生御案内のとおり緊急失対法に定めております賃金決定の原則がございす。それに基きまして賃金審議会の意見を聞いて、それに基づいて毎所要の改善を行つてきておるわけでありす。本年度四月一日から前年度当初比二・七％アップという過去においては最高の賃金引き上げを行つております。いま先生おっしゃいま

した事例でございすが、私ども一般的に標準的な失対就労者の世帯をつかまえてそれに対応する生活保護世帯との比較をいたしますと、失対就労者の方の標準世帯の方が、若干ではございますが収入が上回つておるというところが試算はできるわけでございますが、今後とも失対就労者の就労並びに生活の実態を十分見守りまして、緊急失対法の定める賃金決定原則にのっとりつつ適正な賃金を確保してまいりたいというふうに考えております。

○吉田委員 実は大臣がそれから次官か、お願いしたのですが、けさになつてお願いしたことです。から御出席が願えなかつたのですが、法の説明、現行の制度の説明をいまここで願おうと思つておりませんで、基本的に年金と関連をいたしますけれども、日本のいまの最低生活あるいは最低賃金といふものを再検討すべき時期に来ているのではなからうか、こういう意味でお尋ねをしております。たまたま手元に來ておりました北九州の門司の失対労働者からの訴えですが、これはまじめな人で、手紙の中にもあらわれておりますが、「私達失対労働者の生活と権利を守る戦いに何時も御指導と御援助をいただき先生に心より御礼申し上げます。さて私共賃金ですが、四万円余りでは昨年より米を初め公共料金諸物価上昇で毎日毎日赤字で生活が出来ない有様です。早々に失対賃金を三万円引上げて下さい。年度末手当もぜひぜひお願い申し上げます。一日も早く生活出来る賃金を支給されるよう御努力下さい。何とぞよろしくお願い申し上げます。」これは九段の宿舎から回つてまいりましたから、いまごろ参つたわけでありすが、三月の末に來た手紙でございます。四万円余りでは生活できない、これは実態だと思ひます。それについて、これは千五百円以上、月に三万円程度の引き上げをぜひ実現をしてくださという話であります。いまの法律なりそれから審議会のたてまえからしますならば、物価にスライドして何％上げていくという程度にとどまりまして

う。それは昨年は二度でしたか三度でしたか、上げてもらったことも知っております。それから産炭地域について特別に配慮願ったことも知っております。知っておりますが、実際に四万円余りでは、米も上がった、公共料金も上がった、諸物価も上がった中で、生活ができないというのは実態だと思うのです。ですから問題は、最低賃金あるいは最低生活というものは再検討すべき時期ではないかということをお願いしているわけでありますが、その点はいかがでしょうか。

○岩崎政府委員 いま先生の御指摘の点、たとえ賃金の問題のみならず、失業対策就労者の現在の非常な高齢化あるいは女性が大半を占めている、それからまた就労実態等々を見まして、働いているんだというお話でございますが、その働いている方、それからそういった申し上げたような問題も含めて、これはちょうど今年度が緊急失対法に定めます五年ごとの失対事業の検討の年にも当たっておりますので、いま先生のお話のような点も含めまして検討を行ってまいりたいというように考えます。

○吉田委員 ほかに大臣がおられませんか厚生大臣にお尋ねをいたしますけれども、先ほどから申し上げております日本のいままでの社会生活あるいは最低生活あるいは最低賃金といったものが、国際的に言うといま問われているのではなからうか。日本のインフレの激しい中で問われているのは事実だと思うのですが、それらの点については大臣としてはどういうふうにお考えですか。

○田中事務大臣 私の正確な守備範囲は、いまお話の中では生活保護基準の問題だろうと思っております。これについて一体いかなる金額が至当であるかという点については、人、人によっていろいろと議論があるだろうと思っております。しかし私もとしては、最近における生活保護基準の設定の仕方としては、できるだけ一般勤労世帯との格差を是正をしていく、縮めていくということである日いろいりやっているわけでありまして、かような趣旨では今年度の二・三・五％でございますか、こ

れについて若干の格差は正には役に立っているものというふうに私は思っております。

問題は、結局物価状況との関連において一番の問題があるのではないかとこのように私は思っております。やはりこの種のものについては物価の高騰、これが大きくあおりが来るものでございすから、したがって、この点については相当注意してやらなければならぬと思っておりますが、最近よりやうく前のような物価高騰の状況がないものでございすから、したがって、今後はそういうことを踏まえて格差は正については私はできるだけ努力をするし、また、そのようなことが可能になつてきた客観情勢が生まれておるといふふうに思うわけでありまして、とてもじゃないが、あの狂乱物価の時代には、幾ら金を積んでも後追い後追いついていこうかというふうになつてくるわけでございますので、あつたことのないように、これは今後、社会保障を担当する私、閣僚としても、その意味では物価状況に非常に関心を持っているわけでありまして、生活保護水準等はできる限り今後一般勤労世帯との間の格差を縮めていくという方向でやうていこうというふうに思っております。

それじゃ、一体幾らがいいのだ、こういうことになりましたが、今日たまたまの貨幣価値で幾らが妥当であるということはいまにわかには申し上げるわけにはいかぬというのが実情でございます。

○吉田委員 物価の安定と社会的公正という問題を年金法に関連をして具体的に言われましたが、現象的にはそうだと思います。現象的にはそうだと思いますけれども、日本として、日本の最低生活あるいは最低賃金、その生活の保障の水準というものが、働いているときの六〇％問題も含めて問われておる。ほかのこととはにかく世界的に一流の国並みになったが、国民生活の水準あるいは最低生活という点から言うと餓饉的な、先ほど申し上げましたけれども、最低生活を憲法で保障されているというその生活が、乾めんを十日分は買ふけれどもあつた煮干しを食っているというやうな状態で、それで最低賃金、最低生活と言へるか、

この点を問われているんだと私は思うのですけれども、厚生大臣はそう考えていないで、ただ物価の急激な上昇に対応してスライドするだけの問題だ、こう言われれば、それでやめます。やめまされども、私は、厚生大臣としてはもっと高い理想を持って善処さるべきだと思ふものだから申し上げているわけですから、事務屋じゃないのですから、それではお尋ねをいたしますが、物価の上昇に伴う所得の分配面でのゆがみを是正するなど社会的公正の確保を行つてこられました。これほどの程度に行われたのか。特に、問題になつております老人や心身障害者あるいは母子家庭や生活保護世帯等厚生大臣の所管の人たち、社会的、経済的に恵まれない人たちの所得の再分配をどうされたのか、あるいはまたこれで十分なのか。私は十分だとは思いませんけれども、今後これら恵まれない人たちに對し、社会的公正を確保していくためにどのようなことになるのか、それをひとつ承りたい。

○齋政府委員 お答え申し上げます。物価の上昇に関連いたしまして、いわゆるひずみ是正と申しますか、生活保護世帯、老人、身体障害者、こういったいわゆる弱い立場にある人々に対する所得を中心とした是正対策、この点についてでございますが、厚生省全体の予算の額といたしましては御承知のとおり三兆九千億、約三六％増の中にこれらの対策を含めておるわけでございます。まして、生活保護につきましては、先ほど大臣からも申し上げましたように保護基準のアップ、特に五十年におきましては四級地の撤廃を二年計画でやうていくということを主な内容として七万五千円平均の所得が保障されるようにいたします。また老人につきましては、老人福祉年金につきまして約四千六百億、それから一般の老人の対策といたしましていわゆる老人ホームの増設、それから老人のホームヘルパーあるいは介護人、こういった人々の処遇の改善ということを含めまして二千二百億、それからまた身体障害者につ

きましては、新たに今年度から、重度の身体障害あるいは重度の精神薄弱であつて常時介護を要するやうな人々に對しまして月額四千円、三十万の人々を對象といたしまして、これらのもので約三十億の予算を計上いたしましたのであります。

かような次第でございます。もう一つ所得を中心としてまいりますと、年金とあわせて在宅対策、施設対策というものを中心に、物価等に影響を受けやすいこういった弱い立場にある人々に対する施策をできるだけ充実してまいり、また、今後ともこういった施策については重点的に進めてまいりたいというのがわれわれの考えでございます。

○田中事務大臣 現状についてはいま社会局長から申し上げたとおりでございますが、今後のあり方といたしましては、さつき冒頭、田中委員との間の質疑応答にありましたように、やはり今後の財政状況等にもらみ合わせて考えなければならぬと、私としては、できるだけ社会保障水準の充実に努めなければならぬと思っております。特に、こうした中であつて一般財源を当て込む対象といたしまして、いま申し上げたやうな方々に対する救済政策――まあ、近ごろは救済より防貧へというふうなスローガンも掲げられておりますが、第一にこうした人々に対する施策に厚みをかけなければならぬまいというふうに思っております。まして、今後社会保障を充実させる場合に厳しい政策の選択ということが必要であると言われておる中であつても、選択される項目としては、こういう方々に対する施策というものはこれを最重点に追い込んで今後やうていかなければならぬというふうに私は思っております。

○吉田委員 社会局長、それから大臣から御答弁がございましたが、特に大臣は、先ほど来、物価の上昇に對して社会的公正の確保については努力をしておる、こういうお話がございました。いかにも功を得たとおっしゃるようになりましたが、老人ホーム、特に特別養護老人ホーム、それから重度身障者の施設、そこでどういことが起こ

ておるか御存じでしょうか。島田養育園では、園長が骨を埋めるつもりで参つておりましたけれども、ヘルパーやあるいは養母やらの職業病——一対一で計算されておりますけれども、実際には二交代以上の仕事をしなければなりませんから、休みがとれないで、入って二、三カ月したら腰痛を訴えているのが実情であります。これは担当の局長に、来て、自分で生活してみなさい、一週間でもいいから一緒に生活してみなさい、こういう要望があります。あるいはわれわれにも来ております。先般、私島田養育園には行くことができませんでしたけれども、千葉のベテスダホームは自分で見てきました。それから京都の二つの重度身障者の施設からは、来られまして、そういう強い訴えがございました。この物価の上昇に比べて、あるいは措置費をスライドさせているのだ、あるいは予算をこれだけ計上しているのだという説明がございまして、その物価スライドの制度が——それぞれの重度身障者の施設については、担当の局長、課長に来て見てくれと言うぐらいにその従業員にしろ寄せられている。そのことはまさか担当の局長は御存じないことではないと思います。ですから問題は、するだけのことはしている、あるいは物価にはスライドしていると言われども、実際の生活水準は下がっている。それが養母やあるいはヘルパーやらしわ寄せされている。これは御存じでしょう。

○田中事務大臣 いま私がいろいろやっている施策について得々と誇らしげに申した——私はちつともそういうことは申しておりません。今後やるべきものはさらにやらなければならぬ課題を背負って努力をいたすということを申しているわけでありまして。

問題は、物価の問題といまおっしゃった問題とはちよつと関連があるようではたない問題でもあります。いま重度心身障害児・者施設についてのお話がございましたが、これについては問題があることを私もよく知っております。この労働過重

の解消については、今年度予算編成に当たって非常に努力をいたしました。今後ともこういったようなことについては進めていかなければならないというふうな思いをしております。どちらかと申しますと、いままではこうした方々を施設収容することについていろいろ努力をまいりました。従来から見ると大分——実は私、最初はこの重度心身障害児・者施設というものを起こすときに、私、当時若い職員のとときにいろいろと制度のひずみというものがも出てまいり、労働過重などという典型的な問題も出てきますので、こうしたことについて今後対処しなければならぬという問題意識を持っておりまして、決してこれよりいいなどということは私は絶対に考えておりません。

○吉田委員 物価の問題と、それから重度身障者の施設なんかにおける従業員の問題とは関係がないとおっしゃいますけれども、そうではありませぬ。あなたは具体的に社会福祉施設についてタッチをしておられぬからそういう話をされますけれども、問題は措置費の内容です。物価の上昇とそれから生活は、これは重度身障者の収容施設であるところにあるいは特別養護老人ホームであるところにあるいは保育所であるところと変わらぬわけでもない、そこに従事しておる者は生活をしなければならぬ。しかもその重度身障者の施設あるいは社会施設と、それから一般の公務員なり何なりの生活の問題との比較において、私の小さい保育所でもことし三人保育士さんがやめてしまいました。それはやはり措置費に盛られておる給与費というものが公務員に比べてはるかに低い、あるいは私の幼稚園に比べても労働がひどい。したがって問題になる。措置費の問題と給与の問題と生活の実態の問題とは、これは関連があります。物価とそれから措置費という問題とそれから施設の従業員の待遇の問題とは、これは関係があります。そしてそれについての十分な施策が講ぜられていないから、制度の問題は、あるいは措置費の問題は、

あるいは給料の問題は、生活の実態の問題は、これは関係がございます。それらについて厚生省が十分行き届いた施策を講じられなければ、何であらうと、それは厚生大臣の責任が果たされたと言われぬのです。

○田中事務大臣 私、全然関係がないと申しているわけではないので、あるようでないようなところ、こう申し上げたのは、いま先生がいわれる重度心身障害児施設における労働過重問題をいろいろと強調なさいましたものから、この問題に關してはいわゆる職員の配置基準の問題と対処して考えなければならぬ問題であると言ふから、この点についてはいわゆる物価問題とはいささか範疇を異にする問題であるというふうに申し上げたわけでありまして。広く社会福祉施設全般についてはもちろん措置費の内容が、物価とあるいは生活水準というものとに対応して十分あるべき姿にしていかなければならぬということも言うまでもないこととございます。そうした点について改善の必要がないかと申しますれば、私は、今後とも努力をしなければならぬ問題があるということに思つておられます。

○吉田委員 ですから問題は、その制度の中で、物価なりインフレの急騰の中でいかに処遇あるいは年金をスライドするだけでなしに、やはり最低生活あるいは最低賃金という問題が問題として考えられておる、再検討されておる。あるいは老人問題、心身障害者の問題、母子世帯の問題あるいは生活保護の問題云々という点については、物価順応ということではあるけれども、人権という問題が基本的な問題としてある、基本的な再検討を要請されているのではないかと申すことを申し上げておるのですが、それを、物価の問題と重度身障児のサービスの問題とは違ふ、こう言われるから、さかのぼって議論をしたわけでありまして。わかりますか。

○田中事務大臣 ええ、もうよくわかっております。御説明がいろいろ飛ぶものですから話が散

り散りになるわけでございます。私どもとしては物価問題をただ後追ひするだけでは主管大臣としての責めは果たせない、できるだけ内容を向上、充実しなければならぬという問題があるということとはもう間違いないわけでありまして。したがって考えていることは同じじゃないかと思うのです。ただ説明がいろいろ動くものから、したがって議論がこうなりました。……大体私どもとしては今後そうした問題について施策の充実を図つて——現状を維持するだけではだめだということだけは、私は現状維持すればそれで十分だなどということは毛頭考えていない。できるだけ充実、向上させなければならぬということについては私も十分意欲があり、今後とも努力をいたしたいというふうに考えております。

○吉田委員 大分わかつていただいたような答弁でございまして、十分じゃないことは問題なんですけれども、問題は人間取り扱ひの人間の評価の問題、それから人間的に取扱いについては、個々の問題について、あるいは年金の問題についてあるいは重度身障者の施設の問題についてどうしなければならぬか、そこにさかのぼって謙虚に実態を見られればおのずから解決の方法が出てくると私は思うのですけれども、足らぬことはわかつておるけれども、これだけ努力をしているのだと、その功の方が先になければ、十分な事態はありませぬ。それを申し上げておるのです。

ついでに申し上げますけれども、人間の命はあ

日本の人口構造の中で、急激な高齢化と核家族化が進んで、高齢化社会の到来を迎えたということとはみんな認めているところであります。さらにこのことは進むでございましょう。そして、その中で老人の福祉問題が大きくクローズアップされてまいりました。中にも、所得の保障の役割りを果たす年金制度が重要な課題として国民の関心をますます高めたことも、これは万人の認めるところであります。今日の日本を築くために貢献をした高齢者が、目覚ましい経済の成長にもかかわらず、激しく変動する社会経済情勢の中で、高物価の不安定な条件のもとに、不安な生活を余儀なくされていることは、これも万人の認めるところであります。

ちゃんじいちゃんとは言わないのが今日です。一万二千円の年金をもらって、たばこを吸う人ならば、恐らく一万二千円の大半はたばこで済んでしまふでしょう。あるいは晩酌の一本も欲しい人は、それで済んでしまふでしょう。恐らく余力はないと思うのですが、一万二千円で思い切つてした、それもわかります、財源からすれば。三万円にせいという田口君の質問に対して、それだけ出せば一兆何千億要る、こういうお話もありました。しかし、お年寄りが今日置かれております実情をお考えいだいて、一万二千円で済むとはよもやお思いにならぬと思うのですが、どういう程度にいたしたらよからうか、具体的な財源とかなんとかという論議は後でいたします。どう考えられておりますかをひとつ改めてお尋ねいたします。

しょうから申し上げません。拠出年金制度を補うために設けられた老齢福祉年金の受給者が大多数で、七十歳以上の人口の七八%がもつておる。約四百万人に達しておるということでありますが、福祉年金額のことしの改正は月七千五百円を一万二千元に改善したとございますが、一日にすれば約四百円。少なくとも、先ほど申し上げましたように、老人の現状からするならば、田口議員も申しましたけれども月三万円に引き上げるべきではないかと思われませんが、重ねてその点をお尋ねをいたします。

○田中務大臣 さっき私が申ししたように、いまの一万二千元で私は満足しておるわけじゃございません。もつてできれば差し上げたものだというふうに思っていることは間違いないでございます。しかし、これを一体幾らの金額を出したらよ

年度は物価スライド見込みで七万円に上っていきませんが、それを受当と考えられておるのかどうか。それから福祉年金の受給者について言いますと、三万円にすると一兆八千億かかる。それが一般財源から出るのが無理だというお話ですが、私は同僚議員のやじの中にもございましたけれども、いまの予算の中でも財源を見つようとすれば見つけれぬことはないと思います。国際的な緊張緩和の中に、果たして防衛力の漸増がいくまのように必要なのかどうなのか。これは国の外交を含みます国の基本方針に関連することでございますが、しかしそれを抜きにしても、いま言われますような、国民全体がお年寄りに対してどれだけ年金を差し上げるべきなのか、その負担を税金の中でするかどうかという問題は、私は福祉国家建設の熱意があるならば不可能なことではないと考えま

このような老齢者にとって、日々の生活が一番大切な問題であります。年金で生活が保障されるように改善されるべきであると思ひますけれども、その年金制度に対して、政府はどのように考えておるか。先ほど私が申し上げました理想としてというのですか、あるべき姿としてということだと思ふのです。念のために申し上げますが、福祉年金について言えば、一万二千元まで思ひ切つてした、こう言われますが、これは前々回の選挙のとき、いろいろ各党言われるけれども、私どもは今日の生活から言つて、あるいは家族のところによりやつかいになっている、あるいは孫の相手をしたりしているけれども、実際にいま——これは数年前ですよ、三年前に総選挙やりましたが、その二年前のことですから五年ほど前のときに、理想

○田中國務大臣　老齡福祉年金、これをどういふふうに持つていったらよろしいだらうかという御質問であります。私はできればこれは多いにこしたことはない。ただ拠出制年金とのバランスの問題などというものも技術的にはございますが、やはりもっと差し上げたいものだという気持ちでいっぱいでございます。しかし、このことはやはり財源との問題と切り離して申し上げるわけにはいかないというのは、私は現実に行政をとり行つておる、責任を持つているものですから、したがつて、この点について私が苦慮しているわけでありまして、適当な財源を求めることができるならば、いま少しもっとこれは金額をふやしたいものだといふふうに思つてゐることは間違ひがございませ

ろしいかということ、これは社会情勢、経済情勢、賃金状況等々と関連いたしますし、拠出制年金、特に例の経過年金との関連においてこれも金額を策定しなければならぬということのも事実だろうというふうに思うわけであります。

しかれば、一体一万二千元以上これを支給する場合、どういう財源で支給するかということについて、これは先ほど田中委員にも申し上げましたが、一般会計のみに依存をする従来の制度では余り多くを望めないということは間違いないと思うものですから、したがって、何らか他の財源を求めにやならぬ。それを一体皆さんが喜んで拠出をしていただけるかどうか。(川俣委員「財源ありますよ」と呼ぶ)この点について私どもは最も苦慮しているところでございます、そうした

す。みそ汁の冷えぬところに老人を置くという話もございますが、これは住宅政策その他にも革新市長のところにだんだん出てまいっておるところです。ですが、これはお互いに自分のことに関連をしても、あるいは子供のことに関連をして、国民全般として社会あるいは国家に貢献をした人たちをどう処遇しなければならぬかという、やはりこれは社会福祉の中の重要な一環として考えるところならば、三万円の年金というものもそう高い年金でもないし、またそのために国民が負担するとしてどういうことを考えるかということは、私は制度審議会等に諮問されれば出てまいらぬことでもないと思うのです。それらの点について前進をしようとするのか、あるいはもうこれ以上のことではできないということによって後退をするのか、私は厚

はい、いくら、いますぐに二万円、三万円の年金は何とかならぬだろうか、こういうお話がございました。私はそのときに浪人をしておりましたが、孫に会うのにじいさんが何もおみやげ持っていかなうようでは、これはいいおじいちゃんにはなれない、正直に申し上げまして、厚生大臣はお孫さんにおありになるかどうか知りませんけれども、孫におみやげもやれぬようなじいちゃんでは、じい

○吉田委員　日本の年金制度は諸外国に比べて歴史が浅いせいでもございましょうが、現在の老人のうち、本来の姿である拠出制の年金受給者は最近増加はしておりますけれども、加入者に対する受給者の割合は昭和四十九年現在国民年金で三・八％、厚生年金で三・四％と聞いております。外国に比べて著しく低いわけですが、外国の実例は私が述べなくても御承知のこととございま

ことを今後上手に理解と納得を得てやれるものならば、私はいまの金額よりももう少しと、いまのようなペースでなしに、もう少しとふやしたものだというふうに思っていますが、どうもその点について今後さらに努力をしなければなるまいというふうに思っているわけがあります。

○吉田委員 この拠出年金は昭和四十八年の改正で月五万円、昨年の物価スライドで六万円、五十

生大臣の決意いかにかかつておると思うのです
が、その辺はどうでしょう。

○田中国務大臣　さつきから申しているように、
私は前進をいたしたいというふうに考えていろい
ろと努力をしたり苦勞しているわけであります。
まあしかし、その財源を見つけれられるという御意
見もあります。またこれについては、理論上見
つけられても實際上これができないという場面も

ないわけではございませんが、いろいろと皆さんの御協力をお願いいたしまして、何とか福祉年金についてはさらに、給付水準を引き上げたいという気持ちでいっぱいであることは間違いございません。

○吉田委員 それじゃ、地方自治体はみんな敬老金を出すのに、あるいは社会施設に何らかの拠出をするについて——自治体はあるいは年金こそ出さずしてはダメだけれども、敬老金という制度がございまして始まりました、あるいは医療の無料化が始まりました、いろいろしております。それについて支持はあっても、私は批判はなかったと思う。四年前のわが県における知事選挙の論争を見ますと、七十歳以上の医療の無料化をやったから援助がないから、自治体ではできぬという話がありました。それがだんだんやっております間に県民の支持を得て、とうとう七十歳以上の医療の無料化をやらざるを得なくなりました。老人に対する一般の感情というものは私はその点に出ていると思いますが、国民の負担で出すはかないということとはもう間違いございません。間違いございませんが、それは制度上の政治の姿勢、政治の信念に関連すると思うし、最低生活をどの辺に置くかという問題とも関連してくると思います。問題は、福祉国家を実現したいというならば、憲法の言う最低にして文化的な生活というものをいまいちよりやほり上げることでしょう。上げることについてどういふ具体的な方法をとるかという、ここの議論の問題ではございませんけれども、問題はその水準の問題だと私は信じます。具体的にどういふ制度、どういふ国民負担を通してということまでは参りませんから、決意だけを伺っておくことにして先に参ります。

次は拠出年金の問題ですが、公的年金制度の中核であります厚生年金は、昭和四十八年度改正で年金の水準を平均標準報酬月額額の六〇％、五万円年金にするとして、西欧諸国に比べて遜色ないとしておられます。現実には支給されている年金額は五万円よりも低くて、昭和四十八年度で一人

当たり平均額が三万八千円と聞きます。その後の物価スライドで昭和四十九年一・一％、約四万四千円、それから昭和五十年年度見込みで二・二％アップ五万三千円となると聞きます。このように拠出年金の水準を引き上げられてはおりますが、生活できる年金にはやややはり距離があると言わざるを得ないのではないのでしょうか。少なくとも最低生活保障として夫婦六万円の年金を確保するように努力すべきではないかと思いますが、これらの点についてどうお考えになりますか。

○曾根田政府委員 最低保障六万円というお話でございましてけれども、厚生年金の年金額算出の仕組みが、御案内のように定額部分と報酬比例部分という二つになっておりまして、実際問題としてこの定額部分と報酬比例、一番低い標準報酬で計算された額が老齢年金のいわゆる最低保障になっておりますし、それから障害、遺族等につきまして、それぞれ定額部分を基礎に最低保障を行っております。これを六万円ということとございすけれども、これは来年度の改正の一つの問題点にはなろうと思っておりますが、具体的に六万円ということとは、いまの定額部分のウェイトをどうするか、そういう基本的な事項にかかわってくる問題でございすので、なかなかここで簡単にその水準をどうこうするということと申し上げるのはむずかしいのではないかとこのように考えております。

○吉田委員 先ほどから説明を聞いておると、事務当局は、法律はこうなっておりますから——その法律なりあるいは手続法、政令その他については、それは厚生省で決められるわけでしょうか……。幾らもらわなければ生活ができないかという問題は、これは理論的に計算をして、それに至る過程をどうするか、それが私は厚生省の立場でなければならぬと思うのですが、いま数字を上げましたところを言いますと、五万円です。生活ができませんか。四万円の生活の水準を先ほど申し上げました。乾めんを十日分なら十日分、米を十日分なら十日分だけを先に買って、後は残った金で

生活をしていく、そうするとやはり栄養の一つとして煮干しも食わなければならぬような生活の実態だと思ふのです。四万円という水準は、五万円は四万円よりも一万円多いことは事実です。事実ですけれども、生活に余裕がないということとは、これはもうはっきりわかりました。そうすると、最低生活として夫婦六万円は必要ではないでしょうかと聞いたら、厚生省のことだ、生活局も持ちだ、それならどのくらいに拠出年金の目標としてはしなければならぬだろうか、それに必要な掛金とそれから積立金のスライドするならば、後金とどうしようかという方法を考えるべきだと思ふのです。その目標の金額について、五万円で生活ができるか、幾らでなければならぬかという例として六万円というものを出したのですけれども、事務的な答弁じゃなしにお答えを願いたい。

○曾根田政府委員 幾らの水準の年金を年金制度として確保するかというものが、まさに年金制度の一番大事な問題であるわけですが、それ、それぞれの制度で年金水準を設定する際に、これはやはり一方で負担との見合いという問題がございすので、一概に多ければ多いほどいいということだけでは律し切れない。しかしながら、年金制度の趣旨、目的から言いますと、少なくともそれで相応の生活はある程度めどがつくような水準でなければならぬということとは当然だと思います。そこで六万円の問題でございすけれども、私も、いまの生活扶助基準等のバランスから言いますと、先ほど来申し上げておりますように、厚生年金につきましましては四十八年度設定された六〇％という基準、こういふ基準が国際的な比較におきましても相応の水準であると考えておりますので、いま直ちに最低保障として六万円ということを持ち出すことについては、やはりかなり困難な問題があるのではないかとこのように考えております。

○吉田委員 厚生大臣にお尋ねしますが、いまの年金局長の答弁によると、いま日本を出ておる拠出年金はそもそも敬老年金なのか、敬老の気持ちで出しておるのか、それとも生活年金なのか、こういう設問に対しては、生活できるような年金、こういう答弁でございしたね。（「選挙年金だ」と呼ぶ者あり）まあ敬老年金でも選挙年金でも構いませんが、名目的に出しているのか、それで生活ができるように出しているのかという点については、生活ができるようにという気持ちだといま答弁がありました。これは、老人問題懇談会は政府の何か諮問機関としてつくられた懇談会だと思われませんが、それにもやはり「本来の所得保障機能が十分に発揮されているとは必ずしも言いがたい面がある」という書いてある。ですから、所得の保障には不十分だ、あるいは生活には不十分だということがこれには書いてある。年金局長のいまの説明は、いまの制度から言えば標準報酬月額額の六〇％、それが国際並みだ、こういう説明ですけれども、そういうことを聞いているのじゃなくて、拠出年金でいまは標準報酬額の六〇％、五万円年金ということだが、それは後で物価スライドして、昭和四十九年には一六％アップ四万四千円、五十年には五万三千円となっているが、それでいいかどうかということと厚生大臣に聞いていたわけですが、いかがでしょうか。

○曾根田政府委員 ちょっと誤解があるといけませんから……。私はあくまで拠出制の国民年金、厚生年金の水準を先ほど申し上げましたのでございまして、福祉年金のレベルにつきましては再三大臣がお答えいたしておりますように、現在の仕組みのもとではまだなかなか生活保障的なところまで行きつくのは非常にむずかしいということとございす。

その厚生年金の場合、先ほど三万八千円、四十八年当時の数字を挙げられましたが、一番新しい、最近の一月の時点で見てみますと、この一月に初めて厚生年金を受け取ったという人が男女全部合計いたしまして約一万三千人でございすけれども、一月月間でこれが四万八千円強でございまして、その中でこの一万三千人のうち男子だけ取り出しまして、しかも男子の二十年以上の

年金——二十年以上が本来の年金でございますから、二十年以上だけ取り出して見ますと、一万三千のうちの約五千件でございます。これが五万七千円を上回っておりますので、スライド等のあれもございまして、これに今後さらに本年八月からまたかなり大幅な物価スライドがあるわけでございますから、私どもとしては、こういった数字からなめましても、まあまあかなりの水準にまで行っているのではなからうかと考えております。直接お答えになっておらぬかもしれせんけれども……。

○吉田委員 それじゃスライドの問題と関連して聞きますが、私も実は炭鉱会社におりまして厚生年金を掛けておりました。その当時は、これは年金がもらえるようになったら——その後やめましたからどうなったかわかりません。わかりませんが、その問題は後でお尋ねいたします。厚生年金を掛けておれば、これは退職して老人になったら生活ができる年金がもらえると考えました。炭鉱の場合には十年という特別措置が講ぜられました。しかし十年たった炭鉱でも働けなくなる、特に坑内夫としては働けなくなりますが、そのときには炭鉱で働かなくても私は年金をもらって暮らせる、安楽に暮らせるか、左うちでは暮らせるか、そこはわかりませんけれども、とにかく最低限度暮らせろと思った。そして坑内労働に従事をした。それは坑内労働に従事し得るようというところで厚生年金という制度ができた。ところが、いま言われた二十年たってももらえる金は五万七千円というのですが、それは先ほど申し上げましたように、掛けた人の中から言いますと三・何%、そしてその三・何%といういわば恵まれた人が、経営も続いた、事業も続いた、そこで五万七千円。おそらく炭鉱で言ったらいままで続いております三池炭鉱しかないでしょう。おそらくないと思えます。三池炭鉱で坑内で働いておった諸君が五万七千円で、果たして生活ができるかどうか。

〔菅波委員長代理退席、住委員長代理着席〕

いわば安楽に暮らせろと思った労働者が、これはインフレ、物価のせいではあります、五万七千円しかもらえない。あるいは、さっき言われましたけれども、それよりもっと低い人があるかもしれない。インフレというのはそういう意味で、働く者にとってはあるいは老人にとっては、相当の賃金のデイスカウント、実質賃金の切り下げを強制しています。それは田中さんの過剰流動性を投資に使わせたかどうかといったようなことは抜きにしまして、少なくとも労働者のせいじゃない。これは政府の責任に関することはもう当然のことです。訴訟をしても私は勝つと思う。訴訟が起ころうと思えますけれども、それについて所見を伺いたいと思えますけれども、これはやはり何らかのスライド制をとられて、そのスライド制が国民に、労働者に、あるいは拠出年金を掛けた人間に対しては、実質的に損害を与えないだけの措置が私は政府としてなされなければならぬと思えます。それにはどうするかという問題をひとつ伺いたいと思う。これは技術的な問題だけではないと思いません。大臣にも答弁を求めたいと思えますけれども、年金局長に最後に答弁を願うにします……。

○田中事務大臣 拠出制年金はいろいろな問題があることは私もよく知っております。たとえば非常に低い標準報酬で働いてきた人たちが、あるいは短期の受給者、あるいは過去において拠出制年金に入るののできなかった、言うなればいまの福年受給者、こういったような方々に対する問題はいろいろあるというふうに思っております。これをどう改善していくか、それを改善する場合の費用を一体どこからどういうふうな求めていくか、いろいろ問題がたくさんあるわけでありまして、ですから、いまいろいろとわれわれは改善について苦慮しているわけでありまして、いま端的に言っていますインフレーション、物価によるデイスカウントという言葉をお使いになりましたが、デバリュエーション、こういったものについてわれわれは物価スライド制を数年前に導入をお互いに国会でいた

しました。これである程度はできませんが、しかし十分な点は例の財政再計算期においてこれをカバーしているというところであります。で、最近の経済情勢等を考えまして、私どもとしては財政再計算時を、五十三年を五十一年に繰り上げたという趣旨もそこにあるわけでありまして、基本的に一体年金額をどの程度にしようか、これについてはいろいろと議論があるだろうと思えます。理想的にはこれで一応の生活ができるような年金額を設定すべきであらうというふうに思えます。これについても、さっき言うとおりに非常に低い標準報酬の人あるいは短い期間しか拠出のできなかった人についてどう扱うか。しかし、フルに資格要件をなして、標準的な標準報酬をもらっている人について、これで全部生活ができるようにということを含めて、これらすべてをわけて考えておいたとは実は残念な感じが切れないわけでありまして、過去における歴代の厚生大臣の答弁等を見ましても、ほぼ生活を支える、生活に資する程度の年金という言葉を使っておったようでありまして、私はその辺に、そういう意味で歴代の厚生大臣の実際の支給金額とこの説明に苦慮しておる姿がにじみ出ているような感じがいたしますが、私どもとしてはできるだけ制度の改善をいたしまして、ほぼ生活をするに足るような年金に今後これを改めたいかなければならぬというように思っています。要は一体どのような給付水準、それに対応する一体どのような保険料を出してももらえるかということについて、今後われわれはお互いに努力をしなければならぬというふうに思っています。いまの年金、これは国庫も厚年ですが、修正積み立て方式をとっているわけですが、この修正率は非常に高いということも皆さん御案内のとおりでございます。一体この修正率をこれ以上上げていっていいかどうか、これについてもいろいろ問題がある。それじゃ財政方式を切りかえる、これについてもいろいろ問題がある。しかし、そんなことをあれこれ言っておったんでは制度が前進しませんから、お互いに努力して勇敢に、前

進するよう取り組んでいかなければならぬというふうに私は思っております。

○吉田委員 ここに四十八年十一月十九日の大河内一男さん、総理府社会保障制度審議会の建議当面する社会保障の危機回避のための建議」ということですが、これは日付が四十八年になっておりますからおとしです。おとしの十一月に出された中に具体的に書いてございまして、これについてはどういうふうなされたのか伺いたい。その三ページから四ページにかけて書いてございまして、「その後における事情の変化等を考慮に加える措置を講じ、また国庫や事業主の負担を増加すること等を検討するなど所得再分配を強化する方向で、従来の社会保障の発想を転換する工夫が必要である。」と書いてあります。その中における、国庫の負担を増加する等というのは、これだけのインフレ物価高が政府の責任において起こったのですから、国庫も負担を増加する等ということを具体的に考えていいのではないかと私は思うのです。というのは、訴訟を起こされてインフレの原因がどこにあるかを明らかにすれば、それまでのものはつきりせぬけれども、それまでも、過剰流動性以降のこれは明らかに政治の責任です。恐らくこれは異議がなからうと思うのです。そうしますと、裁判上でもやはりこれは国が責任を負わなければならぬと私は思う。私も法律家の一人です。弁護士ではありませんが、法律は多少知っているつもりであります。ここに書いてあります「国庫や事業主の負担を増加すること等を検討するなど所得再分配を強化する方向で、従来の社会保障の発想を転換する工夫が必要である。」云々と書いてあります。私は自分で覚えておりますが、長男と次男が生まれたときに、高等学校までは郷里で出します。しかしほかの土地にやって、京都や東京にやって大学に入れると、そのときには三年間でやはり五万円ぐらゐる必要です。一万円の保険に入っておって、二十歳になったら解約しても五万円は手に入る、五万円あったら大学に入られると思った。そうしたら、実際

に二十歳になったときには、一万円では一カ月の下宿代にもなりません。払い出したけれども、そのときに笑うたことがある。そしてそのときに、もう保険には入らぬという話を家族としたことがある。昔はそれで済んでいく。あるいは戦争中の保険の金額の減価はそれで済んだかもしれない。しかしいまはもう済みませんよ、訴訟が現に行われているように。そうしますと、その減価に對する国の責任というものを果たさなければならぬと思う。大河内さんも「国庫や事業主の負担を増加すること等を検討するなど」云々と書いておられます。その後の方には、さらに「年金における自動スライド制の採用や、年金額の算出の基礎となる過去の報酬を再評価する方式の確立等は、その適例である。」と書いてある。過去の報酬を再評価する。いま七、八万なりあるいは十万近く取っているとして、その六割として五万幾らになっているかもしれないけれども、過去の標準報酬を再評価する等の方法は、これはやはり考えなければならぬ具体的な例だと思ふのです。そして「年金額の実質価値の低下を防ぐためには、減価の補てんその他財政方式についての根本的な検討を加えなければならぬ。なお、当面積立金の運用については、インフレヘッジのためにも、現行より幅広い方策を早急に検討すべきである。云々と書いてあります。具体例がここにばつと出ておる。これは四十八年の十一月に出たものですが、そういうものをどういうぐあいに取り入れて再検討されたか承りたい。

○曾根田政府委員 御指摘の四十八年の、これは建議書というふうには理解しておりますけれども、盛りだくさんの御提案がいろいろございまして、いまお述べになりましたような具体的な提案もあるわけですが、この中で、たとえば物価スライドの問題は、先ほど申し上げましたように四十八年以來確立されておりますし、過去の標準報酬の見直しの問題、これは四十八年時に初めて統一した再評価を行ったところでございますけれども、その際、その再評価の仕方につきま

して御意見があったことも承知しておりますが、これにつきましましては、来年度の制度の見直しの際、やはりもう一度再評価というのを考えなければならぬのではないかと。そういうことによつて、スライドに続いて、再計算時における標準報酬の再評価ということも、そういうことであれば一応定着するのではないかと。いうふうな考えでおります。

その他の事項につきましても、来年度の改正に参考となり得るものは十分尊重してまいりたいというふうな考えでおります。

○吉田委員 せっかく一生懸命に出した建議を、盛りだくさんという言葉で一蹴をされましたが、四十八年に出たものを、具体的な方法についても、文句は知っておたけれども実際に幾らか取り入れた、今後来年度の改定の際には、あるいは所得の再評価という方法も加えながら、再検討しながらもう少し考慮したい。こういう答弁である。その心臓の強さといえますが白々しさにあきれ返るのです。それは考慮せぬよりかましです。十分考慮してください、こう言いますけれども、その真剣味のなさにはちょっとあきれ返りましたね。もう少し真剣に考えてくださることを、せっかくの高給を取っておられる局長のことですから、お願いをしておきます。

それから、これもほかにも言われたかもしれないと思いますが、私は別のところで読みましたけれども、このスライド制について昨年同様実施時期が繰り上げられましたけれども、実際の当初に短縮すべきではないかという意見は方々で聞くところですが、これはいかがでしょうか。

○河野(義)政府委員 年金のスライドの実施の問題につきましましては、事務処理体制からくる一定の制約がございます。現在四百万人の年金受給者の裁定、支払い、それから五千万人の記録の管理、そういうことを業務課を中心に処理しておるわけでございますが、その中で、そういう恒常業務を平時に処理しながら、かつスライドの実施時期

を繰り上げるということでございまして、現在の事務処理体制からいいますと、国民年金につきましては十一月を九月、それから厚生年金につきましては十一月を八月ということが精いっぱい状況でございます。

今後の事務体制につきましましては、先ほど申しましたように、コンピュータの関係の専門職員を確保し、教育訓練いたしまして、スライドの実施時期の繰り上げ、タイムラグの短縮については、そういう要請にこたえ得るよう努力をしてまいりたいと考えております。

○吉田委員 時間がそろそろ迫ってまいりましたから少し急ぎますが、いまの拠出制度から賦課方式に直すべきではないかということは本会議の質問にもございまして、私は、物価スライドの点から言っても、それから財源対策から言っても、これはもう世論になっているのじゃないかと思うのですが、厚生大臣、どうでしょうか。

○田中(國)大臣 私ども、賦課方式という方式については否定をいたしております。今後の年金の財政方式としては大いに検討に値するといふふうに申しておりますが、私の気持ちにはもうちょっと強いので、検討どころか、今後はこれを導入するような方向で考えるべき方式だといふふうに考えております。しかし、いつ、いかなる範囲で、どういうプロセスでこれを導入するかといふことについては、しさいな検討が必要であるといふふうに思っているわけでありまして、何を一体どういう範囲で賦課方式をやろうかといふことを皆さんとともに考えてみたいと思ふのであります。完全な意味の賦課方式、これはヨーロッパ等でやっているような、あのようなのが今日にわかにできるかどうかといふことについては、これは現実を当たってみてよく考えてみなければならぬと思ひますが、しからば一体、今後部分的に賦課方式をやつて、次第に賦課方式にならしてやつていくといふようなやり方についても、これは検討しなればなるまいと思つております。しかしこの場合、賦課方式といふのは自分のために保険料を

拠出するわけではございません。つまり、自分よりも前の世代の人たちのために金を拠出するといふのが賦課方式でございまして、こういうことについて現在の拠出者が一体どのように理解を示してくるのだろうか、これが観念的には私どもはよくわかるわけですが、現実の現場に当たりますと実は異論を唱える人がちよいち見られるわけがございます。私どもとしてはこれはよほど今後やはり努力をし、説得をしなければならぬ。本当にこれは冗談じゃないのであります。私どもとしてはこの問題について、言うていくことと現実の現場の問題とが違つていくという場面に達してはつとすることが実はあるわけでありまして、こうした問題についてはお互いにひとつ努力しなければならぬ、それを乗り越えてこそ初めて賦課方式に進み得るものではないかと思つておるわけでありまして、たとえば、厚生年金の財源についてはおれたちのものであつて、ほかの者にはこれは使わせないと、おれたちの保険料はわれわれのところだけ返つてこなければいけないので、他のグループの者がこれを使つては困るのだなどという議論が、これは責任のある立場かどうかは知りませんが、一部にそういう声がかかるなどということは、一体賦課方式といふものについての御理解がどの程度であらうかといふことについて私どもとしては心配をしております。それじゃ永久にできないよ」と呼ぶ者あり。しかし、そういうことをおっしゃるのじゃ、いま不規則発言があるように永久にできなくなる。したがつて、この問題を私どもはど

うやつて乗り越えるか、何とかやりたいものであるから、私どももそういうことについていろいろと、いま努力をしているわけでありまして、これはみんなの問題として、私は否定はしない、できればそつちへ将来乗り移つていきたいと思つておるものから、私は本当のことをここで皆さんに申し上げておるわけでありまして。

○吉田委員 私は、田中厚生大臣というのは大変思い切つて厚生行政についてはおやりになる方だ

と期待をしたのです。そう理解をしておりましたが、前半は前向きですけれども、後半は後向きの議論で、イメージがこわれて大変残念に思います。前半の決意でひとつおやりになることを期待いたします。

それからもう一つ二つお尋ねしたいことがございますが、老齢年金がいまの定年退職と距離がございまして、だから定年の延長ということも言われております。民間でも六十ぐらいまでになつてゐるところがだんだん出てまいりました。しかし、やめたら老齢年金がもらえることになるように、その間に時間的な差がないようにというのは等しく関係者の要望しているところですが、これはひとつ御考慮願えません。それが一つ。

それからもう一つ、厚生年金の年金額といひますか、厚生年金をもらつていて一遍退職をしますね、そして今度はいままでのような金額じゃなくて、たとえば公務員で言えばもらつてゐるその恩給と、従来の差額みたいな低賃金をもらいます。日本の場合には一遍やめると低賃金になることは事実です。これはヨーロッパあたりと違ふところですが、せっかく働きますと、その賃金が決定的にさかのぼつてまで影響をする。そこで計算方式等については改定を要望されていて、考えられてゐると思ひますが、これは大変重大な問題です。

それから、三・何%という厚生年金の掛金をする仕事に従事しておつた者が別にかかりますね。かわりますと引き継がれないというか、これは社会保険事務所のあれとも関連をしたいと思いますけれども、継続をされないで打ち切りになつたのが大変にございまして。そこで、十年なら十年かかつてやめるところには減額年金制度というか、やはり何らかの方法が考えられるべきではないかという点が考えられますが、その点についての御意見を承りたい。

○曾根田政府委員 三つお尋ねがございましたので、順次申し上げます。

第一の問題は定年制に関連して、恐らく現在の六十歳という支給開始年齢を、定年の現状がそこ

まで行つてないので開始年齢を早めるべきではないかということではないかと思ひますが、この問題は、先生御承知のように、厚生年金は昭和二十九年の改正で、五十五歳の開始年齢を経過期間二十年をもつて六十歳に改正したといひききつたがございまして、たしか先生も当時社会労働委員会にいらつた方ではないかと思ひますが、やはり基本的な方向としてはこれからはむしろ年齢を繰り下げることに全力を注ぐべきであつて、開始年齢をこの際再び戻すということは、基本的な方向としてはいかうかというふうには私に考えております。

それから二番目の問題は、かつて一部の新聞にも報ぜられたところでございますけれども、再就職して、それをまたやめて最終的に年金を受け取つた際、本来的に計算された額、以前の額よりもむしろ下がるという事例、これを是正すべきではないか、恐らくそういうことだと思ひます。これは非常にまれな例でございますけれども、実際問題としてそういう事例が出ておりますので、これは具体的には、標準報酬の昭和三十三年以前のものを切り捨てたことに伴つて起きたこととてございまして、来年度の改正におきまして何らかの形で解決したいと思ひておられます。

それから三番目の問題は、恐らく厚生適用事業所から適用外の事業所、国民年金にも加入してないというふうなことで厚生年金の年金権に結びつかないという問題だと思ひますけれども、通算制度も確立されております今日、そのように短期のものをここで救済するということも制度全体として非常にむづかしい問題でございまして、国民年金の加入という形で、一定年齢以上の方であれば非常に短期の通算年金が出るわけでございまして、やはりそういうことと対照しなければいかぬのではないかとこのように考えております。

○吉田委員 最後にお尋ねをいたしますが、遺族年金の問題ですね。妻だから半分しかやらぬというの、ことは国際婦人年ですが、これは国際

婦人年の課題としてもやはり改正しなければ日本の恥になりやうだという議論を私も承知をしております。これはやはり改定されるべきではないかと思ひますが、それが一つ。

それからもう一つは課税の問題です。私は参議院にいらるときに、いわゆる退職金に対する課税の全廃決議をしたことがございまして。すぐには全廃になりませんでしたが、そのとき半分にになり、その後もだんだん減らしていただきました。一生かかつて退職金を幾らもうたという計算をしてゐるのに、ごそつと税金で持つていかれるというのにはなほだけしからぬ話だと思ひます。それから年金についても同様です。せっかく一生働いて、これだけもらへると思つて計算をしてゐるものを、もうごそつと持っていかれる、その中から普通の税金のようにごそつと持つていかれることは酷だと思ひます。これは何とか考えてやるべきだと思ひますし、要すれば委員会の決議等も願へば実現するのではないかと思ひますけれども、具体的な方法はともかくとして、これはやはり考えるべきではないか。大蔵省は来ておられませんかけれども、厚生省としては当然お考えいただけることだと思ひますが、その二点についてお尋ねいたします。

○田中事務大臣 第一の遺族年金における五割ということについては、かねがね答弁をいたしておりますように、これについては改善を加えていきたい。どういふ範囲でどういふ率で上げるかについては今後さらに詰めていきたいと思ひますが、基本的には引き上げるような形で、これは五十一年度再計算時における一つのテーマであることは間違ひございません。

それから、退職金についてはこれは私どもの所管ではございせんが、年金についての税金の問題、いろいろ御意見がございまして。しかし、私はここで租税の扱いについていろいろと断定的なことを申し上げる立場にございせん。国民の間にあることは私も知つておるわけでございまして、

その点に向かつてまた財政当局といひますと協議をいたしてみたいと思つておるわけであります。

○吉田委員 減額のために努力をする……。

○田中事務大臣 これについては検討をさしていただく以外に、どうも他省所管のことについて私がここで断定的なことを申し上げることはやはり穩当ではないといふふうに思ひますので、これで御勘弁を願ひます。

○吉田委員 それでは、時間が来ましたから終わります。

○住委員代理 この際、一時十五分まで休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

午後一時十七分開議

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国民年金法等の一部を改正する法律案の質疑を続けます。

川俣健二郎君

○川俣委員 午前中の質疑応答も聞いておりましたが、せっかくの年金に国民各層が期待してゐるのだが、しかもこの地方選でかなり政府与党の方もPRしておりましたので、私も期待してゐる。出てきたのだが、これはもう一遍後半の地方選に行つて、話が半分違つたと言わなければならぬ。あるいはもう少し伺つて——というのは、冗談は別にして、今回の年金制度というのは、毎年毎年改めるといふ自動的な、いわば事務的なという一つは、これは事務当局じゃできない制度の抜本的なところ、制度そのものを改正する、こういう二つをいま抱えてゐると思ひます。

ところが、大臣の答弁を聞いてみると、ここで制度を大臣が思つてゐるよう改正の方向を打ち出そうか、こういう点が非常にありありと発言の中に出てゐるのだが、どうも議事録を後で見ると、恐らく何らいままでの大臣と変りないんじゃないや

いか、こういうふうになつてしまふのじゃないか。それじゃ一体これから、その範圍を広げないで、二、三点例を挙げて、大臣の考え方を聞いて、もう少し大臣の底にあるものを——いままでの大臣とは違つてちよつと今回は見どころがあるぞと、大塚田中大臣に、私だけじゃなくて、今度は政府はやる気があるのではないか、こういうふうに思つて、いまだに、いまだし聞いてみたいと思ふのだが、一体年金制度というのは、やはり生命保険とか貯金のように掛けてきた金というものをベースにするのか、それとも、その年齢になつたから国家保障としてやろうとおるのか、その辺がどうも、演説はわかるが、具体的にみると、聞きすばみになるので、大臣にひとつその辺を一遍聞かせてもらいたいのですね。本会議で提案されたときに、大臣が非常に張り切つて答弁されていましたが、これは今回はいろいろ、事務当局が出した案を半分ぐらいはもう一遍検討し直せと言うぐらゐの大臣になるのではないかと、どうも事務当局の方を見たり国民の側の方を向いたり——ひとつこれはいま制度改正したら時の人になると思ふのだが、大臣、一遍本當の気持ちを開かせてもらいたいのですね。

か、ひとつその辺をもう少し聞かせてもらわないと、何ほ論議したつてかみ合わないと思ふのだが、大臣にその辺をまず一回目聞いて、それから事務当局に聞いていきたいのだけれども……。

ついでに、このようにいたしますということをお願いすることが一体いいかどうか、現実的であらうかどうかというところについて私としてはまだ決断ができません。先生のおっしゃつたように、これは一部については、私はいさういふ方向に進むことについて努力をいたしたい、かように思つております。

す。そうじゃなくて、大臣が提案して委員会です。のように検討するというのは、せめて方向だけでも出していただかうんだと私は言ふんだ。そうじゃなくても、大臣どうでしょう。

○田中大臣 年金についてはいろいろ問題が多いので、御審議の中にも、いま御提案申し上げている内容よりも来年の話の方に終始しておるようございまして、気持ちには、私はわかるわけではございませんが、何分にも明年の改定につきましては、目下政府におきまして、また審議会等でも審議中でございまして、確たる御返事ができないわけでありまして、総じて言うならば、私は提出年金あるいは無拠金の福祉年金についても給付水準を上げていかなければならぬものというところについては、私はかたくそう信じております。しかし、どのような方法でもその財源を調達するところについてはいろいろと議論のあるところではございまして、これについていまにわかにかういふことと申すことは残念でございますが、これについてはいさうし時間をかけていただきますというふうに思ひます。

○田中大臣 年金についてはいろいろ問題が多いので、御審議の中にも、いま御提案申し上げている内容よりも来年の話の方に終始しておるようございまして、気持ちには、私はわかるわけではございませんが、何分にも明年の改定につきましては、目下政府におきまして、また審議会等でも審議中でございまして、確たる御返事ができないわけでありまして、総じて言うならば、私は提出年金あるいは無拠金の福祉年金についても給付水準を上げていかなければならぬものというところについては、私はかたくそう信じております。しかし、どのような方法でもその財源を調達するところについてはいろいろと議論のあるところではございまして、これについていまにわかにかういふことと申すことは残念でございますが、これについてはいさうし時間をかけていただきますというふうに思ひます。

○川俣委員 いさうし、いさうしと云つて各大臣方ずつと長年やつてきたが、さつきの四十八年度の答申したあの文章を見ても、もう少し工夫せいで書いてある。大河内先生の社説も、なるほどざばり、今回の年金改正は工夫が見えぬと書いてある。諮問も了承しないといふことである。しかも、具体的にどうきつめてわかりやすく、新年度早々からスライドせよ、こうさばり書いてある。全部具体的にどう少く工夫してやつたらどうか——この審議会の検討といふのは、いまに始まつたことじゃないんだ。だから大臣、いさうし時間をかせとてか来年度からといふことじゃないんだ。

○田中大臣 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

さつて、午前中もかなり論議がありました。が、たとえば自分の老後のために積んだ金だと思つたら、縁もゆかりもないどこかの人の使われおつたということ、これはなかなかむずかしいぞというふうな考え方をしておるのでは、これはいつまでたつても積み立て方式は直らないと思ふのだね。それとも、これから積み立てるものは賦課方式の財源に使うのだよ、せめてこの程度考えておるのだから——いままでのように厚生年金は厚生年金で自分のために積み立てることをどんどんやらせておるわけだから、また、今回改正して値上げしようとしておるわけだから、そうすると、やはりその本人についた年金、保険、貯金の域を脱していない年金制度になる。片や、無拠出制の方は、厚生行政の一環として、低いのだがこれぐらいやろうか、こういうふうに考えておるの

しかし、提出年金については、これはやはりさつて言つたとおり、保険による一種の保険主義でやるものであるというところは、これはもう間違いないが、この給付についてはどの程度の国庫負担なり国庫補助を入れるかということについていろいろ議論がありますが、基本はやはり保険でやるというのが各国の制度の実例でもございまして、保険でいきなりといふふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

そこで後段の問題ですが、これは私、先生と大体似たような考えを持つてゐるんじゃないかといふふうに思ひますが、そこは、私は厚生大臣でございまして、やはりここでもって自由奔放に話をして、後ほどそれがどうも食言に相わたるということになつてはいけません。したが、慎重に申しているわけではございません。したが、私が考へてゐることを今後どうやって実現するか非常に苦慮しているところでお察し願ひたいといふふうに思ひます。もともとやらなかつたというわけ、今後先生の考へておられるようなことについて最大の努力をしてみようといふことを私は御答申申し上げることがこの際適当じゃなからうかといふふうに思ふわけでありまして。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

○川俣委員 いさういふお話がございましたが、社会保障制度審議会の答申ですが、これについてはいさういふと御注文や苦情がたくさん書いてあるわけでありまして、制度についての御苦言については、今後できるだけこれを実現するように努力をいたしたいと思つておりますが、中には正直言つて本當にやれるのかというものも若干ないわけではございませんけれども、できるだけその趣旨は生かしていきたいというふうに思つております。

それはやめますが、一体いま厚生年金、国民年金はどのくらい集まって、それで本年度どのくらい支給して、しかもその中で国庫負担がどのくらいの割合で、企業はどのくらい、個人はどのくらいに割合が分かちてみてくれぬかな。そんなに財源がないかな。

○曾根田政府委員 まず費用の分担割合の方から申し上げますと、御承知のように、厚生年金では国庫負担は給付費の一般につきましては二〇%、坑内夫期間につきましては二五%というふうになっておりまして、それを差し引いた残りを、総経費のその他の部分を労使が折半して負担するということになっております。一応二〇%として計算しますと、総費用の二割は国庫、労使が残り八割を四割、四割、二、四の割合で国と労使が負担しているということでございます。

それで、国庫負担は、国民年金と違ひまして厚生年金の場合は給付時に国庫負担が行われますので、国庫負担は積立金として積み立てられる部分には入っておりません。したがって、八割の保険料相当分の収支残が積み立てられておるわけでございますけれども、その積立金の累積状況を四十九年度末見込みで申し上げますと、厚生年金につきましては九兆七千六百九十三億、国民年金は一兆七千四百億、合計いたしますと積立金累積見込み額は十一兆四千七百三十三億でございます。

○川俣委員 十一兆集まって、支出どのくらいなの。

○曾根田政府委員 まず厚生年金の五十年年度の収支見込みを申し上げますと、歳入といたしまして一番多いのがもちろん保険料収入でございます。これが約二兆三千億、それから先ほど申し上げましたこの積立金から生じます運用収入、これが約七千四百億、それからまた、先ほど申し上げました給付時における国庫負担がございまして、これが約一千六百億でございます。その他いろいろ細かいのがございますけれども、おおよね歳入合計は三兆二千億でございます。

これに対し、歳出でございますが、御承知のようにまだ年金が成熟化いたしておりませんで、受給者が必ずしも多くなっておりますので、保険の給付費といたしましては約一兆でございます。その他、福祉施設関係その他合計いたしまして歳出合計が約一兆一千八百億でございますから、この両者収支差引きいたしました約二兆が新たに積立金として積み立てられるということでございます。

○川俣委員 そうすると、年度末に五十年年度では十四兆五千億ぐらい集まっている。二兆円足らず、一兆何百支出になるわけだ。これは銀行利子としては何分だろう。

○曾根田政府委員 現在の年金資金の資金運用部への預託利率は、七年以上の一審長期なものとして預託いたしておりますので、現在は年八分、八%の利息をいただいておりますのでござい

○川俣委員 そうすると、いままで集まった金と五十年年度集まる三兆円を厚生大臣に持たしたら、これは銀行利子で支出を賄えるんじゃないか。どうなんですか。人の金と会社の金を集めて、銀行利子にも満たないんじゃないの、収入に対して支出の方が、どうなんですか。これは私の言うのは、会社と個人から集めた金を厚生大臣に持たせるのよ。それを銀行へ預けるの。銀行へ預けた利子に満たないの、支出の総額が。そうだよ、見てみなさい。

○曾根田政府委員 銀行預託の利子相当に満たないとおっしゃいますのは、給付費のことでございますか。

○川俣委員 いいですか、本会議でも議論になって、一方通行だったけれども、大臣は財源がない、財源がないということなんだよ、賦課方式に変えるのには、そんなに財源がないかと言ふのだ。財源がないから賦課方式に移れないと言ふのならうそですよ。財源は十分にある。大蔵省に預けた金を厚生大臣を中心にして運用委員会なら運用委員会に持たしてもらえば、そのお金をどこかの銀行

に預ければ、利子だけでもいまのあなた方が考えている年金の総額よりも多いんだよ、おれから言わせると。だから財源の問題で賦課方式はできないとは言われないんだよ。大臣、そこでどうです。この問題、私の言う意味わかりませんか。財源がないとは言わせないよ。それを事務当局にきくのは何ぼ計算せよと言つたって計算しやがらない。私は、国民の積み立てと企業の積み立てを集めておいて、それが財源がないとは何だと言ふのだよ。それだったら、その集まった金を厚生大臣の名義で銀行に預けてみなさい、ことしあなた方が支出する年金額よりも銀行の利子の方が多くなるから。私が計算してみると、そうなんだ。だから財源がないから賦課方式ができないと言ふならやめなさいよ。

○曾根田政府委員 一般市中金利をいかに計算するか、おっしゃる通りにこの十兆兆の資金が仮にいま一般市中金融機関に預託をされたと思えば、おっしゃるような数字があるいは出ようかと思ひますけれども、先生御承知のように、先ほど現在は資金運用部に八分で預託しておると私申し上げましたけれども、この八分になりましたのは昨年の十月からでございます。十兆ほどの積立金はそれぞれ預託する時期が違ひまして、それぞれの時期に応じて預託金利が違ひておりますので、五十年年度全体を平均いたしますと七分半とにはなると思ひますけれども、同じような意味でその市中金融機関に――もちろん仮定の問題です、いま仮に十兆兆ということであればおっしゃるような数字になるかと思ひます。しかしこの問題は、基本的には公的年金の責任準備金である積立金の管理運用をどうするかという、昔から議論されているところでございますけれども、そういう基本的問題がございまして、いまこ

ていないのだからそれは無理だ。ただ、国民の方から言わせれば、将来われわれが年をとった後の生活の糧にするよというので、企業にも積み立ててもらい、自分も積み立てておる、国もそれに二〇%加えてある。ところが、大蔵省の資金運用部からどっちの方に行くか知らぬけれども、厚生大臣が中心になって厚生大臣の貯金通帳の名義で銀行に貯金してみなさいよ、どのくらいになると思ひますか。そういうことなんです。だから大臣、財源の問題じゃないのだ。問題は、大事なのは大臣の言葉、言葉に出るのだが、なかなか国民的なコンセンサスを得られないだろう、これは自分のものだと思つて積んできたのに、縁もゆかりもない人に行くという考え方のために、政府部内で、閣議でなかなか了承されないということであらう、また論議の話になるのだ。大臣、その辺どうなんですか。

○田中事務大臣 現在と今後積み立てられる積立金の運用利益の問題について、いさしく有利に回せという話については、あるいは場合によっては――実際問題としてなかなか大変な問題があると思ひますが、それは理論的には可能でございます。しかしさればと言つて、これでもって給付費を将来とも全部賄えるということには実はならない。たまたま現在残念ながら受給権者が少ないものですから、運用利益でもって何か似たような数字になる。若干足りないようですけれども、まあまああまの金が出るというお話だろ

それから、さつきから、金がないから賦課方式ができないということじゃないので、むしろこれは別問題でございまして、賦課方式というのは結局拠出の金の性質の問題、いま先生おっしゃるとおりですから、この拠出する金の使途についての拠出者の理解と納得、あるいはその金額が一体どの程度ならたえられるかなどということはいろいろ問題があるといふことを、午前中から申し述べているわけでございます。その範囲で賦課方式的なものをご導入するかというのには実はそこにあるわけでございまして、したがって、ただいまのところ、さつきからいろいろおっしゃっている運用について工夫すれば拠出制年金の拠出財源が生まれるということとは、やはり長期的な視野に立つて考えていかなければならぬということでございます。これについてはいささか裨益するところあると思いますが、やはり問題の基本的な解決にならない。賦課方式の方については、さつきから先生お話ししていることは私よくわかるところでございまして、これについてはさらに努力をしなければならぬ、こういうことでございまして。

○川俣委員 わかった。財源がないから賦課方式に移行できないということじゃない、これは大臣それで確認するよ。日本のいまの制度というのは単純な積み立てではないのだ。やはり修正されているのだ。賦課方式の方に内容がかなり入っているのだ。

そこで、大臣がいまおっしゃった、問題は賦課方式をやった場合に受給者と積み立てる人、いわゆる若い人と老後の人との比率の問題だと思ふ。いまは一人を二十人くらいで養えばいいわけだ。ところが、これをどういう棒グラフで出しているのか知らぬけれども、八五年が三、四人で一人を養わなければならぬ、こうなっている。このことにはだれも賛成しない。これは違う、そんな寿命の延び方ではないと言っている。いまの七十歳前後の人は明治生まれで兄弟がたかさんおった。これからの人たちは、兄弟はせいぜい二人か三人、その中で生き残るのだから、それほど高

年齢者と若い人いわゆる勤労者との比率は縮まらない。そこで私の計算では、事務当局はよく聞いてもらいたいのだが、いま六十五歳以上のこのおじいちゃん、おばあちゃんも一人に五万円ずつやるといふことになる、五人で一人を養わなければならないから、一人が一万円ずつ出さなければならぬという計算になる。これを比率的に分ければ当然こうなる。どこのおじいちゃん、おばあちゃんにも五万円ずつ出さなければならぬ。ところが一人が一万円ずつ出さなければならぬ。ところがこれをいまの制度に置きかえると、政府と企業と個人で出した場合、個人は約二千五百円くらい出せるわけだ。いま無拠出の国民年金を出しているわけだ。そういうものを全部入れると、政府もかなりのパーセント出しているのだ。だから、そういう計算をしてもらいたい。私は言うのだ。将来のピーク時には五人で一人を養わなければならないから、どこのおじいちゃんやおばあちゃんにも一人に五万円出すためには、一人が一万円出さなければならぬ。その一万円を国と企業と個人で分けた場合、個人は二千五百円から、三千円までいかず二千八百円くらいでいいのだ、いま支出している金額を当てはめれば、あなた方は頭がいいのだからすぐ計算できるでしょう。どうせきょうは法案は上がらないのだから、それをぜひひとつお願いしたい。

それでなぜ賦課方式に移行できないのかということなんです、私から言わせれば、その金の使い道がいまわからないのだ。大蔵省も来ていますけれども、大蔵省の方は、厚生省から資金運用部に行った金の使い道はわかるの、単年度の分は。ところが、その貸した金が戻ってくる金がどのように行き渡っているかはわからないんだ、わからなくなっちゃっているんだ、総額はわかるけれども、そういう盲点があるんだと思ふます、今回賦課方式に移れないというのは、

それから何回もしつこく言うようだが、時の厚生大臣が賦課方式に切りかえていくべく制度改正するといふ、いつか宣言しなければ、いまのまま

の拠出制なら、国民は全部自分のための拠出だ、積み立てだと思っちゃっているよ。これでは、いつまでたつたって積み立て方式ですよ、日本の国は、それはもしあれだつたら、これからの積み立てているものは賦課方式に切りかえていく方向の準備の積み立てですよ、ただし、あなたの老後の生活はこれだけは保障するよというのを提案しなければ、日本の国は私は賦課方式には切りかわらないと思うんですよ。その辺はどうですか。しかも去年、二階堂官房長官が、賦課方式をやる、やらなければならぬ時期だ、こう言ったときに、自民党の何とか部会か知らぬけれども、それは時期が早い、何であんな発言したか。そのときに大臣は、その自民党が党の立場で検討したんだらうけれども、そこができないんだ、あなた、聞かしてくれよ。そんなに現実離れしたことをわれわれ四野党が言っているというんなら、これはこつけないだから、恥ずかしいから……。おれはそうじゃないんだと思ふよ。どこにその賦課方式ができないかという理由を、少し明らかにしてもらわなければ困るんだな、どうですか、大臣。はつきり言うてくださいよ。

○曾根田政府委員 先生のいまの御提案と申しますが、御指摘になりました構想、はなはだスケールの大きなもので、数字的な問題がございまして、ここでいささか即答はいたしかねますが、基本的な考えとして、一定年齢以上の老人は国民的合意のもとに、その年代年代における生産年齢人口で費用を負担して老人の生活安定を図る、この構想はもう一つ一つの考えであらうと思ふます。その場合に、現在六十五歳以上人口が九百万足らずでございすけれども、将来、昭和八十五年ごろには二千万を上回ることになるわけでございますが、いずれにいたしましても相応の負担を覚悟すれば先生の言われましたように五万円とまでいくかどうかは別といたしまして、相当の年金が出せることは間違いないと思ふます。

それからまた、もうすでに現在各種の公的年金で年金受給者が約四百万ばかり出ておりますけれども、これらの人の中で六十五歳以上で、しかも先生御指摘になりましたように、五万円程度の年金をもらっている方も相当おられるわけですから、そういった方の分を差し引きますと、実際問題として、賦課方式をとるとしてその分の財源として新たな財源を求めなければならぬものは、当初の考えよりは大幅減ってくるんじゃないかと思うのです。

私はそれはそれで本来的な賦課方式の考えに最も忠実な一つの考え方であると思うのですけれども、問題は、八つばかり日本の年金制度がございまして、三十六年にできました国民年金制度がそういう本来的な意味での賦課方式論議に決着をつける恐らく最後のチャンスだったと思うのですけれども、実はその当時もそういういろいろな議論がなされたわけでございます。こういう階層に長期の拠出期間を要するような保険が果たしてなじむのかどうか、むしろ文字どおり租税負担によるかあるいは保険料によるかは別といたしまして、賦課方式の考え方である一定年齢以上の人は生活を保障すべきではないかという議論が現実に行われたわけでございますけれども、やはりそういう形でやりますと長期的な給付のレベルを保障するということが、高齢人口がだんだんふえてまいりますとその圧力によって、特に租税負担による賦課方式ですと、財源的な困難から給付レベルの引き下げという事態も生じる。これが保険主義で出発しますと、そういう意味での実質的なレベルダウンというのは制度的にできないわけでございます。それから、そういうことで、発足した経緯から見ますと、しかもすでに国民年金発足いたしましたもう十五年、厚生年金発足いたしました三十年以上たつておる現在で、そのような構想を既存の年金制度の中に持ち込むということは、考え方としてはわかりますけれども、これまでのそれぞれの制度をかなり大幅に改変することになりますのでむずかしい。

しかし、それじゃ全く不可能かということになりますと、私は考え方としてそのようなことはな

いと思います。もちろん各公的年金を全部御破算にする、あるいは各公的年金のレベルを全部そろえるという事は、これはそれぞれの制度の沿革、費用負担も違いますからそのようなことは実際の考えではございませんし、むしろ場合にれば、私は適当でない案だと思えますけれども、少なくともシビルミニマムといいますが、共通のこの程度の水準のものは一定年齢の人になったならば漏れなく全国民負担によって差し上げていいじゃないかという考え方は、いまの公的年金制度の現状のもとでも私は決して実現不可能な考えではない。問題は、その場合に共通の部分とどの程度の厚みにするかということ、それから一体各制度でその部分の財源の一部と申しますか相応部分をどの程度まで持っていたらいいか、その辺にやはり大きな問題があるのではないかと。したがって、これをきわめて短期的にいっいつまでに行けるかというのとは、何分各制度の手直しにつながる問題でございますから非常に問題はあるということだけをここで申し上げておきたいと思えます。

○川俣委員 こういう論議が——委員が聞いて事務当局が答えるということではなくて、何といたってこの日本の国の制度を抜本的に改正する問題ですから、本場にフリートリーキングをして、いまのような論議が年金の論議としては生きているのだ。受け答えという形じゃまずいと思う。

そこで時間があれだから、これだけは制度改正をしなくてもできると思うのだが、さっき吉田委員も言っておられましたけれども、報酬比例部分、固定部分なら千円掛ける年々でいいのだが、報酬比例部分でいま全国的に非常に問題が出てきた。それに加えて不況のために再就職者が非常に多くなってきた。だから大きな会社をやめて田舎へ帰って小さな中小企業に勤める、したがって賃金がダウンする。賃金がダウンしたものを基礎にして計算されるものだから——労働省、これはある程度数字ありますかね、これはかなりあるのだよ、問題なんだ。

○岩崎政府委員 いま先生お尋ねの点は、転職、再就職する際に高齢者の賃金が低下するのじゃないかというお話かと思えます。私も現在最新の資料として持っておりますのは、労働省で調べました雇用動向調査の昭和四十九年の上期でございますが、これで得られます数字は五十五歳以上の転職者になっております。これが転職によって賃金が増加した場合、それから賃金に増減がなかった場合、それから賃金が減少した場合、こういうふうに分けて申し上げますと、ほぼ三分の一ずつになっておりますが、細かく申し上げますと、転職によって賃金が増加したものが三一・九%、増減がなかったものが三三・二%、賃金が減少したものが三四・五%ということになっております。この増減あるいは増減しなかったというのは、前職賃金に比べて一〇%以上増加したかあるいは減少したか、それから一〇%の幅で増減しているものは増減がないというふうに分けて計算したものでございます。

○川俣委員 労働省ににわかには調べてもらたけれども、これだけでもこういう人方を救わねばならぬのだよ。そうしますと、事務当局は、制度を改正しなければ、運用の妙味じゃできないですか。これは大変な問題だよ。不況で再就職して賃金ダウンする。そうしてやめると、それと並行して厚生年金がたつと下がる、こういう方向になる。どうなんですか。

○曾根田政府委員 現在の厚生年金における報酬比例部分というのはそれぞれの年次の賃金、まあ標準報酬制でございますので一定の枠はございますけれども、その一%ずつを積み増しするといふ考えでございますから、基本的には年数が長くなればなるほど、賃金が仮に下がったとしても、下がった賃金の一%がプラスされるといふことで、原則的には期間の長短によってという問題が出ることは考えられなかったのでございますが、はなはだ残念ながら昭和四十四年の改正で、これは標準報酬を大幅に引き上げたいといふことからございまして、昭和三十二年

十月以前の非常に低い賃金を全部計算の基礎から除外いたしましたので、それ以降の賃金を計算の基礎にするということになりましたので、非常にまれなケースなものでありますけれども、昭和三十二年以前の期間が比較的長い人、そうして再就職後の賃金の落ち込みが著しい場合、それからまた最初にもつた年金が二十年未満の十五年特例年金である場合に多いのでございまして、そのような場合に御指摘のようなケースが起こることが指摘されるようになりまして、これは運用云々、ということでございますけれども、やはり年金額算出の問題でございますので、法律改正を要する事項でございますので、私もいたしましては、来年度の改正で何としてもこの点は正したいと思っております。

○川俣委員 大臣、やはり事務当局は、昭和三十二年以前に比較的勤め方が長かった人、ところがこの人方がいま年金を受けているんだよ、いまもろにかぶらなければならぬのだ。一年なんて言っていられないですよ、年だもの。そういうことだから、工夫が足りないと言われるんだと思う。国民年金の場合は七十歳から支給するといふんでしよう。ところが、平均寿命は何ほどと言ったら七十・七歳じゃないですか。平均寿命を自分たちが統計上つかんでおいて、七十・七歳になれば死ぬんだ、死ぬ七カ月前に年金を出すという制度なんだ。工夫が足りないと言われるのも無理ないんですよ。平均寿命を使うのも厚生省、七十歳からくわれるといふのも厚生省、だから工夫が足りないと言われるのだ。これは来年度まで待てないと思う。運用で何とかできないか。検討するといふくらいは答弁できないですか、これはかなりいるから。

○曾根田政府委員 これはお言葉返すように大変恐縮でございますけれども、運用ということではちよっとまいりかねますので、どうしても法律の手当てが必要でございます。

それから、御指摘のケースでございますけれども、現実には六十歳以降とにかく一たん前の職場を

やめて——六十歳前でもあれですが、一たん現実に年金額をもらつた、そうしてその後再就職して最終的にやめて、その時点の年金額が前に実際に手にした年金額より下がっているというケースではなくて、いま指摘されているのは、自分が再就職しないでつたならば、いま現実にもらつた年金額よりもっと多くなつたであらうというケースでございます。これは別に言いわけのつもりで言っているのではありませんけれども、そういうケースでございますので、大変申しわけないのですが、あとしばらくしんぼう願って、来年必ず手当てをいたしたいというふうに考えております。

○川俣委員 それではこの例はどうです。これは吉田委員が言っていましたから、ずばり数字を挙げて確認してみたいと思つております。これも大臣、聞いておいてください。

昭和三十六年に五十八歳で会社を定年退職。したがって、二年待って昭和三十八年から年金をもらえようになつた。この新聞の数字が本当かどうかです。その年金額は、年間五十五万五千円もらつていた。そこで、昭和四十五年に六十六歳で、ある小さな会社へ再就職した。もちろん制度上所得制限を受けて、二割カットされた。したがって、賃金に加えて四十万前後の年金をもらつて生活しておつた。ところが、六十六歳で再就職したから、当然ながら強制適用ですから、保険料七百元取られて賃金をもらつておつた。四十九年に完全に年金生活者になつた。七十歳だ。ところが、四十九年、七十歳で完全に年金生活者になつたら、賃金もない、所得制限を受けるあれもないのに、五十万五千円に戻らないで四十八万円になつた。この事例は本当ですか。

○曾根田政府委員 これはいつでございますか、読売新聞だつたと思つておられますけれども、そこで報ぜられた事例で、私もその後調べましたけれども、御指摘のとおりでございます。

ただ、これは先ほどの弁解がましい云々ということになるんですが、五十万五千円ばかりが実

際に四十八万になったというのではなくて、この人の場合は、五十万というのはスライド後のあれでございまして、その前に再就職しておりますから、そのとき、この人、現実に手にした年金は十二万七千円、それから四十一万八千円、これは退職後の支給ですね、そして最終的に四十八万二千円。したがって、五十万という金を現実に手にしたことはなかったわけですね。ただ、四十八万二千円が、あの再就職なかりせば五十万であったであろうというケースでございまして、いずれにしましても、問題の本質は変わりありませんので、来年手直したことは先ほど申し上げたとおりでございまして。

○川俣委員 そうすると、物価スライドで五十万五百円になる計算はいつだったのですか。

○曾根田政府委員 この人の場合は、三十九年六月にとかく最初の年金をもらったわけですが、その後四十五年七月に再就職したものですから、四十五年八月からはその二割支給停止がございまして、六十五歳ですか、そこで四十五年七月に再就職して在職老齢年金を受けた、その額が十二万七千円。そして、最終的に四十九年六月にやめたんですが、二月たつて、そのとき四十八万二千五百円がしつこととでございまして。ですから、四十九年八月のスライドがあったとして、五十万という金額はこの人は現実に手にしたことはなかったということとでございまして。

○川俣委員 それでは、現在、四十八万二千円の年金生活者ですか。

○曾根田政府委員 そういうことです。

○川俣委員 そうしますと、この方が昭和三十六年に五十八歳で定年退職して、昭和三十八年に六十歳になって年金をもらってきて、四十九年に七十歳になったときには、四十八万二千円がどのくらい金額になるか計算してください。

○曾根田政府委員 この人が四十九年八月から、再就職なかりせば手にしたであろうものは、先ほど言いましたように、四十八万二千円ではなくて五十万五百円だったということとでございまして。

○川俣委員 それはことですか。もう一遍言いますよ。三十六年定年退職、三十八年六十歳、再就職は六十六歳で四十五年です。それで保険料を七百円ずつ納めてきた。四十九年七十歳、完全年金生活者、これが四十八万二千円だということですか。もし勤めないうちで、昭和三十八年以降ずっと年金生活であれば、五十万五百円になっておったというのですか。それだけの話ですか。その金額は違わないのですか。

○曾根田政府委員 違います。

○川俣委員 五十万五百円というのはことしじゃないぞ、あなた何を言うのですか。

○曾根田政府委員 去年の六一・一%のスライドアップ後の金額が五十万何かになつておったであらうということとでございまして。

○川俣委員 これは少し違うぞ、はっきりしなければいけない、どうなんですか。――事務局

○曾根田政府委員 それでは時系列的に、先生おっしゃる通りに、実際にこの人の受給権が三十九年の六月に発生しておつて、そのときは、もちろん低い年金でございまして、当時年金額が月額にして三千四百円であつたわけですが、その後の具体的な金額の経過一覧表がございまして、なんでございまして、ここにございまして、後ほど……

○川俣委員 それではこういう計算をしてください。昭和三十八年六十歳から、いままでは十二年間もらうことができたであろう年金額と、この人が実際に歩いてきたためにことしから年金がもらえた、その前に二割減の年金をもらつておつた、しかも保険料は何ぼ納めておつた、それを差し引いてどのくらいになったか。積み立て方式で、拠出制年金の考え方です。完全にいつにいつということでは――私はこの計算を自分なりにしてみたけれども、再就職して保険料を強制適用されて納めた方がかなり損なんです。それを後で計算してみてください。

それから三つ目、まだ時間が二、三分あるようですから、細かい話でございまして、細かい話がいろいろありましたが、一つだけ聞いてみたいのですが、国民年金手帳というのを、おぼろげに、おぼろげに持っていますね。あれは、知事選挙をやつてきたから気がついたわけじゃないが、県知事の個人の事前なんですね。あれはどの法律ですか。

○河野（義）政府委員 国民年金手帳につきましては、昨年から三年金共通の手帳を交付しておりますが、これは手帳そのものは社会保険庁になっておりまして、いま御指摘の都道府県知事名の入つたものは福祉年金の証書でございまして。

（委員長退席、竹内（繁）委員長代理着席）

○川俣委員 国民年金手帳と書いて、知事の名前でおじいちゃん、おばあちゃんに渡しているというんですか。それはどの法律だつて言うのだ。

○河野（義）政府委員 いま御指摘になった知事の名前で出ているのは、福祉年金証書の分だと思ひます。年金手帳は社会保険庁名義になっております。

○川俣委員 そうかな。それは知事の名前で出せる法律はどこにある。本当かな、それは。現物を持ってくるよ。

○河野（義）政府委員 先ほどちょっと間違えました、年金手帳は厚生省名義になっておりまして、発行する都道府県名が入つております。それから福祉年金につきましては、知事が裁定いたしますので、知事名になっております。

○川俣委員 もう一遍整理して言つてみてください。どの年金はどの人の名前、どの年金手帳はどの人の名前、それを最終的に言つてみてください。

○河野（義）政府委員 国民年金手帳につきましては厚生省名義で、その中に都道府県名が入つております。（川俣委員「都道府県名が県知事名か」と呼ぶ）県名でございまして。それから福祉年金につきましては、裁定しました都道府県知事名になっております。

○川俣委員 これは法律だな。実際は確認して

ないな。事務局どうですか。○河野（義）政府委員 実際そのようになっていると思ひます。

○川俣委員 それは実際確認できるか。

○河野（義）政府委員 いま申し上げたようなことで確認できると思ひます。

○川俣委員 それじゃこの次の委員会を持つてくるからね。違つておつたらひとつ河野部長何とか釈明してくれ。責任とれとは言わないけれども。

それから、最後ですが、四つ目の、これもひとつ質問しておきたいのですが、直接厚生年金、国民年金と関係ないのですが、大臣、石炭年金があるのを御存じですか。――これは地下資源に働く労働者の労働力確保と、こういうことなんです。労働省はあの手の手といういろいろと抗内労働者の足どめの労働政策を考へておられます。したがつて、厚生年金にも抗内員という法律用語も入っているわけだ。

そこで、同じ地下資源でいま労働力が確保されないで弱つているのはメタルマイニングだ。そこで、メタルマイニングの方で、これはかなり企業とのコンセンサスを得なければならぬが、産業省である通産省から正式に提案があると思ひます。そうすると、石炭年金をつつたように、厚生省がこれは扱わなければならぬ、制度を所管しなければならぬ。そこで、この金属鉱山の労働組合が労働省に請願、陳情に行つたら、その制度の検討がある程度約束してくれた。労働省と厚生省との間にそれが確認されておるかどうかをここで確認してよろしいですか。

○曾根田政府委員 労働省の方から事務的にそのような話があることは承知いたしております。具体的にになりましたならば、私もどこまでお手伝いできるか、年金の設計その他御協力申し上げたいと思つております。

なお、通産省にもこのことは昨年来事務的には私どもの方から話してございまして。

○川俣委員 そこで、大臣、大きな問題は一つしか論議できなかったのですが、もう一度、来年度

まで待つてほしいということなのか、見通しが余り明るくなくなかなか容易でない、大臣は大臣なりの個人的な見解を持っているが、そういう考え方のなか、もう一遍最後に聞かしてもらいたいのですね。いろいろと論議してみるとやはり抜本改正、一万二千円で暮らせるかどうかというのを考えてみると……。

○田中中国務大臣 いまおっしゃっていることは年金の財政方式論のお話だろうと思うのでございすが、これについてはかなり意欲的に私は努力してみたい、かように考えておるのです。

○川俣委員 どうもありがとうございます。

○竹内(黎)委員 長代理 寺前委員。

○寺前委員 わが党の石母田委員が基本的にあまりになりましたので、私は二、三の問題について限って聞きたいというふうに思います。

最初に、聞きたいと思うことをちょっと挙げておきたいと思うのです。

第一番目に聞きたいと思うのは、年金に対する基本的な態度の問題です。それから第二番目に聞きたいと思うのは、障害年金の問題です。それから第三番目に、在老年金その他若干の事務上の問題を聞きたいと思っています。

基本的な態度という点でも、もう来年は抜本的に見直すのだという態度を表明しておられますから、出されてきた内容をめぐってそれは基本的に検討したいと思っておりますので、ここで時間をとってつぶさにやるといふ気はいいものところありません。ただ若干の見解を聞いておきたいと思うのですが、念のために、老齢年金なり障害年金というものは、だれだって年をいったらどうして生活を送ろうかというので不安でならないわけであり、明日のわが身の問題として、いつ何とき障害者にならないとも限らない。だから社会の政治の問題で言うならば、主義主張はどうあろうとも、年をいったときとか、あるいは障害者になったときにどう対する不安に対して、政治の力で個々に生き抜いていくことができるという自信を与えることが、共通した私たちの課題だとい

うふうに見る必要があると私は思います。そこに年金問題に対する社会的な関心というのが非常に大きいというふうに見なければならぬと私は思う。

そこで大臣にお聞きしたいのですが、いま日本の年金年齢と言えは、六十歳なり六十五歳なり七十歳というそれぞれの線がありまされども、一応六十五歳からという話が平均的には問題になります。そこで、六十五歳以上の男性の、日本のいわゆる高齢者というものがどの程度働いているというふうに見ておられるのか。国際的にはどうなの、日本の高齢者の働いている状況というものがどういう状況にあるかということをお願いして説明していただきたいと思います。

○曾根田政府委員 六十歳以上の労働者全体の数字は、私にいま手元に持っておりませんが、私もその所管いたしております厚生年金の被保険者、これは御案内のように現在約二千五百万近くございしますが、その中で六十歳以上の被保険者は昨年十月現在で、推計でございしますが、約百三十万というふうに見ております。

○寺前委員 ばくの聞いておるのは、六十五歳以上の男性で働いている人というのは一体どの程度おられるのか、国際的にはどうなのということです。

○曾根田政府委員 先ほど言いましたように、雇用者全体ということではなしに、私どもの方の被保険者統計からの推計では、被保険者として、まあ五人以上の事業場で働いておられるということになるわけですが、これが昨年の十月現在で六十万でございします。なお、あるいはちょっと古いものかもしれませんが、四十八年の労働力調査報告によりますと、六十五歳以上の雇用者が男女合計八十五万というふうにこの報告ではされております。

○寺前委員 事務当局だれも知らないのね。ぼくは、これは老人対策をやるといふことを考えるならば、その統計ぐらいはもう常識なんだから、きちんと知っておかなければいかぬと思うのです。

よ。総理府の四十七年九月発行の、統計局の「わが国の人口」という資料があります。ここにILOの労働統計年鑑一九七一年版に基づくところの、国際的な労働力として労働力率というのをちゃんと載せておる。日本の高齢者がどういう事態にあるかということをお私に本当に真剣に考えてもらいたいと思うのです。

この資料を読むとこういふ数字が出てきます。総理府は国勢調査に基づいてやっていますから、四十五年になるわけですね。今度は五十年に国勢調査、こういふことになるわけでしょう。で、この前の国勢調査の結果が出ておる。六十五歳以上の日本の男性の労働力率というのは五四・二%だ、半分以上の男性が働いているというのがこの統計の結果なのだ。ところが、世界で第二番目はどこかといったらアメリカなのだ。アメリカが二九・七%なのだ。第三番目になるとスウェーデンだ、これが二三・九%、フランスになると一九・三%、以下全部、国際的にはもう二〇%をずっと割っているのだ。国際的に見て、日本の六十五歳以上の男性が働いているという実情は、異常な実情にあることをあなたたちは認識しておるのかどうかということなのだ。ぼくが聞きたいのはこのなのだ。

六十五歳といったら、いまから三十年前に戦争は終わっているのですよ、戦争が終わったときに三十五歳の人といえは、よくぞ生きておったという年齢層の人ですよ。その人たちは戦争が終わって三十五歳でしよう、家庭を抱えて、あの異常な生活、事態の中を耐え抜いてきた方々ですよ。こういう方々がまだに半分以上も働かなければならないという、国際的には非常に大きな異常な事態が存在しているという事実に対して、あなたたちは本気になって直視しているのかどうか。私は、この問題はあなたたちがもっと考えなければいけない問題だと思ふのです。そうしたら、言葉をかえて言えば、日本の場合は戦後は終わっていないということじゃないですか。国際的に見て異常な事態なんです。戦後は終わっていないという事

態に基づいて、年金全般論と同時に、戦後を終わらす立場に立ったところの老齢年金に対する緊急措置というものは、別途に考えなければならぬ事態が存在しているのじゃないか、これを基本的に考える必要がある、ここに私は特別に福祉年金の持っている役割を見直す必要がある、こういうふうにするのが、大臣の御見解を聞きたいと思うのです。

○田中中国務大臣 六十五歳以上の老人が働いている率が日本では高いということについては、数字はいま先生からお教えをいただきましたが、観念的には私はそうだろうと思っております。

これは、何といつてもやはりわが国において老後の保障制度が確立をしていないということから働かざるを得ないということが一つだろうと思ひます。いま一つは、日本人が、割合にそういつたような長い間の傾向で、老齢になってもなおかつ仕事を手放すことをえんじないといったような、実際上の理由もあるだろうと思ひます。されば、それだからといって老後保障について手を引つ込めていいということではないというふうに思ひますが、現実はずうだ。反面、老人といえども何らかの形で働いて社会に寄与するというようなことも、また一つ必要があるというテーゼもあることも事実でございします。働くこと自体が悪いとは私は見ないのではありません。

ただ、老後の保障というものが不十分のために、働かなくてもいい者あるいは働かざるを得ないという精神的にもできない者が働かざるを得ないというところは、政治の上では何とかそれを防止しなければならぬ。ここにわれわれの務めがあり、また、政策要請はそこを求めなければならぬというふう

に思っております。

○寺前委員 この数字の異常さというのは、働かざるを得ないというものが今日の姿だと見ることが政治の面から見るならば非常に大きな問題だ。社会のために奉仕的にいろいろなことをするという問題はいいですよ。だけれども、いま現実起こっている問題というのは、働かざるを得ないという

事態、これを直視する必要がある。とするならば、老後保障という問題は特別な問題がある。とするならば、特別に見なければならぬのは、老齢年金の中でも福祉という問題が異常な位置として見なければならぬという関連性は、必然性の問題として見るというのが妥当だというふうに思うのです。ですから、ことしの年金の中で、福祉に対して従来とは比較にならない福祉年金の支給というものは出されているという事は、私は客観的な事実だと思ふ。それは国民の期待であつたと思ふのです。

ところで、大蔵省や政府内部における交渉経過その他から見るならば、いろいろの問題があつたか知らないけれども、それじゃ、この福祉の分野に対する、老齢福祉年金に対する努力というのが、果たして結果として出されてきている問題がそれほどの評価に値する事象なんだろうかということについて、私は若干他の面から検討してみたいと思ふのです。というのは、厚生年金にも国庫の助成があります。五年年金にも十年年金にも国庫の助成があります。福祉はまるる国庫です。

そこで私は事務当局に聞きたいのですが、厚生年金は一人当たり平均すると何ぼの国庫負担をしているのか、国民年金の場合は平均すると何ぼの——まあ五年年金と十年年金と分けましょう。五年年金の場合は一人当たり何ぼの負担をしているのか、十年年金の場合は何ぼの負担をしているのか、五年、十年それぞれ。福祉年金は一人一万二千元という数字が出ておる。これは一人当たりというのはいくらですか。それだけの一人当たりの概算の数字でよろしい、示してもらいたいと思ひます。

○曾根田政府委員 これは一人当たりの国庫負担をどう見るかいろいろ問題があるところでございますが、一応受給者一人当たりの年金額に対する国庫負担としてとらえてみますと、これは四十九年三月末現在の年金額の平均をとらえてみますと、厚生年金の場合、受給者一人当たり国庫負担額が九万二千元、拠出制国民年金は五万九千元で

ございます。それから五年年金、十年年金ということ、国民年金をさらに細部について見ますと、これは昨年のスライド前の姿で見ますと、五年年金は八千円でございましたから、これに対する国庫負担額は三千三百三十三円、十年年金は一万二千五百円でございますので、これに対する国庫負担額は四千九百七十七円、二十五年年金二万円、これに対する国庫負担額は六千六百六十七円ということでございます。

○寺前委員 そんな古い話をしなくても、せっかく今度福祉年金二万二千元にするという話だから、その話の比較のところで説明しなかつたら合理性を欠いているのじゃないか。それはもういい。私がわかりやすく説明してあげる。

厚生年金は平均七万円になると、こうあなたのところ説明してあるじゃないか。そうだろう。平均七万円になるといふのだったら、大体その支給に依りて国庫はつづけるのでしよう、厚生年金の場合、そうすると二割だろう。わかりやすく言つたら七万円の二割だ。そうすると一万四千円ということだ。

〔竹内(衆)委員長代理退席、戸井田委員長代理着席〕

ざつと言つたら一人当たり月一万四千円。それから今度は十年年金は一万七千円ぐらいになる。そうすると、ここはあなたのところの説明書を読むと、えらくなかなかやこしいようだけれども、経過年金については約四〇％と書いてある。そうすると、四割というのだから一万七千円の四割といたつたら六千八百円。五年年金は一万三千円というのだから、そうすると四割ぐらいという五二千二百円。それで福祉年金は一万二千元にする、こう言っている。これで国庫の負担の状況というのがわかるわけだ。

そこで見てもらへん。どういふことになるかという、厚生年金は一万四千円、一人分持つのは、厚生年金というのはいくらに苦勞してためてきたというお金だ。だからそれだけに能力というの——厚生年金は先ほどここで質問があつたように

に、もっとも貯蓄額もいっぱいあつて、それこそ右から左に出そうと思つたら、もっともよくい出せるわけだ。そこには受給者一人当たりに対して一万四千円出しますよと言つておるわけだ。ところが、苦勞してまだに働かなければならぬ人には福祉年金一万二千元だ。能力のあるところには一万四千円、能力のないところに一万二千元だ。福祉年金は七十歳以上ですね。満六十五歳以上の人が五割以上も働いておる。それは老後の保障の水準から見れば国際的に見ても異常だ。とするならば、厚生年金以上の負担をもつとこにかけてもいいのと違ふかという事を私は疑問に思ふのです。一万二千元は従来と比較したら高いかしらぬ。だけれども、厚生年金に一人当たりそれだけの努力をすることを考えたら、もっともここに異常な力を注いでもいいのと違ふか。国民年金は、五年年金、十年年金支給の段階だ、そうでしょう、この分野には四割ぐらいやと言ふんだつたら、六千八百円、五千二百円、これはちよつと少ないのと違ふか。能力の低いところにはもっとも特別な援助をしなければいかぬじゃないか。五年年金にしても十年年金にしても一種の経過年金でしよう。経過年金というものは、いまだに働かなければならぬという異常な事態を考えたときには、もっとも国庫負担をたくさんするという特別な措置をやつてしかるべきじゃないか。

私は、だれが聞いたつてこの算術はおわかりになると思ひます。厚生年金を減らせと言ふのと違ふのです。厚生年金はもっと援助したらよろしいよ。だけれども、能力のないところに経過年金として存在した五年年金や十年年金、福祉年金の一人々に対する援助の金額を一人当たり見たら、これはよくがんばつたねという数字ではありせんよ。もっとも国庫補助をいまの制度の中においても手をつけてあたりまえじゃないのか。だから、基本的にはメスを入れなければならぬこの経過年金、三十年たつてもいまだに働かなければならないというこの事態、国際的に見ても異常な

段階にあるこの日本の老齢者に対応する施策というの、年金制度の根本を検討することもよろしい、よろしいけれども、それは別個に、戦後は終わらしてないというこの事態に対する責任問題としては、私は検討不十分だと言わなければならぬだけれども、大臣いかがでしょう。

○曾根田政府委員 いま、厚生年金あるいは福祉年金の国庫負担との見合いにおいて、特に国民年金の経過年金への国庫負担配分の足りないといひますか、御指摘があつたのでございしますが、この年金制度に対する国庫負担というのはやはり非常にむずかしい問題でございまして、お尋ねでございまして、いま私、一人頭年金額に対する比率で申し上げたのですけれども、果たしてそれだけいいのかどうか。やはり年金制度に対する国庫負担というものは、たとえば保険料負担の軽減というところに重点を置いて行われるとか、いろいろの立場からの国庫負担がございまして、それぞれの沿革があるわけですから、要するに、最終的には全体の費用に対して国がどれだけ貢献するかということでございます。厚生年金は二〇％、これに対して拠出制の国民年金は三分の一、他の年金制度との比較においては最も高い、これは当然事業主負担がないということも考慮したわけでございますが、そういうことから見まして、一概に五年年金の一人頭の国庫負担額がこれだけの数字だからということとは必ずしも適当じゃないのではないかと。

もう一つ問題がございまして、五年年金あるいは十年年金の方々は、特に十年年金の方々はすでに掛け終わつておるわけですから、基本的に国民年金の保険料というものは、いままでの引き上げ幅といひますか、これが十分でなかつたために相対的に安い保険料で厚みのある給付を受ける。しかも、結局この五年年金、十年年金グループの不足原資というものは、やはり大きい目で見れば、将来の国民年金の不足財源として被保険者国庫、そういうものが負担することになるわけですから、先ほど言ひましたように、三分の一

のほかにかさ上げで四割近くを負担しておるといふことを考えますと、五年年金、十年年金だけを取り出して云々するというのではなしに、むしろ国民年金制度全体への国庫負担がこれだけのかどうかという議論の方がむしろ正しい議論ではないかというふうに私は考えます。

○寺前委員 五年年金とか十年年金とか福祉年金というのは経過年金です。経過というのはあくまでも経過です。それは戦後の事態の中におけるところの処理問題です。制度がない段階における。制度がない段階における施策というのは、私が言うように、三十年たった今日、高齢者がいまだに働かなければ生活ができないという事態に對して、年金制度を特殊に発足させる問題として位置づけるというところに福祉年金の性格があるんだ。そこには特別な施策がなければならぬ。したがってそこに対処するところの国庫の助成というのが別途に検討してそれは責任を負うというものが、戦後の勤労者にとつての責務です。これは主義主張がどうあろうと高齢者に対する責務として処理しなければならぬ問題です。私は極端に言うならば、ここに政治がないんだって政治家どもは何をしておったんだと言われたって仕方がない、この問題はそういう問題です。だから私は、一人当たりの国庫の助成が現実に出されるに当たって比較してみても、こういうことでは——抜本的な年金制度のあり方を別途に検討したいとおっしゃっているし、来年度にはという話がある。よろしい、それは別途に検討をやらうじゃないか。だけれども、この問題は特殊に処理をされるべき性格だということから見るならば、助成の金額の問題は、これではやはり特別な施策をやったとは言いがたいと断定せざるを得ない。それが一つ。

それからもう一つ、これ以上はもう事務問題じゃないですから大臣の御見解を聞きたいわけですが、そういう立場から見ると、スライドの問題も事務問題じゃないと私は思うのです。ことしのスライドのあれを見ると、厚生年金は八月でし

う、それから共済も八月でしよ、国庫は九月でしよ、福祉は十月でしよ、スライドするのは、お金の値打ちというものは、厚生年金であろうと共済であろうと福祉であろうと国民年金であろうと、この社会のお金ですからそれは一緒ですよ。そうすると、最も弱い分野が最もスライドが後になるというのはいくらもなにか。なるものか。これも、私は、いまの問題と本当は一緒なんです。何もこれを先にせよとは言わない。同じお金の値打ちのものが、スライドしなければそのお金の価値がなくなってきたというんだら、一番手を打たなければならぬ問題を残しておいていいということにはならぬじゃないか。するんだら、せめて同じ時期にやりなさいというのとは共通した、これもやはり主義主張を乗り越えた私は話だと思ふ。私、これ、残すということについて納得がいかなければ、お金の値打ちが変わるわけではないんだから、福祉の人と厚生年金の人と。直すんだら、一緒にさつと直す。私は、特別に手を打たなければならぬ国庫と福祉が逆に特別に残されていくというのの理解に苦しむんだ。さつきから何ば聞いておったってわからない。でもう一度大臣に。基本問題としてこの経過年金をもっと優遇しなければならぬ、せめてスライドをする時期ぐらひは一緒にすることぐらいは再検討してしかるべしじゃないか。私はほかの事務的答弁は要りませんから、大臣の答えだけいただきたいと思ひます。

○田中大臣 厚生年金と国民年金のスライド時期については、これはそういうふうな実質的な金額とかメリットの問題と別に、これは年金の支給時期が違ふものだから、したがって、多分に技術的な問題から八月、九月というふうにか月ずれているというふうには私は理解をいたしておりました。そのことが実際の支給時期並びに事務的な問題との絡み合ひでこのような区別ができたというふうに聞いておりました。やむを得ないかな、実はかように思っているわけでございます。福年につきましては若干性質が違ふわけござ

います。これは、率直に申しまして、当初要求一万円——七千五百円から一万円ということをして、私、就任直後に一万二千元に追加要求をして、先生御案内のとおり——これでもなお少ないというおしかりは私十分、もう耳にたここのよほど聞きまして、今後、これからもう少し何とか給付を上げたいと思つておりますが、しかし、ともかく大変な努力と政治問題の中にこれをやり遂げたわけでございます。そういうふうな現実の経過の中から、最後はそれは福年は一万二千元にするが、支給時期は十月にしろ、こういうことで財政当局とのいろいろな折衝の後に、私も一万二千元をあの節にぜひ実現をいたしたいということ、実施の時期の方は十月というのをのんだというのが率直なところでございます。これについては別に理論的根拠がどうのということではないというふうには私は思つておりますが、そういう経緯がございませうのですから、したがって、私としては、これについては今年のところはこれでひとつがまんをしていただくほかに方法がない、少なくとも、約束でございますので、私からあれこれこれ以上は申し上げられないというのが偽らざるところでございませう。

○寺前委員 私は納得ができません。要するに、経過年金に対する取り扱いというのが余りにもこれでは評価するわけにはいかない。戦後を本當に苦勞された方々に対して、特別に緊急に手を打っていくということが、何にも増して重要だ。そういうことから考えたら、スライドの問題ぐらひは検討し直すべきじゃないかというふうには、私は強く思ひます。

時間の都合もありますから次へ行きます。次に、障害年金の上での幾つかの矛盾なんかを、現実に起こっている問題としてちょっとお聞きをしたいと思います。

一つは、厚生年金から国民年金——厚生年金に入っている人が国民年金に変わった場合ですね。国庫に入つて一年以上たつたときに障害が起つた場合には、障害年金というのが出てくるわけですね。

ところが、国庫に変わつて一年未満の場合には福祉年金になつてしまふわけですね。厚生年金にずっと長いこと入つておつて国庫に入つて、そして今度は国庫に入つて一年未満のときに福祉に入つてしまふ。そうすると、これは金額的に見ても非常に少ないものになつてしまふわけですよ。長い間厚生を掛けておつたことなんかはもう全然計算されない。要するに通算問題。こういうものがなぜ解決されないのだから。それはまだ福祉という形のあれが存在するわけですよ。福祉年金、障害福祉の方にまだあるのだな。ところが、国民年金から厚生年金に入つてそして半年以内に障害になつた場合だったら、これはもう何にもなしになつてしまふのです。それから、共済から厚生年金に入つて、これは半年です。半年以内に障害が発生した場合に、これは何にも対象にならないわけなんだ。だから、年金の制度は、厚生年金と国民年金は違ふが知らぬけれども、しかし、国民年金とまで言うようになってきている今日、これをこのままにほつておく手はなからうと思ふのだけれども、何でそれをいつまでもそうしておかなければならぬのか、断固としてがんばつて、やむを得ませんというふうになつてきているのか、これはひとつ聞きたいと思ふのです。これはもうばくちよく聞かれるのですよ、あきまさんのやと言われてね。だから通算できるようにすべきではないか、これが一つ。

それからもう一つは、これは現実にぼくのところに相談があつたのは、国立東京病院へ結核で入つておる人の話です。八病棟に御婦人が二人入つておる。それで一人の人は、川畑タキさんというのが六十五歳なんだ。この人は初診日が三十九年一月なんだ。制度発足以前から障害になつておる人、これは結核です。障害福祉年金一級の受給者です。療養認定日三十九年八月、こうなつておる。これはだんだんさんはんはもう厚生年金の被保険者ですね。ですから、この人はちゃんと福祉一級をもらえるわけですね。ところが、横におる勝川さんという人は五十九歳なんだ。年齢は関係

月が初診日です。さあ、隣におつて同じような病状でいま生活を送っているわけです。片方の人は福祉年金がいただける、片方の人は全然相手にされないという生活で今後も続いていく。これはもう横における者同士としては理解に苦しむという事態が続くわけですよ。これは一体どうするのか。これが第二番目の問題。これは厚生年金の妻の問題です。これは任意加入という制度である以上はこの問題が出てくるわけですね。まずこの二つについてちょっと説明してほしい。

○曾根田政府委員　最初の通算問題でございますが、結論的に申し上げますと、これは目下関係省庁から成る公的年金制度調整連絡会議で、何らかの形で実質的な通算ができるように、こういう障害年金等の谷間ができるだけ少なくなるようにというところで検討を始めておりますので、来年度の改正で——根本的な通算ということとは、国民年金とその他の公的年金とに障害等級、療疾表等の差異がございまして、これを来年までにそろえるということは時間的にむずかしいと思いますので、完全な形での措置は困難と思いますが、何らかの形で年金権に結びつくような努力をいたしたいと思っております。

それから、後の方の問題でございしますけれども、国民年金の任意加入の問題に帰着するわけですが、この問題は、遺族年金の支給率改善等とも絡みまして、国民年金の、被用者保険の妻の取り扱い、任意加入を制度的に将来一体どうするのだとい、非常に重要な問題にかかわるわけでございまして、これはまたさらに議論を進めますと、たと

そういう国民年金の任意加入の取り扱いに關連するものですから、現状ですぐ谷間を埋めろと言いましても、これは基本的に障害年金の仕組みをいまとすっかり変えてしまふというなら話は別でございませうけれども、保険システムで障害給付を行つてゐる以上は、どうしても現実に年金に入つていない方の事故でございしますので、現行法のもとはやむを得ない。しかし、そういう将来の基本的な問題にかかわる事項の解決を通じて考えていきたいというふうに思つております。

○寺前委員 矛盾問題ですから、それは必ず解決するようにしないとせっかくの制度が喜ばれないことになりますから、矛盾が生まれている以上は必ずやってもらいたいと思いますね。

それから 去年の国会で障害福祉の二級を対象に入れましたね。おたくの方がことしの二月二十八日に主管課長会議で説明しておられるのを読みました。読むと、対象者がざっと二十三万人おつて、そして四十九年末で既裁定者は二万三千三百五人だ、こういう説明をしておられるのですね。そうすると、対象が二十三万人ぐらゐるだろうというのに結果として一割しかめんどろを見なかつたということは、制度発足後一年だとはいつても、これは一体どういうことなんだ。これは国会で勝手にやったのが大體無理だったと、こうおっしゃるのか。一体どういうわけだ。せつかく取り入れられた制度が生きてきていないという事実は、私は問題点をはっきりさせる必要があるだろうと思う。説明してもらいたいと思います。

○河野(義)政府委員 いま御指摘のように、二級

この二級障害の裁定請求につきましては、いろいろむずかしい点もございますので、いろいろな広報紙とかあるいは新聞、テレビ、そういった広報媒体を使いましてPRに努めてまいったわけでございます。また、医師を派遣して巡回相談をやるとか、あるいは身体障害者手帳交付者名簿などのから二級障害に該当すると思われるようなものを市町村別に把握いたしまして、個別に裁定請求をするよう指導をしてまいりまして、二月の課長会議におきましては、これを重点として推進していくよう指示したわけでございます。

○寺前委員 宣伝の問題も十分でなかったという面もあるにしても、私はもっと、この問題については一つは所得制限の問題も再検討してみる必要があるのではないかと思うのですね。そしてもっと大々的に、何といっても障害というのはハンディがあるということなんだから、ハンディのある人に対して年金の支給をするということとは大事だ。特に二級障害ということになるといわば片手片足のないというようなことで、やはり実族を養って働きながらやっていくという人になってくるものと思うのですね。二級障害と一級障害の違いというのはそこにあると思うのです。働かざるを得ない、これだけに頼るというわけにいかぬという層

なっていますよ。これが毎勤統計の勤労者の状況なんですから、これといまのボーナス込みの月収が単身で六万四千八百円、家族一人で七万五千円云々、こうなると明らかに低いということが私は数字上も出ているように思う。だから、もともと二級障害というように手や足などに障害が起こつて、それだけハンディがあるのだから、たとえ同じ収入があったとしても、それだけ障害者にとつては生活面においての支出もプラスされてくるという要素を持つものだから、そういうことを考えたら、せっかく二級障害を年金の中に組み入れたことを考えてみたら、この二級障害の所得制限をももう少し考えてみたらいいんじゃないか。撤廃ないしはもっともつと高くするというふうに再検討してみる必要があるのではないか。いかがなものでしょう。

○曾根田政府委員　福祉年金の所得制限の緩和の問題につきましては、毎年その改善に努力いたしておりますが、必ずしもこれで満足をいただいておらない面もあるわけでございますが、しかしいま御指摘のように、この福祉年金の現在の仕組みの中で、たとえば障害福祉年金だけを取り出して他の福祉年金とはまた別の所得制限を設けるといふようなこと、考え方としてはわからないでもござ

さいませんけれども、実際問題としてはそういうことは果たしていかげんなものであろうか。やはり基本的には全体の所得制限を通じて今後とも努力していくことになるかと思ひます。

○寺前委員 そんないいかげんなことを言ったら困るよ。それは全体の所得制限の再検討をほくはされるべきだと思ひますよ。しかし、障害者の問題に特に二級を入れたということから考えたら、二級を入れるというその積極性をもっと検討すべきじゃないか。そうすると、所得制限が一つのせつかくの意図をつぶしていることになっているじゃないか。

もう一つは、はっきりと皆さんにこういう制度を政治の分野でつくりましたよということを周知徹底させる義務というのは執行機関にはあるのだから、それはもっと徹底してやってもらわなければいかぬ。だけれども、せつかく国会の側で二級を入れようじゃないかとした積極的な意義を生かそうということになったら、やはり特別に、そこには所得制限問題というのは二級障害という問題が起つてきている、所得制限がここで置かれていて、これでは生きてこないじゃないかという問題について、やはり特別に検討すべきだ。所得制限という問題については、何も二級に限らぬのだけれども、全般として考えながらも、直接二級の所得制限問題というのが生きてこないということになつてきたら、そこからもう一度全面的に見直してみるというのは当然じゃないか。私は特別にこれについて再検討してもらふことを、大臣に要望しておきたいと思ひます。後から一括してこれについて御答弁をいただきたいと思ひます。

そこで、在職老齢年金ですが、在職老齢年金の場合に、六十歳以上の人たちが六十五歳までしか限度額があつて、それで二割引くとか五割引くとか八割引くとかして在職老齢年金というのは減額支給になるわけでしょう。八割も引かれてしまつたら、年金というのは何ほももつていないということになるわけですよ。一方、六十歳以

上になつてきたら実社会の生活面においては収入面においてやはり不利な段階に來ていることは事実ですよ。しかし、社会生活においては急速に変わるものではない。せつかくためてきた年金が八割も引かれてしまつたら、これは働いてきた年金が五割も引かれてしまつたら、これは働いてきた人たちにとつては、積み立て方式の過程の中において泣くにも泣けない気持ちになるということをお働者が言うのは、私は無理もない話だと思ひます。ところが、この在職老齢年金の過程の中において保険料の方は毎年ちゃんと計算して、その収入に応じて保険料というものは取り方は変わつてくるでしょう。間違いないですね、そうでしょう、収入の方は。ところが年金の支給の方は、六十五歳まで一たん請求をしたらそのときの計算方式のまま支給がずっとくるわけでしょう。保険料の方だけの計算は、集める方の計算だけはちやちやと積極的に損のいかにように計算をする。出す方は一回請求したらその請求のときのあれで、だつといふ。ちよつとおかしいのど違ひか。集める方もちゃんと計算をするのだから、出す方もちゃんと計算をする、これはだれが考えたって常識だと思ひますよ。これ不思議でかたね。何でそんなことをするの。金を出せという方はきちつと計算をして。今度は支給、もう方のやつは、これは請求主義で一たん言うたらそれでおしまひ、六十五歳になつたら、六十六歳になつたら、ただ六十五歳になつたらもう一回言つてこい、そしたらそのときは見直してやる、法律はこういうことですよ。これはちよつとおかしいのじゃないか。保険料をきちつとそその都度計算するのだから、出す方もきちつと計算をする、そうでしょう。六十歳までのときよりも、一年間ふえたら一年間ふえた分のお金がふえるはずですよ、年金の支給は。二年ふえたら二年つくはずですよ。ところが一たん請求したらそのときのままで、一年ふえよう二年ふえよう三年ふえようといふと置いておくといふのは、在職老齢年金の計算方式としてはちよつと厚かましいという

ことになりませんか。これは何ほ説明を聞いたつてわからぬ話だ。計算のし直しをすべきじゃないか。どうですか。

○曾根田政府委員 いまのお話だけ伺つておきますと、そのようなことも必ずしもうなすけなないでもない気もいたしますけれども、保険料は現在月々事業主から納めてもらつておりますので、これは保険料の納付の仕組みの問題とも関連します。年金額は毎年毎年改定しないかどうかという問題につきましては、確かにそれも一つの考えではございますけれども、現実問題といたしましては、先生も御承知と思いますが、いまの業務課の事務処理体制からいまして、在職年金としてはかなりふえてまいつておまして、これを毎年改定するといふことはいまの処理体制からいってどうも困難である。最終的には六十五歳時点あるいはまた最後の退職の際に計算し直すわけでございますから、そういうことで御了承願ひたいと思ひますが、これは基本的には老齢年金における退職要件をどう考えるかというのがこの問題の基本的問題でございます。沿革的には、本来退職老齢年金である厚生年金について、四十四年の改正で低所得の方には気の毒だから約束されておる水準の年金程度のもは、賃金と年金と合せてその額になるくらい差し上げよう、そういうのがこの制度導入の趣旨だつたわけでございます。

そういう沿革から考えますと、本来的にはいまの保険料がとられながら云々ということとは、議論としては恐らく逆になるのじゃないかと思ひます。すけれども、しかし現実問題としては先生御指摘のような声はかなり強くなつておりますので、目下関係審議会での問題を含めて検討することになつておりますので、来年度改正の一つの問題としてさらに検討したいと思ひます。

○寺前委員 要するにそういうことを基本的にやめてしまふべきだ。そうしたらこれは解決するのだ。それを要するをやめるからこういふことになつて、おたくも厚かましいことをやる、こういう話になつておるのだと思ひます、これは基本

的に改めてもらひたい。それから、ぼくは時間があれたから最後に三つだけお聞きしておきたいと思ひます。

ILOの百二号条約と関係するもので、障害年金の給付と障害年金をもらうまでの過程に傷病手当というものが健康であるでしよう。傷病手当は三年かたつて切れてしまふ。それから障害年金は三年かたつてもらへる。その間中断が起る。結核でも一年半で中断が起る。こういうことでは、ILOではそれはなつておらぬ。これははつきりしておる。健康を延ばせとか年金をどうせいつにいつに中絶が起つてくるということにきつめて不合理だといふことは歴然たる事実なんだ。傷病手当であらうと障害年金であらうと中断が起る、これは速やかに改善すべきだといふふうに思ひけれども、それはどうだといふことが一つ。

もう一つは現認届です。厚生年金、国民年金でも現認届というのは同じことだけれども、特に厚生年金で毎年現認届を出せといふ、これにはみんな往生しているのだ。手が切れてしまつた人がいまだ手が生えてくるわけでもないのに現認届を出さない。——そういうことにはなつておらぬのか。要するに現認届というのは、国民年金の場合には現認届には延長しているわけでしょう。ところが厚生年金の方の人は、現認届を毎年毎年出せといふことを要求される。これについて、もう少し現実的にしかるべき延長措置をとるべきではないのか。国民年金、厚生年金同じように、病気の処置問題としては、現認届が存在するんだから、同じようにしたらどうなのか、こういうのはきつめて実務上に処理できる話だから、法律をなぶるまでもないことなんだから、したがつてこれは施行規則か何かでやることなんだらうから、そういうふうにしちんとおやりになつたらどうなんだらうか。これも前から言われている問題ですよ。私、国会議員になつたときに一番最初に手紙をもつたのが、これだつた。これは本当に病人にとつ

ては大変な厄介なことです。私は直接自分自身がやらないからわからねけれども、訴えてきている人のあれを読むと、やはりそういうことらしいし、現実には国民年金では一定の改善がされた。そうしたら、なぜ厚生年金はできないのかという問題、この二点について聞きたいと思っています。

○曾根田政府委員 最初の問題について、私からお答えいたします。

療養給付期間中の所得保障問題について問題があることは御指摘のとおりでございますが、私どもは、先生御指摘のありました、現在発病後三年という廃疾認定日、これをどうするかという問題が具体的な問題でございまして、これは沿革的には健康保険の療養給付期間に見合ったのが三年でございまして、それがなくなりました今日においては、必ずしも理論的根拠、積極的根拠があるわけではございませんし、専門家の間にもいろいろ御意見があるようでございまして、そういう一意見も十分参考にしながら、来年度改正で一つの検討事項として検討をいたしてみたいというふうに考えております。

○河野(義)政府委員 御指摘の障害年金受給者についての現況届の提出の問題でございまして、現況届を提出していただく際に、診断書とか必要によってレントゲンフィルムを添えていただく、こういうことに原則はなっておりますが、いま御指摘がありました外部障害、手足の切断等でもうその後変動する可能性のないものについては除外しておるわけでございます。それから内部疾患につきましても、その病状その他によりまして症状が固定して相当長期に安定しているものにつきましては、二年あるいは三年間提出時期を延ばすというような運用をしておるわけでございます。ただ国民年金につきましては二年ないし五年というような運用をしておりますが、若干違ふ点は、厚生年金におきまして三級障害がございまして、軽度の障害についても年金が出るという事情があると

いう点違っておりますし、しかしいずれにしても、受給者に診断書とかあるいはレントゲンフィルムを提出していただくということは非常な負担になるわけでございます。したがって、専門医等の意見も聞きまして、個々の傷病につきまして実際に合った運用ができるよう検討してまいりたい、かように考えております。

○寺前委員 時間が来ましたので、私終わりますけれども、最後に大臣に、最初に提起した問題で、すね、経過年金というのは、日本の場合にきわめて重要な位置を占めておる。三十年たつてもいまだに働かなければやらないといけないことを考えた場合に、この経過年金に対する特別施策というものは、やはり緊急に打たなければ、もうすでに時期を失いつつあるんだというこの責務を果たしてもらいたい。したがって、年金制度全般の問題と関係ないとは言わなければならないけれども、特別に手を打たなければならぬ性格として、特別に積極的によつてもらう必要があるんじゃないかという位置づけを認識してもらふ必要があるんじゃないかという点に御意見をちょうと聞きたい。あと若干、さっきの問題……

○田中事務大臣 福祉年金を含めて経過年金の給付水準の引き上げ、これについても私もできるだけそのようなことにしたい、今後十分にいろいろ努力検討をいたしたいというふうに思っております。

本人所得制限、九十万から百二十万になりましたが、これは私はまだ不十分だと思っております。明年度についてはこれは重点的に制度化をもう少し緩和をいたしたいと察するに思っています。

在職老齢年金、これは退職要件を取り扱ったところまでは結構だったのですが、草々の間にやめたものですから、実施してみますという問題が出てきているようでございまして、いまこれをどういうふうに直すかについては、ここで明言する時間もう用意もございませんが、これについては明年度の改正の節にかなり綿密に検討をして改定をいたしたいというふうに思っております。

それから傷病手当金と障害年金とのすき間の話、これは昔から有名な話でございまして、どこからアブローチするかはなかなか問題があるところでございますが、これについてもできるだけ意欲的に検討したい、かように思っております。

最後の問題は事務的な問題でありますので、これは事務局を補助して何とか便宜なようにしたい、かように思っております。

○寺前委員 終わります。

○戸井田委員代理 次に、岡本富夫君。

○岡本委員 ただいま審議しております法律案の中で国民年金の事業に要する事務費の負担について若干質問したいと思います。

御承知のようにいま各地方自治体は超過負担で非常に困つておるという中で、この国民年金の事業の事務費について、まず最初に、自治省の局長さん非常にお忙しいということだったから……地方財政法の第十條の四の(地方公共団体が負担する義務を負わない経費)、この中に国民年金の経費が入っておりますが、各地方自治体の中で国庫負担で全部賄えておるのかどうか、これをひとつお聞きしておきます。

○石原説明員 先生御指摘のように、国民年金の事務の執行に要する経費は、地方財政法第十條の四の規定によりまして、地方公共団体は本来負担をする責めを負わないというたてまえになっております。そういう見地から従来も地方の実態を調べつつ、地方自治体が持ち出し負担のないように常に見直しをし、単価の改定等について厚生省当局にも御努力をいただいております。

しかしながら、昨今の経費の非常な高騰などもありまして、最近国民年金事務についてかなり自治体から持ち出しが多くなつてきているという点が出ております。そういうことから、私どもは四十九年度に厚生省、大蔵省と三者で共同調査いたしました。その調査の結果明らかになりました超過負担分といましようか、自治体の持ち出し分のうちこれは国として責任を負うべきであると考え

られる分については、五十年から計画的にその改善、解消を図っていただくように必要な予算上措置も講じていただいております。

○岡本委員 あなたの答弁聞いていますと、国民年金事業に関する事務費の負担ですね、国が負担するものについては……この国民年金事業の事務費は全額国が負担することになっておるのですよ。

〔戸井田委員代理退席、委員長着席〕

それにその中で国が負担する分については、こういうあなたの答弁だ。これ全額負担するというのはこの財政法の精神でしよう、十條の四、これはどつちなんです。

○石原説明員 十條の四の規定の考え方は、必要な経費は全額国庫が負担するというたてまえでございまして。

○岡本委員 次に厚生省にお聞きしますけれども、国民年金法の八十六條、事務費の交付について、これをひとつ詳しく説明をしてもらいたい。

○河野(義)政府委員 御指摘のように国民年金法第八十六條の規定によりまして、市町村が行います国民年金関係の事務の処理に要する費用は国が交付することになっております。これにつきましては、従来から現実に事務量に見合った所要の経費を交付してまいつたわけでございまして、いま自治省からも御説明がありましたように、いまだんだんその実態と交付基準の間にずれと申しますか、そういうものが出来てまいりますので、四十九年度におきましては大蔵省、自治省、厚生省三省で実態調査をいたしまして、その結果に基づきまして実情に即した適切な経費の負担を行うべく、五十年度の予算におきまして所要の措置をいたしたわけでございまして。

○岡本委員 法制局の見解を聞きたいのですが、この財政法の第十條の四と、それから先ほど国民年金法の八十六條ですか、これについていま聞いておつてこれは全部国庫負担だというように答弁しておられますけれども、この事務費が相当高騰してきた、いまは、それに適正に、合うように五十年でしよう、こういうようにしておる。という

ことは、四十八年度、四十九年度この超過負担と
いうのはこの法律に違反しておるんじゃないかと
私は思うのですが、いかがですか。

○別府府政委員 お答えいたします。

地方財政法第十条の四で地方公共団体が負担す
る義務を負わない経費であるということにつきま
しては、岡本委員御指摘のとおりでございますし、
先ほど自治省からお答えのあったとおりでござい
ます。

ただ、地方財政法は全体としてのたてまえを示
しているということでございますから、たとえば
具体的なある市町村においてきわめて支出が多
かったというような場合、あるいは非常に多くな
るといふような場合に、その分が国で全部負担し
なければならぬという趣旨ではないというふう
に考えざるを得ないと思ひますので、御指摘の国
民年金法八十六条では、一般に超過支出がないよ
うにというたてまえで政令に法律から委任をし
て、政令でいよいよ交付基準額というふうなもの
を定め、それに人員を掛けて計算をするというよ
うな方法をとっておるといふふうに考えておりま
す。

○岡本委員 自治省、もう一度聞きますが、この
超過負担のない市町村、あればひとつ挙げてくだ
さい、全国で。

○石原説明員 全市町村の調査は行っておりま
せんが、昨年三百市町村ほどについて抽出調査をい
たしましたけれども、全団体につきまして持ち出
し負担があるということが判明いたしております。

○岡本委員 もう一度法制局にお聞きしますが、
特別に超過したという市町村があれば、それはあ
なたのおっしゃるとおりでしょう。全市町村、私
も調査しまして全市町村がみな超過負担になつて
いるということになれば、——あなたがいまおっ
しゃった特別に超過負担したというところがあれ
ば、これはこれに該当しない。しかし全市町村が
全部超過負担しておるといふことになれば、あな
たどういふ見解ですか。

○別府府政委員 当局の立場といたしまして、担
当の厚生省の方から説明を聞きまして政令の審査
をするあるいは法律と政令との関係を合理的な範
囲で解明するという立場をとっておりますので、
当方が聞いておる範囲では、先ほど御説明いたし
ましたように、少なくとも市町村の実支出額の総
額とそれから交付総額との間に差があるかないか
という点につきましては、いま岡本委員御指摘の
ように全市町村を通じて差があるとしても、その
実支出額をどのように考えるかという点につきま
して、厚生省あるいは先ほどお話をいたしました大
蔵省、自治省と相談して提出されました数字自身
が、それ自体一応合理的な範囲であるということ
であれば、そのような交付金額を決定すること自
体は地方財政法のたてまえからいって完全にか
ねという判断を具体的にするかどうかについては、
まだそのままだてまえに反するということ
にはならないのではないかとこのように考えてお
ります。

○岡本委員 法制局のこの法律の解釈、あなたの
話を聞いてみると、何かこういう法律を守らぬで
もいふような解釈の仕方をあなた言っているよ。
ちよつとその点についてもと厳正な立場から、
こういう法律はどういうようにこの超過負担につ
いて——要するにこの部面から見れば、一仕事務
費は国の事業だから全部国が負担するのだ、こう
いうようにこれ読めるでしょう。ここがたてまえ
でしょう。あなたのおっしゃる通りにどこかの市
で特別に超過負担している、要するに特別に保険
請求したとかよけい要ったとかいうならば、これ
はあれだけども、全部の市町村が全部超過負担
している。あなたの答弁、もう少しはっきりして
もらわなければいけません。

○別府府政委員 お答えいたします。
地方財政法第十条の四の七号に、岡本委員御指
摘の国民年金関係が書いてあるわけでありませう
けれども、国民年金に要する経費、「要する経費」と
いうものをどう考えるかということにつきましては
は、担当省庁である厚生省あるいは大蔵省、自治

省等が相談して決められることであるので、その
経費がどれだけの額かということ、それからいわゆ
る実際の支出超過があるということとは必ずしも同
一ではないんじゃないかということを御説明した
わけでございます。

○岡本委員 国、実質に要したものでなければ
ば——これは各市町村やはり決算にかかります
ね。これはこれから聞いておいてください。特に
厚生省から聞きますけれども、その中でよくが調
査したものと合うかどうか。

兵庫県の西宮市、伊丹市、この両市の四十八年
度の国民年金の事務費は幾ら出しているのか。ま
た、国から交付された事務費のみで国民年金に要
するところの事務費が負担できると考えておるの
か。これは厚生省と自治省の両方からひとつ聞か
せてもらいたい。

○河野(義)府政委員 西宮市につきましては、三
千六百六十九万五千円交付金を交付してござい
ます。それから伊丹市につきましては、千六百六十
七千円交付しております。

○岡本委員 それで両方とも全部賄えてい
るか。

○石原説明員 私の方では、具体的に西宮市の分
で交付額と実所要額がどのようになっているか手
元にデータございせんが、西宮市においてもか
なり持ち出しになっておるといふ話はかねてから
聞いております。

○河野(義)府政委員 いま西宮市と伊丹市の交付
額を申し上げましたが、現に要した額は、西宮市
におきましては四千九百八十四万でございます
それから伊丹市におきましては、千五百八十二万
となっております。したがって、差し引き額
は、西宮市におきましては千三百万、伊丹市にお
きましては四百万の差が出ております。

○岡本委員 どうもあなたのその調べはおかし
い。ばくは四十八年度のあなたの方に連絡して
おいたはずですけれども、これを調査しました。
そうすると、西宮市では国民年金関係の事業の事
務費が六千二百二十三万三千五百五十円。その内訳は、

職員の人件費が五千七百一十三万七千七百七十七円。
その他物件費というのいろいろ必要なんです
ね。これは臨時職員も入っているわけですが、こ
れが五百二十一万六千五百七十三円。要するに、
総計で六千二百二十三万三千五百五十円。これに
まして、あなたの方、要するに国の方からは、総
収入が四千九百三十三万一千七百八十一円。この
内訳は、国からの委託金ですか、これが三千九百
九十二万七千三百九十六円。これ以外に印紙の売
りさばき手数料がありますね、これが九百四十万
四千三百八十五円。総収入から事業費を引きま
すと、超過負担が千二百八十九万八千五百六十九円。
すなわち、収入率は七九・二七%。伊丹を調べま
すと、これは実質の事業費が二千四百四十六万
円。これに対して国庫負担が千五百五十四万六千
円の超過負担になっておりますから、負担率は三
五・四%。

ぼくはこの二つの市しか調べてこなかったわけ
だけれども、こういった超過負担、これは全部市
会に決算として出しているわけですね。これはご
まかしがたぬわけですよ、監査委員もおられますし、
決算委員がおられるわけですから、これについての法
制局の見解として、こんなに超過負担をしておる、
これは本当は国が全部出さなければならぬ、これ
に對するあなたの見解はどうですか。

○河野(義)府政委員 最初に申し上げることを忘
れましたが、国民年金事務費取り扱い交付金につ
きましては、各市町村が国民年金事務を処理する
ために必要な標準的な経費について交付してお
るわけでございます。したがって、個々の市町
村におきまして実際支出された額は、それぞれの
市町村の事務執行体制とかあるいは職員の給与
ベースなどが皆異なっておりますので、標準的な
経費と、それからいま申しました各個々の具体的
な市町村において支出された額については差があ
るわけでございます。したがって、個々の市
町村について見た場合におきましては、市町村が
支出した実際額すべてがカバーされるものという

ふうには考えておりません。この交付基準と、それから実際の支出額についての乖離につきましては、四十二年におきましてその実態を当たりまして改善してまいったわけでございます。その後給与改定、ベースアップ等があった場合におきましてはそれを補正して積み上げていくという方法をとりまゐりましたが、四十九年度におきましても、交付基準と実際の支出額について実情に沿わないような面が出てまいりましたので、また実態調査をしまして、実情に即した基準に改善いたしたわけでございます。

○岡本委員 もう一遍法制局の見解を伺いたい。要するに地方財政法の第十条の四、この地方自治体が「義務を負わない」ということは、全部は都道府県で経費を出すということですね。義務を負わないのですから。

いまあなたが聞いておったように、その基準を、実質の事務費に合わないから、ずうっと改定してきておる。改定してくるといふことは、それ自体がもうそもそも間違っていた、こうなるのと違ひますか。だからこの第十条の四に違反していた、こうなるのではないですか、いかがですか。

○別府府政委員 お答えいたします。

まず、最後に岡本委員がおっしゃいました、改定すること自身が違法状態をいけば追認したことになるのではないかと御質問に對しましては、ただいま厚生省の方からも答弁の一部にございまして、当然その物価上昇等を考慮に入れた、あるいは公共団体の職員のベースアップ、物価上昇のはね返りというようなくとも入れまして、毎年改定をするという作業をするわけでございまして、改定すること自身が地方財政法の趣旨に反する違法なものがあつたということにはならないかというふうに考えます。

それから、厚生省の方で答弁いたしましたように、個々の市町村について実支出額と、それから国からの交付額とに差があるということ自体がすぐ超過負担ということになるのかならないかという点については、むしろ当局の判断というより

も、相当省庁たる厚生省の判断ということになるかと思ひますので、個々の市町村の問題については、当局の方からそれが妥当であるか違法であるかというところを申し上げるのは差し控えていただければというふうに考えます。

○岡本委員 うまく逃げたな。要するに第十条の四は、地方公共団体は義務を負わないわけですから、これは全部国の委任事務ですから出さなければならぬ、そうでしょう。それが厚生省で決めて、おまえのところはこれだけだ——これが基準単価というのですが、基準単価を出しておれば全部でさるか、これは実際はできてないでしょう。全国全部そうです。これは徐々に改定しているのだ——ばくも調べまして、たとえば一人に対して補助基本額が伊丹の場合は六百五十六円、ところが実際には八百八十八円かかっている。

〔委員長退席、竹内(衆)委員長代理着席〕これは国だからもちますけれども、逆の立場であつてみない。ばくは法律というものは、どんな弱い者もどんな強い者も、日本国民である場合は、中央国家である場合はこれは同じだと思ひます。これは立場がどう変わろうと、同じ法律がある場合はそれを遵守しなければいけない、これが中央国家ですよ。

厚生省の場合は、これはこれでもうこれしかないのだから、これでやれ。長野市では、これは長野方式と言ふらしいのですが、極端に言うたら、国からもらった委託費だけして、あとは仕事せぬ、そういうようなことを長野方式だと言つて地方自治体の皆さんが笑つてゐるわけです。笑つてゐると言ふとおかしいけれども、地方自治体の市とか町とか、こういうところは絶えず住民の皆さんと接触しておりますから、仕事をしないというわけにいかない。この姿を見ますと、これはいろいろなのがたくさんあるわけですが、国民年金の事務費だけは、やはり要するだけはきちんと出してあげる、それでなかったら仕事はできない、こういうふうに私は思ふのですが、この点について厚生大臣からお聞きいたします。

○田中事務大臣 地方公共団体における超過負担問題、いろいろ国会で議論があるところでございしますが、いま先生が特に御指摘になった国民年金の事務費でございします。これは地方財政法第十条の四に書いてあるように、地方で支弁することのない経費、委任事務ですから。それはわかるのですが、問題は二つあるのではないかと思ふのです。

一つは、さつきから議論をいろいろやつておりますが、いわゆる標準的な経費については持たなければいかぬ、こういうことだろうと思ひますので、これが欠けておつてはいけないということだろうと思ひます。それ以上に、特別な事情で特別な金をかけたものについて、それを全部見るという趣旨ではないといふことは法律の定めてゐるところでありますので、したがひまして、標準的な経費が落ち込みがあつてはいけない、そういう意味で、三省共同調査による額を設定し、それに対してリカバリーをしたといふのが実態でございします。

かような意味で、私どもは法律の定むるところによつて、標準的な国民年金の事務費については、遅滞なく、これを全面的にカバーするようにしなければならぬといふことは言うまでもないことである。今後とも努力を重ねていきたい、かように思つております。

○岡本委員 いや、あなたの方で査定された標準の分は、これは出ているわけですが、この標準というものが各地方自治体でやはりそれぞれ違ふと思ふんです。やはり地方公務員の給料の差もありまして、それから、出張したり、いろいろなのがあります。全国一律に、給料の安いところと皆同じではないと私は思ふのです。それを、都会のような、西宮やあるいは伊丹のようなところと同じようにして標準をとつておる。これはやはり実態に即した価格を出してあげなければならぬと私は思ふのです。そんなことをすれば地方自治体が放漫になるのではないか、こういうような考えは私はいけないと思ふのです。これはやはり各市議會で決算報告をしておりまして、そんなことを

すれば、ちゃんと決算委員がおつてきちんとするわけですから、その点ももう少し地方自治体を信用して、赤字にならないように配慮しなければならぬと私は思ふのです。

これは、いまの答弁ではちよつと私は不満です。でも、もう一遍標準についてはどんなことになつてゐるのか。

○田中事務大臣 これは法律の定めるところは、市町村がどういふ経費を使つてどういふふうによつても、それは全部しりぬぐいをするということではないといふふうには私は心得ておるわけでございします。したがつて、やはり標準的な、こういったようなものを扱うのにはこれだけ必要なのだといふことを策定し、この分については見ます、しかしそれ以上にどこかの市町村で特別にいろいろな経費をかけ過ぎたなどということ、これがありませんことだと言へばそれまでですが、実際はやはりそういうものについても現実にはじいてみる。あることは事実なんです。ですから、そういうものは見ませんといふ点については、どうも御勘弁願ひなければ、これははちがなくなつてしまふといふことだけは、これは実際問題としてあり得ることでございます。標準が実勢より著しく低いなどといふことがあつては、これは法律に違背することでございますから、そういうことのないようにいたさなければならぬといふのがこの法律の定めであり、またこれは着実に実行しなければならぬ、こういうことだといふふうには思つております。

○岡本委員 そうすると、いまの大臣の答弁では、要するに標準が実質に合わない、これは法律違反だ、これをこれからもう一遍調査して合致さう、こういうことですね。どうもあなたは——特別に何かかけたといふやつは話が別ですけども、私も全国の調査をしてみましたよ。そのうちでビックアップしたものをきよう持つてきたわけですから、全部が超過負担になつてゐるわけなんです。ということは、実質に合つてないといふことなんです。市町村に行きまして、これに合致さ

うとして、配置がえをしたりいろいろなことをして、それで能率が上がるようにやっているわけですから。市町村だって超過負担かなわらないんですから、これはやっているわけですから、特別にかけたとかこういう言い方はちょっと私はいたしません。そこで、いま大臣は、実質の事務費の経費に合わせるようにこれからします、こう御答弁をいただいたからそれでよしとおきましよう。この次またしてなかつたら予算委員会でお目見えするとして。

その次は、ついでだから法務省の方に聞きますが、同じように外国人登録に関する経費、これも地方財政法に出ているんです。ところが、これは西宮市、これを見ますと、外国人登録事務費の委託金が百二十一万八千八百円、これは法務省の方から来たんです。ところが、必要な、本当に要った金は八百九十七万二千二百七十六円、要するに必要経費の一四〇％しか来てない。これは厚生省よりまだ悪い。したがって超過負担は八六％。これについて、ひとつこれはついでだから法務省の方から聞いておきましよう、同じケースですか。

○影井政府委員 ただいまの西宮市に対する交付金の額、これは私の方でも承知しておりますが、超過負担の具体的な額については、実は最近まで承知しておりませんでした。

なお、この外国人登録事務委託費の超過負担の問題、これは西宮市に限らず、私どもの方で見えておまして、全国的な問題になりつつあるということをお承知しております。したがって、私どももいたしましては、各市町村におきまして業務量、それからそれに従事いたします職員の数、その給与形態等の実態をこの際改めて十分に把握しなければいけません。それを十分に把握いたしました上で自治省等との協議をいたしまして、これを十分に検討してまいらなければならぬ、このように考えております。

○岡本委員 そうすると、調べますと、いままで兵庫県全体でも一五％しかあなたの方から費用が来てない。兵庫県全体、各市皆、それで西宮市の

場合は一四％しか来てない。法制局の見解をもう一遍聞きましょう。この十

条の四のこれに抵触しないかどうか。○別府政府委員 実は法務省の關係は当第四部で所管してございまして、私は一般論としてしか申し上げられませんが、御了解いただきたいと思ひます。

先ほど申し上げましたように、必要な経費というのをどう見るかという問題はございまして、先ほど厚生省に關連しまして厚生大臣から答弁がございまして、実支出額とは考える必要はないけれども、標準的な支出額というものが全国の統計が出るというふうに考えますと、標準的な支出額のいわば合計と、厚生省關係で言えれば交付基準額に人員を掛けましたものの合計とが著しく差ができるような場合には、妥当を欠くということは考えられる、その程度の一一般論で御勘弁願ひたいと思ひます。

○岡本委員 これも兵庫縣全体で実質要つたうちの五％、それから西宮市で見ますと一四％というのですから、法外な超過負担でしょう。超過負担が八六％です。ですから、いま法務省の局長さんはもう一遍調査して考えるとおっしゃっているから、よくいままで地方自治体も黙っていたなと思つてね。國の方は中央集権できつたから、特に法務省に対してはあれだったかわかりませんが、けれども、本当に気の毒ですよ。これもあなたの方でもう一度きちんと調査して、ちゃんと実質に合致する、こういうことですね。

○影井政府委員 実はこの問題が取り上げられたのは比較的最近のものだったので、十分な調査をまだ終わっておりませんけれども、すでに一部につきましては私どもの方から調査もいたし、その調査が終わりました後、その次に全国的な調査もなるべく早くしたいというところで、調査計画も、目下計画そのものは終わりました、この実施を急ぎたい、このように考えております。

○岡本委員 本日に児童手当の事務費も調べたらものすごい超過負担なんです。時間がなくなる

から、きょうはこれでやめておきます。

そこで、次に年金制度の不公平——三木内閣は社会的に不公平の是正というのが柱なんです。それで、この点一つ例を調べますと、公務員のAさんという人、五十五歳で中央官庁を退職し、公団に天下りした場合、同時に共済年金を給付されることになっておる。だから収入は役人時代よりは多くなる。ところが、民間会社に勤めているところのBさん、五十五歳で定年退職後ある中小企業に就職した場合、給料が半分減つたとかいろいろ落ちるわけですが、そして厚生年金の支給が始まるのは六十歳から。しかもそのBさん、六十歳から——民間会社にいた人ですよ。月五万円以上の俸給を受けていると厚生年金は支給されない。

ですから、またそのBさん、要するに民間に勤めた人は年金を支給されるのは六十五歳になってからです。それともそのBさんが勤めている間は全額はもらえないで、二割引きしか支給されない、計算すると。こうしますと、役人天国とはよく言われますけれども、公務員の方は五十五歳で公団に天下りして、給料をもらいながらまた共済年金をもらつて。民間会社に勤めている人は、先ほど言つたように相当差がある。こういうような三木内閣——あなたも三木内閣のお一人でありますから、社会的に不公平の是正というのが看板ですから、この点いかがでしょうか。

○田中國務大臣 年金は約八種類ほどに分立をいたしております。それぞれに目的が違い、そしてまた沿革が違い、条件が違うというのが一つの問題点であります。いまお話しした御設例の向きの話は在職老齢年金に關係しているというふうに思いますが、これについては国家公務員共済などの場合には、退職後に勤めるところというのは国家公務員共済組合の外に勤める場合がほとんどでございます。極端な場合、たとえばある省庁の役人をやめて別な省庁に勤めるといふことがあれば、これはやはり引かれるわけでございますが、どうも役人の場合には大部分が民間に再就職する。そうする

と引かれないということになりまして、理論の上ではいいのですけれども、どうも実際のカバレッジが違っているものですから実際に不公平が生じるといふことだろうと思ひます。

こうした一例だけではなしに、やはり各共済年金あるいは厚生省所管の公的年金の間いろいろな条件の違いがありまして、これについては一部はやはり改善を加えなければならぬものがあるといふふうに認識しておりますが、やはり長い間の経緯等もございまして、一朝一夕にこれを全部同じにするということはできないと思ひますが、できるだけこうした制度の分立によるところの不利というものをカバーするということが第一。第二には、できる限りひとつとした厚薄がないように今後とも制度の改善について各省庁と連絡をとってやっていかなければならぬまい、かように思っております。

○岡本委員 これは私後で言おうと思つておつたのですが、やはり将来年金の一本化についていろいろと検討しなければならぬと思ひますが、そこで一月二十七日の新聞に、三木総理が次の五十一年度予算を指して年金制度の仕組みを全般的に見直すつもりである、田中厚相にも指示していると述べておりますけれども、どういふことを指示されて、どういふようにあなたの方はお考えになるのか。まだ考えていませんか。

○田中國務大臣 確かに私、三木総理から年金制度について根本的に見直せということをおっしゃっております。しかし、これが出てきたゆえんのもの、というのはお互いにこれはいろいろ複雑な制度の仕組みでございますから、したがってどこまで整理が考えられていたかは私つまびらかにいたしません。しかし、その理由をそんたくするときにやはり福年の財源についての考え方が濃厚にあったものではなからうか。それは前後の経緯から私もわかるような気がいたしますが、いずれにいたしましても、どういふ御趣旨で御指示があったといたしましても、やはり公的年金制度全

般について、いまさっきの御質問に私が答えたようになことにあつてあれこれ見直しをしていかなければならないものというふうに出てくるわけでありまして、その内容あるいはカバレッジ等々については明確な御指示はございませんでした。

○岡本委員 明確な指示がなかった、そういうことですが、じゃ田中厚生大臣は次の五十一年度予算についてこれをどういうふうに出ておられるのですか。まだ何も考えていませんか。

○田中厚生大臣 やはり各種年金については相当改善を加えなければならぬということについては、現在総理の御指示があらうとなかろうとそういうことはいたさなければならぬということに私は思っているのですが、総理からの御指示がありましたのでさらに意欲的にやっていたい、かように思っております。

では具体的に一体どの点をどのようにやるかという点については、ただいま作業中であり、また各種審議会にもいろいろと御相談を申し上げているところでございますから、いまの段階であれこれ余り具体的に申し上げるまでには至っておりません。

しかし、たとえばさきからいろいろ御質問の中にあつたような通算制度とか、あるいはまた妻の年金権の問題あるいは各種年金についてのいろいろ財政方式についての検討等々、いろいろな問題が議題になることは事実だろうと思ひますが、いまそれほどの点がどのように改善を見るであらうか、こういうふうになりますというのを申し上げるのについては、まだ若干の時間をかしていただかなければ、私は責任のある的確な答弁はできないというのが事実だろうと思ひます。

○岡本委員 もう大橋さんにかわらなければいけませんので……

そこで、労働省も来てもらつておるのですが、労働省の方からも答弁してもらおうと思つたけれども、私の方から言います。

大体、日本の国のお年寄り、すなわち六十五歳以上の労働力率、これが西ドイツやあるいはまたアメリカに比べてみると、非常に高い。たとえばアメリカでは六十五歳以上のお年寄りが働くのは、これは一九七三年、二二・八%、西ドイツが一五・一%、それに対して日本は四六・七%、これは男の方です。女の方はアメリカが八・九%、西ドイツが五・六%、日本は一六・九%、これはおぼやかさんの方ですね。こういうふうなわが国の男性が六十五歳を過ぎても非常に働き、また職を求めているというのを見ますと、この原因は何にあるかというところを調べると、東京都の老人総合研究所が四十九年、昨年まとめた調査によると、経済上の理由というものが非常に多いわけですね。したがって、私は、この就労の理由として六十五歳から六十九歳の方が六九%、七十歳以上が七五%、これがみな経済上の理由を挙げているというところを考えると、やはりひとつ厚生省でどうしても年金を食べられる年金、生活できる年金、こういうふうにしなれば——諸外国と比べても非常におくれている。要するに、経済上の理由で働くということですから、働いてはいかぬということはありませんけれども、だから一つ私は要求しておきたいのは、食べられる年金、これを目標に年金制度の洗い直しをしてもらいたい。これを一つ要求しておきます。

それから労働省。老後の生活を安定させるために年金の充実をするともに、年金の支給開始年齢になるまで就労保障、すなわち定年制の延長ですね。これはまだ企業が五十五歳の定年制をとっておられるけれども、やはり六十歳までくらい定年制を延ばす、こういうふうに指導する必要があるんじゃないかというふうに思ひますが、これは労働省から見解を聞いておきたい。

○川口説明員 ただいまおっしゃいましたように、一律定年制のあるところで五十五歳というのが半分ぐらいまだございます。そういうことでございまして、労働省といたしましては、定年の延長ということを考えておりますが、高齢者になりますと、仕事の種類ですとか体力とかそういうことによつて働くか働かないか、どんな仕事に働

くか、それぞれ個人の事情が非常に千差万別になつてまいります。したがって、現在のところ労働省では、六十歳まで定年を延ばしていただきたいということでございますが、定年制といふのは、日本の生涯雇用と言われる雇用慣行とか年功賃金とかに非常に関連しておりますので、一挙にというのはなかなかむずかしいところを指導しておるところでございます。

○岡本委員 そうすると、ばくの調べによると、五十五歳定年制を実施しているのが五二%、六十歳までが三三%になつておるわけですね。労働省としては、この定年制の延長、これを今後指導していく、こういうことですね。

○川口説明員 はい、さようでございます。

○岡本委員 じゃ、大橋委員と交換します。

○竹内(黎)委員長代理 大橋委員。大橋(敏)委員 若干、関連して質問させていただきますが、限られた時間が迫つてきたのですけれども、私が最後でございますので、多少の時間の延長はお許し願ひたいと思ひます。

「竹内(黎)委員長代理退席、波委員長代理着席」

五十一年度に年金制度の抜本的な改定がなされるという厚生大臣がおっしゃつていたわけでございますが、国民は大きな期待をこれに寄せております。したがって、この際、現在の年金制度における欠陥とかあるいは不公平とか、いろいろの問題点を指摘していくことは、その抜本的な改革の中における重要な事柄にならうという立場から、二、三お尋ねをしてみたいと思ひます。

年金の支給につきまして、加給年金の給付がございまして、国民年金の場合は、十八歳以下の子供について、あるいは厚生年金の場合は、配偶者や子供についての加給年金が給付されているわけでございます。これについて、この加給年金の性格、一般的には、公務員に支給されております扶養手当に相当するもの、このような理解でいいのかどうかということですが。

○曾根田政府委員 過去の年金改正の際における加給年金の引き上げにつきましては、おおむね御指摘のような公務員における扶養加算、そういったものを参考に引き上げておるというのが実際でございます。

○大橋(敏)委員 そこで、私は実際の例を引いて問題点を指摘したいと思ひわけでございますが、公務員の扶養手当が改正されれば、これを追いかけて加算額の改正がなされなければならぬと私は思うのです。公務員の扶養手当が改正されると、それにいわず後追ひ的にはなつておりますけれども、当然改正するべきである、このように考えるわけでありまして、事実、厚年の加算年金額が、四十三年度においては公務員の扶養手当に準じて改正されております。また、四十八年度改正においては、四十七年度の公務員の扶養手当の額に準じて改正されております。これは過去の事実ですね。この経過を見ましても、公務員給与の改定を追いかけて改正していかなければならぬ、このように思ひわけでございますが、今回の公務員給与の改定では扶養手当の改定はなされておりますけれども、今度の国民年金法の中を見ましても、これは据え置きになつておるわけですね。こういう点について大体いつ改定をなさる気なのか、お尋ねをするわけでございます。

○曾根田政府委員 昨年四月から公務員関係の方の加算額が配偶者の場合かなり大幅に上がりました。実は先ほど大臣も申しましたように、来年度の改正につきましては、目下関係審議会ですでに検討が始まつておりました。その中の一つのやはり重要な検討課題といたしまして、年金水準を考へる場合に、世帯単位か個人単位か。これは実は妻の年金権、国民年金への任意加入をどうするか、こういうことに全部絡む問題でございます。従来のような後追ひ的な加給金がいいのか、この際もっと基本的に、たとえば一定割合みたいなものをプラスするのがいいのか、いろいろ議論が実はなされておりますので、私はここで余り具体的なことを申し上げるのは適当でないと思ひま

す。

すけれども、妻の年金権までこれを取り上げますと、各制度またがって、しかも一人前、二人前の議論になりますと、あるいは場合によって一人前の年金としては従来レベルをあるは割り込むというふうな問題、そういう要素も含んでおりますので非常にむずかしい問題でございまして、いかに単純に従来ベースで加給金の後追いをしているのかどうかについてなお議論をしようというものが関係審議会の意向でもございまして、ひとつその点で御了解願いたいと思ひます。

○大橋(憲)委員 それでは具体的に御説明申し上げますと、国家公務員の扶養手当額の改定が昭和四十四年に行われております。これは従来配偶者は千円であったものを千七百円に変えたわけですね。また、十八歳未満の子供について、特に職員に配偶者がいない場合は、このうち一人については千二百円をお上げしました。このように改定がされたときに、厚生年金の改正もなされております。これは前年度、四十三年度の国家公務員の扶養手当の額の水準に合わされております。たとえば配偶者に対しては千円ですから四十三年度に合わされていくわけですね。また、国家公務員の扶養手当の改定が昭和四十六年にもなされて、千七百円から二千二百円になっております。そうしてそのときには子供二人まで支給することにし、したがって、子供については、子供二人について六百円支給しました。あるいは職員に配偶者がいない場合の方につきましては千四百円を上げました。こういうふうな改定がなされております。そうして昭和四十八年にはさらに配偶者は二千四百円から三千五百円、そして子供が二人までできるわけですが、千円、そして職員に配偶者がいない場合においては二千五百円の扶養手当を支給いたしました。こういふふうな改定されて、四十九年には三千五百円の配偶者の扶養手当は五千円に改められております。それから子供の場合は千円が千五百円、それから職員に配偶者がいない場合は二千五百円から三千五百円へと、このように

大きく改正がなされたわけでございます。

そこで、いままでのように後追ひ的にはなりませけれども、加給年金額の改正がなされるならば次のような額にならざるを得ないという計算をしてまいりました。実は昭和四十九年の公務員の扶養手当に準じて加給年金の改正をした場合、たとえば妻と子供が二人いると仮定しまして、言うまでもなく老齢年金というものは定額部分と報酬比例部分と加給年金を合せて老齢年金と言われているわけですね。定額部分と報酬比例部分が基本年金額と言われているわけですが、四十九年度の公務員の扶養手当の改正の立場に立つて計算してまいりますと、加給年金だけでも、五千円掛ける十二カ月ですから、年間六万円ですね。それから、子供が千五百円になりますので、しかも二人までできるわけですから、千五百円掛ける十二カ月、三万六千円、合計いたしました加給年金は九万六千円という計算になるわけですね。ところが、現行どおりにまいりますと、ずっと計算してまいりますと四万八千円ですから、約半分しかならぬわけですね。これは早急にこれに合わせるべきである、合わせなければならぬ、いままでの経緯の上から言ってもそうです。また、遺族年金を取り上げてもそれが言えることでありまして、時間がございませぬので細かい計算は省くいたしまして、結局は遺族年金の場合は六万円になります、現行でまいりますと、一万九千二百円、約三分の一の額ということで非常に格差が開くわけですね。ですから、私は、いままで五年ごとになされたという考えもあるかもしれませんが、今回、これは財政計算期を早められて五十一年度になさるわけですから、少なくともいままでの例にならばこのような改正がなされるものと判断するわけでございますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○曾根田政府委員 先ほど申し上げましたように、従来の改正の経過をたどつてみますと御指摘のような改善が一応は予想されるわけでございますが、非常にむずかしい問題ではあります、妻

の年金権、それに絡んで、一休被用者保険における年金レベルを、二人分、一人分、そういうものをどういふふうな扱つか、来年度の改正で果たして間に合うかどうか、その点は何とも申し上げられませぬけれども、そういう基本論議をひとつしてみようと関係者の大体空気でございまして、余り具体的なことを私がこの段階で申し上げるのはいかかと思ひますけれども、少なくとも従来の経緯から見れば、そういうことも一つの案として考えられるということだろうと思ひます。

○大橋(憲)委員 局長さんの方では、もうそれ以上の答弁はできないと思ひますが、大臣、これは当然のことだと思ひます。国家公務員の扶養手当が変れば、当然それにならつて、後追ひ的ではございませぬが、年金関係の加算年金額は改正されてまいりました。したがって、来年度はその改定期に当たつていくわけですから、当然これは改正されるべきである。そうした年金権を持つていふ方は、いわゆる期待権があるわけですね。そういうことで、当然私はこれで改定されるもの、こう考えるわけでありませぬ。それでなければ、いま言ったような大きな額が半額になつてみたり、三分の一の額になつてみたりして不公平が生ずると思ひます。どうでしょうか、大臣。

○田中(憲)大臣 加給年金の問題でございませぬが、これについては、従来の取り扱いは先生おっしゃるとおりであります。しかし、今後この制度を一体どのように持つていくか、これについては、いま年金局長が言ったように、相当広範囲な視野でもつてこれを検討しなければならぬというところは事実だろうと思ひます。また、これについては、年金の数理計算上、こういふようなものを一体どう保険料に織り込んでいくかということも、金額が大きくなつてくるとだんだん問題が出てくるだろうと私も思ひますので、そういうふうなことも、収入の面と支出の面とのバランスの上において考えていかなければならぬ問題も出てくるだろうと思ひますが、いずれにしてもこの加給年金、いつまでも、制限が、この種のものが

高くなつてきておるのに据え置いておくというのではよくないので、抜本的なもう少し幅の広い改定なり制度の改定ができれば別ですが、それができない場合にはやはり若干考えなければならぬというふうな思ひます。

○大橋(憲)委員 抜本的な改正の中でこういうものは十分考慮して改正されていくであらう。もしその改正がなされない場合は、当然、いままでの考えで、改定期がきておるのだからその線に合せていく、このような理解に立つてよろしいですね。御返事があったと思ひますので、これはこれで終わりたいと思ひますが、ただ合わせ方につきましても、厚生省の場合は非常に消極的なんで、もっと積極的に熱意を持ってやつていただきたいと思ひます。

先ほど言いましたように、厚生年金の場合は四十八年度に改正がなされたけれども、それがいま言う国家公務員の給与改定の四十七年度の水準に合わせたというわけですね。そこで四十八年は配偶者については二千四百円、第一子、第二子については八百円、その他については四百円と一歩おくれた水準で行つておるわけですね。まして国民年金の場合はどうかといへば、今、四十九年に改正されておりますけれども、これは妻はありませぬけれども、子供一人のみ八百円、低い水準に合わせ八百円、これも二人じゃなくて一人に今度は削つてあります。そしてもう一人の方はその他にして、またその半額にしておるわけですね。非常に消極的なんで、これはお金がかかるからという考えもありませぬけれども、いわゆる行政の立場から、あるいは救済していく立場から見れば、こういう考え方は私は誤りだと思ひます。これは抜本的な改革の中で大きく反省し、改めてもらいたい、こういう考えです。これをつけ加えておきます。どうでしょうか。

○曾根田政府委員 ちょっとお言葉を返すようになつて恐縮でございますが、国民年金の場合は、一子までは、一子の状態を母子としてとらえますから、二子の八百円というのは、厚生年金の一子、

二子の八百円に合っておるわけですから……。

○大橋(敏)委員 四十九年はあれです、八百円になっていきますよ、一人、違っていますよ。

○曾根田政府委員 一分を母子年金でとらえてですね。

○大橋(敏)委員 それはそうですよ。それでその他に落としておるでしょう。

○曾根田政府委員 三子以降はちゃんと合っておるわけです。

○大橋(敏)委員 その辺の考え方が非常にいい、いだと私は思うのですよ。これはもともと本気に取り組んでもらいたい。

もう時間があれですけれども、先ほど年金数理上云々という話が厚生大臣からありましたので、この際、もう一つその観点からお尋ねしたいと思うのです。

先ほど他の委員からお話があったとおりですが、在職老齢年金のカットの問題がありますね、厚生年金等の場合にはカット支給というものは、これは私は全面的に廃止すべきだという考えを持っておるのです。これは年金数理上云々と言われれば言われるほどこれを廃止していいという裏づけになると思うのです。なぜならば、年金の数理計算する場合は、六十歳になれば厚生年金の増額は支給いたしますという計算になっておるわけでしょう。まさかカットの分までを含めた年金数理計算をなされているとは思いませんよ、そうでしょう。それはどうですか。

○曾根田政府委員 私も専門家でございせんので、あれですが、年金数理の上では脱退率等々で退職要件がございまして、六十歳で全員支給というのではなしに、平均的に何歳で退職するかということでございますので、六十歳ということにはなっておりません。

○大橋(敏)委員 厚生年金の場合は、退職した場合六十歳の支給開始でしょう。これは極端な論議かもしれませんが、全部退職した場合は全部支給しなければならぬわけでしょう。そういうことでの年金数理計算をなされるわけですよ。それがな

かったら責任準備資金なんという言葉は出てこないわけですから。そうでしょう。

○曾根田政府委員 法律で六十歳になれば在職しておつても出しますよというふうな制度を改めればそのような計算をいたしますが、現行制度では、六十五歳になれば退職要件を問いませんが、それまでは退職要件がかかっておりますから、そういう前提で数理計算をいたしますので、数理計算上は恐らく六十三歳くらいだと思いますが、六十歳にはなっておりません。

○大橋(敏)委員 わかりました。それじゃ、その考えからいったら少なくとも六十五歳以上はカットを廃止すべきでしょう。

○曾根田政府委員 六十五歳は、先ほど言いましたように、退職要件なしで年金を出すことになっていきますからそういうふうな計算しておりますが、いまの制度では二割カット分は最初に、国庫負担分を要するにカットするという考えでございますので、十割出すということになれば少なくとも国庫負担の面で数字が変わってくると思えます。

○大橋(敏)委員 当然それは国庫負担も含めての計算なんですけれども、年金数理計算でそこまで含まれていくわけですから、これだけの員数に対して幾ら支給するか、そのためにはどこからどのようなお金を集めてそれを財源するかという中には国庫負担も含まれていくわけですから、大臣、少なくとも六十五歳以上のいままでの一律二割カットくらいは廃止すべきである、こういうことです。その理由としては、年寄りが再就職なさっているなんというところは大体低賃金ですね、賃金が安いということですよ。また敬老の意味からいっても、こんな二割くらいのけちくさいカットをしてはいけません、ということですよ。もっと敬老精神を旺盛に持ってこういうのは廃止すべきだということ、いま言ったように、六十五歳以上になれば年金数理計算上から見ても、これは問題ではないということですね。それから、もう一つ問題があるんですよ。たと

えば、会社をたん退職して再就職して厚年の被保険者になった場合は、この老人の再就職の場合は二割カットがなされるわけですね。ところが、同じ職場に公務員年金をもらっている人が働いていた場合はこの人の年金はカットされない、こういうことになっていくでしょう。これは非常に不公平ですよ。ですから、こういう立場からも、六十五歳以上になったらやはりカットすることは廃止しよう、中止するという考えが私は正しいと思えます。どうですか。

○田中事務大臣 在職老齢年金制度、退職要件を除いたときは、これはもう善政だと大変喜ばれたというふうにも私も覚えておるわけですが、(大橋(敏)委員「いまはカットの話」と呼ぶ)ところ、が、やってみますという問題が出てくるというところでございます。問題の筋はよくわかれ、お説のとおり、その場合どういう改定をするか、いまにわかに結論的に申し上げることはできませんが、どうも私の考えでは、六十五歳以上の場合は六十五歳以下の場合との間に若干の物の考え方があってもいいんじゃないかというふうに考えておりますが、細かいことについては今後の検討に任せていただきたい。

それからいま一つは、いわゆる在職老齢年金の場合、国家公務員共済などとの関連において不公平が生ずるというようにおっしゃるわけでございますが、それはさつき岡本委員にも話したとおり、何しろ分立しているグループの範囲が違ふものから、カバレッジが違ふものから、したがってこれは心ならずもそういうことが出てくるわけですが、現実には現実でございますので、そういう点はにわかにかが改定できるかどうかは私にはわかりませんが、少なくとも在職老齢年金というものの改善を、こういうバックグラウンドを踏まえつつやるということについては私は考える必要がある、こう思っております。

までの一律二割カットということについては、これはやはり改めなければならないということは、審議会等でも検討されるでしょうけれども、恐らくその方向に進まざるを得ない、進むべきであるとは私は考えます。強くこれは主張しておきます。それから、私は私なりに抜本的な改革のことを研究してまいりましたし、いま私案として持っております。これを近く党の方にも諮りまして、それが認められれば公にこれは発表してみたいと思えます。決してこれは公明党の手柄というふうな気持ちで出すのではなくて、今後、八種類ある年金制度の改革に当たってはこういう考えでいかなるを得ないのではないかと、非常に真剣な検討の内容になっておりますから、もしわれわれが発表をしましたならばそれを十分検討をしていただいて、本当にともにお年寄りのため、この年金改革のために全力を尽くしていきたい、いこうと、こういう気持ちです。これはもうすでに大綱だけは持っているのですけれども、まだ党の了解を得ておりませんので、近く了解を得た上で発表します。恐らく専門家の皆さんが見られれば、なるほどどうなすかという方向に進んでいかざるを得ない、また進むべき内容であらうという確信を持っております。

これをつけ加えて、私の質問を終わります。

○曾根田委員長代理 次回は来る四月二十三日水曜日、午前九時五十分理事會、十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散會

社会労働委員会議録第十号中正誤

ページ 段行 誤 正

六 四 三 掛け捨て 掛け捨て